

平成29年第3回決算特別委員会全体会（文教福祉委員会所管）会議録

平成29年9月19日
10時00分～17時54分
全員協議会室

出席者氏名

坂本 隆司	委員長	札野 章俊	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	山宮留美子	委員
深沢 幸子	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	後藤 光秀	委員
滝沢 健一	委員	糸賀 淳	委員
椎塚 俊裕	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
寺田 寿夫	委員	杉野 五郎	委員
鴻巣 義則	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

市長	中山 一生	副市長	川村 光男
教育長	平塚 和宏	健康福祉部長	足立 裕
教育部長	松尾 健治	保健年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	下沼 恵
こども課長	服部 一郎	高齢福祉課長	中嶋 正幸
教育総務課長	飯田 光也	生涯学習課長	大野 雅之
スポーツ・団体推進課長	北澤 昌雄	指導課長	小林幸太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター所長	辻井 浩一
保険年金課長補佐	石塚 幸代（連絡員）		
教育総務課長補佐	蔭山 大三（連絡員）		

事務局

局長 黒田 智恵子 係長 矢野 美穂

議題

議案第2号 一般会計歳入歳出決算（文教福祉委員会所管事項）
議案第3号 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第6号 介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第7号 障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
議案第8号 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
議案第9号 介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

坂本委員長

皆さん、おはようございます。

開会前ではありますが、中山市長より公務のため午前中の会議は欠席させていただきたい旨、申し出がありましたことから、これを許可いたしましたので、よろしく願いいたします。

開会前に申し上げます。本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

傍聴者の方に申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、前回の決算特別委員会に引き続き、出席お疲れさまでございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第2号から議案第9号までの平成28年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。

本会議における質疑では「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に、委員会においても「発言は全て簡潔にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質疑内容に対して的確な答弁をされますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の文教福祉委員会所管事項について、項目順にご説明を願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

まずは昨日、敬老会どうもありがとうございました。強風の残る中、本当にありがとうございました。例年どおり1,547名の参加者が見えまして、無事敬老会を開催することができました。どうもありがとうございました。

それでは、よろしく願いいたします。

文教福祉委員会所管の決算内容につきましてまず歳入からご説明いたします。

決算書13, 14ページをお願いいたします。

左側の欄の中段、12分担金及び負担金です。

右側の欄ではちょうど中頃の地域活動支援センター運営費負担金です。

これは川原代町にある精神障がい者のサービス事業所、地域活動支援センターゆうあいワークインの運営に関する負担金です。四つの市町で運営しておりますが、これは稲敷市、利根町、河内町からの負担金の受け入れです。

次の老人施設入所負担金は、松風園入所者の自己負担金です。年度当初は4名、その後に退所などがあり、年度末時点では2名の負担金です。

松尾教育部長

続きまして、教育費になります。

主要事業の概要、それから主な増減事由のみの説明とさせていただければと思います。

児童福祉の負担金でございます。

放課後児童健全育成事業負担金、こちらいわゆる学童保育の負担金でございます。利用者の増を反映しまして、前年比で114万円、2.8%の増となっております。

その下、同じく滞納繰越分でございます。前年比6万9,000円ほどマイナスの26万9,000円となっております。

足立健康福祉部長

続きまして、保育所運営費徴収金私立分です。これは市内に九つある私立保育園及び管外保育園の現年度保育料です。収納率が98.2%、前年度については98.8%でした。

その下の滞納繰越分は、その保育料の前年度保育料からの繰越滞納分です。

次の保育所運営費徴収金の公立分は、八原保育所における現年分の保育料です。収納率が98.4%、前年が91.6%です。

次の公立分滞納繰越分は、その保育料の前年度からの繰越滞納分です。

次の日本スポーツ振興センター災害共済費負担金は、八原保育所の子どもたちの傷害保険の掛金、その保護者分負担分です。144人分です。

次に、養育医療給付事業費負担金です。養育医療とは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度です。その自己負担分ですが、14名分です。

松尾教育部長

その下でございます。小・中学校の管理下における児童・生徒の事故等に備える共済制度の保護者の実費負担金でございます。いわゆる学校保険でございます。小学校費では日本スポーツ振興センター災害共済負担金167万4,000円、同じく中学校費86万2,000円でございます。児童・生徒数の減少を反映して、それぞれマイナス1.7%、マイナス2.5%となっております。

続きまして、15、16ページをごらんください。

足立健康福祉部長

15、16ページです。

左側の欄の大きなくくりでは民生使用料です。右側の欄ではまず0001総合福祉センター使用料です。これは60歳未満の方の同施設の利用料です。

次の総合福祉センター施設目的外使用料は、自動販売機の電気代設置料、また電柱の設置料などです。

次のふるさとふれあい公園使用料は陶芸の窯の利用料です。

次のふるさとふれあい公園施設目的外使用料は、先ほどの施設目的外使用料と同じ内容です。

次の地域福祉会館施設目的外利用料は、先ほどの内容とともに社会福祉協議会の職員の駐車場の利用料です。

次のひまわり園施設目的外使用料につきましても同じく社協職員の駐車場の利用料です。

次のさんさん館保育ルーム使用料は、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の利用料です。

次のさんさん館施設目的外使用料は、先ほどの施設目的外使用料と同じ内容です。

次の駅前こどもステーション使用料は、昨年度新たにオープンしました送迎ステーションの利用料です。

次の保育所施設目的外使用料は、八原保育所などの施設にあります電柱、支柱などの設置料です。

二つ飛びまして、保健センター施設目的外使用料は自販機の売上金などです。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

次、教育使用料になります。

小学校施設目的外使用料 137 万 5,000 円ほどでございます。学校敷地内の電柱ほか教職員の駐車場の使用料が主でございます。

その下、中学校施設目的外使用料も同様でございます。

中央図書館施設目的外使用料、電柱、それから自販機等の使用料でございます。

歴民館の目的外使用料も同様でございます。

文化会館使用料 1,170 万円、前年比で 246 万円、17.4%のマイナスになっております。これにつきましては本年 1 月から 2 月にかけて大ホール空調設備更新工事に伴う閉鎖が要因だというふうに考えております。

その下、文化会館施設目的外使用料でございます。文化会館の電柱類の使用料のほか、職員の駐車場の使用料等がございます。

その下、保健体育使用料でございます。総合運動公園施設の目的外使用料、こちらについてはたつのこアリーナの自動販売機や、それから市政情報モニターの使用料が含まれております。

体育施設目的外使用料については、高砂体育館の電柱、自販機でございます。

給食センター施設目的外使用料、こちらは電柱となっております。

続きまして、19、20 ページをごらんください。

足立健康福祉部長

左側の欄の大きなくくりで、14 国庫支出金、民生費国庫負担金です。右側の欄では、まず国民健康保険基盤安定等です。これは低所得者救済のために保険税の軽減措置が行われますが、その軽減分に対しましての国 2 分の 1 の負担割合の国庫負担金です。

次の生活困窮者自立支援事業費は、生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援相談事業、住宅確保給付金給付事業の実施に係る負担金です。

次の特別障がい者手当等給付金給付費は、精神または身体に著しく重度の障がいを有する方に対しまして給付されます特別障害者手当及び障害児福祉手当の支給に対する財源措置としての国の負担金です。

次の障がい者自立支援給付費は、障がい者介護給付費・訓練等給付費、更生医療費など自立支援給付費事業に対する負担金です。

次の低所得者保険料軽減費は、介護保険料の第 1 段階の軽減措置、これは国基準の 0.5 掛けですが、その 0.5 をさらに下げまして、0.45 にしています。その 0.05 分に係る負担金です。

次の母子生活支援施設措置費は、市民の方が市外の同施設へ入所措置した際に、市が負担する支出に対し、国から 2 分の 1 の負担金がありますが、これは 27 年分の措置精算分です。

次の児童扶養手当給付費は、児童扶養手当給付に対する国の負担金です。

次の障がい施設給付費は、何らかの障がいのある子が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しましての負担金です。

次の子どものための教育・保育給付費は、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定こども園の運営費に係る負担金です。

次の児童手当給付費は、中学校修了までの児童を対象にした給付費です。これは世帯の所得に応じて 5,000 円から 1 万 5,000 円を支給する給付事業です。

次に、生活保護費です。国 4 分の 3 の負担割合です。内容につきましては歳出でご説明いたします。前年度比で約 5.4%の減です。

次の養育医療給付事業費は、同事業に対する国の負担分です。

次に、左側の欄で、国庫補助金の民生国庫補助金、社会福祉補助金です。

右側の欄では下から 2 番目の障がい者地域生活支援事業費です。これは障がい者の日常生活用具費、日中の一時支援などの地域生活支援事業に対する国の補助金です。

次の生活保護適正実施推進事業は、生活保護関係のレセプト点検に係る事業費及び生活

保護面接相談員の経費に対する国の補助金です。

次のページをお願いいたします。

一番上の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業です。臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月の消費税引き上げによる影響を緩和するために、所得の低い方々に対して暫定的、臨時的な措置として実施されたものですが、この給付金は 65 歳以上の年金受給者が対象となる高齢者向け給付金です。補助率は 10 分の 10、国が 10 分 10 です。1 人当たり 3 万円です。その下の事務費はこの給付事業に係る事務経費です。

次の臨時給付金給付事業、年金受給者以外で所得が低い方、市民税が非課税の方を対象にした給付金です。補助率は国が 10 分 10 です。1 人当たり 3,000 円ですが、障害・遺族基礎年金を受給されている方は 1 人当たり 3 万円です。その下の事務費はこの給付事業に係る事務経費です。当事業の全額が国庫補助金となっておりますが、内容につきましては歳出のところでご説明いたします。

次の高齢者生きがい活動促進事業費は、企業を退職した高齢者自らが健康づくり活動を行うとともに、介護予防や生活支援サービス基盤となる活動を行う団体の立ち上げを支援するものです。

次の子ども・子育て支援事業、子育て環境整備分は、一時保育、延長保育、病児保育及び子育て支援センター事業への補助金です。

松尾教育部長

その下でございます。同じく学童保育分でございます。学童保育の運営、それと施設改善に係る補助金でございます。それぞれ補助率としては 3 分の 1 となっております。前年比で 782 万、30.4%の増となっております。

足立健康福祉部長

次の母子家庭等対策総合支援事業費は、ひとり親家庭の保護者が就職のために保育士や看護師などの資格を取得する際の給付金、それに対する補助金です。

次の保育対策総合支援事業は、保育士の業務省力化のためのパソコンソフト導入などの補助事業です。

次の地方創生加速化交付金は、平成 28 年度地方創生のために設立された交付金です。当市では子育て環境日本一に向けた取り組みの一つで、駅前こどもステーション事業が採択されました。補助率 10 分の 10 です。

続きまして、感染症予防事業費等です。子宮頸がん、乳がん、大腸がん、無料がん検診事業に対する補助です。次の子ども・子育て支援事業、育児支援家庭訪問は、乳児家庭全戸訪問事業、赤ちゃん訪問及び養育支援訪問事業に係る経費に対する補助金です。

次のページをお願いいたします。23、24 です。

松尾教育部長

一番上でございます。遠距離通学児童援助費、こちらにつきましてはスクールバスで通学する者のうち 4 キロ以上の児童に係る実費相当額の 2 分の 1 が対象になるものでございます。166 万 8,000 円、前年度比で 26 万円、13.9%のマイナスとなっております。

その下、要保護児童援助費・特別支援教育就学援助費でございます。こちらにつきましては要保護、それから特別支援学校に在籍する児童の就学援助に係るものでございます。補助率が 2 分の 1 でございます。前年比 20 万 4,000 円、49.3%のマイナスとなっております。

同じく中学校費でございます。こちら補助率 2 分の 1 となっております。前年と比べますと 3 万 4,000 円の増となっております。

足立健康福祉部長

次に、幼稚園就園奨励費です。これは所得状況に応じまして、保護者の経済的な負担軽減を目的に、申請後に移行していない幼稚園を対象にして補助しております。

続きまして、中段にあります国民年金事務費です。法定受託事務として行っている国民年金に係る事務費に対しまして委託金として国から交付されるものです。

その下の特別児童扶養手当事務費です。この手当は精神または身体に障がいのある児童に対しまして全額国費で支給されておりますが、その支給事務につきましては法定受託事務として市が行っております。これはその事務に対する委託金です。

次に、左側の欄の大きなくくりで県支出金です。まず右側の国民健康保険基盤安定等です。これは県の財政支援等によりまして、保険者支援です。国が2分の1に対して県が4分の1です。

次の障がい者自立支援給付費は、国2分の1に対して県4分の1の負担です。

次の低所得者保険料軽減費は、国2分の1に対して県4分の1の負担金です。

次の後期高齢者医療保険基盤安定等は、国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対しまして県4分の3の負担金の負担割合の補助です。

次の障がい施設給付費は、国2分の1に対し県4分の1の負担です。

次の子どものための教育・保育給付費は、一昨年まで施設型給付費としての名称でしたが、こちらにつきましても国2分の1、県4分の1の負担です。

次の児童手当給付費は、被扶養者保険加入で、3歳未満の国45分の37に対し、県が45分の4、それ以外の場合は国3分の2に対し県6分の1の負担です。

次の生活保護費です。通常は国4分の3、市の4分の1の負担割合となっておりますが、居住地がない方が入院した場合は、長期入院により住居を失った方に対しまして支給した生活保護費につきましても、市の4分の1を県が負担することとなっております。その分の県負担額です。

次の養育医療給付事業費は、国2分の1に対し県4分の1の負担です。

次のページをお願いします。

二つ目の事務処理特例交付金社会福祉事務分です。これは身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金です。

次の民生委員推薦会は、会議開催経費に対する県の補助金です。

次の地域ケアシステム推進事業費は、県の事業である地域ケアシステムに関する運営費などの補助金です。

次の障がい者地域生活支援事業費は、国2分の1に対し県4分の1の補助金です。

次の老人クラブ助成費は、各クラブへの助成費に対する県の補助金です。50クラブあります。

次の老人クラブ連合会助成費は、連合会の助成費に対する補助金です。

次の医療費助成事業費医療費分、いわゆるマル福に対しまして県の補助金です。その下の事務費につきましては、この事業に係る事務経費です。

次に、子ども・子育て支援事業費子育て環境施設分です。国と同様3分の1の補助金です。

松尾教育部長

その下でございます。同じく学童保育分でございます。学童保育の運営に係るもの、それから環境改善に係るもの、それぞれ3分の1の補助率でございます。前年比89万円、3.2%の増となっております。

足立健康福祉部長

次の子どものための教育・保育給付費地方単独分です。平成27年度からの新制度のもとで1号認定の施設型給付費については、国において現行制度では公定価格保育単価の

72.5%しか負担が行われず、残りの27.5%については県と市町村で負担することとなります。その部分についての県の補助分です。

次の民間保育所等乳児等保育事業は、平成28年度県の新規事業で、1歳児保育に対する補助金です。

次に、在宅障がい児福祉手当支給事業費です。これは在宅の心身障がい児を介護する保育者へ支給する手当金ですが、その支給対象者の中で重度の障がい児支給分に対しましての補助金です。

次の事務処理特例交付金児童福祉事務分は、児童福祉法に基づく事務費や母子寡婦福祉資金貸し付け事務に係る県からの権限移譲事務費に対する交付金です。

次に、多子世帯保育料軽減事務事業費です。平成28年度県の新規事業で、保育所に入所している第3子以降の3歳未満児の保育料に対しまして保育料を無償化する制度です。国の所得制限をより高い所得階層まで対象としてきたものです。

三つ飛びまして、献血推進事業です。事業費に対する県の補助です。

次の健康増進事業費は、高血圧教室や歯周疾患、骨粗しょう症事業の指導に対しましての補助です。

次の子ども・子育て支援事業育児支援家庭訪問分は、国と同様県3分の1の補助です。

一つ飛びまして、予防接種の健康状況調査事業交付金です。県の依頼によりまして、BCG予防接種後の状況調査、これを保健センターで実施をいたしました。この調査に対する県の交付金です。

次のページをお願いいたします。27、28です。

松尾教育部長

28ページの下から二つ目になります。被災児童就学支援等事業費でございます。こちらは東日本大震災により被災し、当市に避難をしております児童の学用品費、それから校外活動費、給食費等に係る給付費に対する補助金でございます。10分の10。こちらにつきましては対象者が減っておりまして、前年比で14万円ほど、42%減っております。その下、同様に中学生に対するものでございます。補助率10分10分です。こちらもお対象者が減っておりまして、前年比で38万円、62%の減となっております。

続きまして、29、30ページをごらんください。

一番上の事務処理特例交付金、生涯学習事業分でございます。こちらは県青少年の健全育成等に関する条例に基づく図書自動販売機の届け出、廃止の事務処理及び立ち入り調査に係るもの、定額でございます。2万6,000円。

その下、青少年相談員事業費3万2,400円、協力事業所の加入説明や加入店舗訪問指導に係るものでございます。こちらも定額でございます。

その下、土曜日の教育支援体制等構築事業でございます。こちらにつきましては土曜日の教育活動支援事業に係るものでありまして、補助率が3分の2となっております。事業の充実によりまして、前年比で23万円、64%の増となっております。

足立健康福祉部長

次に、30ページ、今の三つ飛びまして、0003国民生活基礎調査費です。これは毎年行われます厚生労働省の統計調査で、国民の保健、医療、福祉、年金、所得などの世帯の状況を総合的に把握し、施策立案の基礎調査とするものです。それを県から委託されておりますが、その事務費です。

次に、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査です。こちら国が家庭及び生活保護法に基づく生活保護受給世帯の生活実態を把握し、施策立案の基礎資料とするものですが、これは不定期に実施されております。やはり県から委託されており、その事務費です。

松尾教育部長

その下、三つほど飛びまして、教育総務費委託金でございます。学びの広場サポートプラン事業費、こちらにつきましては夏休み期間中の実施に対する委託金でございます。10分の10でございます。

その下、スクールライフサポーター配置事業費、これは不登校状態の解消等を目的としたサポーター配置に係る費用でございます。同じく10分の10でございます。

続きまして、31、32ページをごらんください。

足立健康福祉部長

上から4番目です。地域福祉基金利子、これは地域福祉基金3億3,000万、28年度残金から生じました預金利子です。

松尾教育部長

一つ飛びまして、教育振興基金でございます。同じく基金利子でございます。

その下、義務教育施設整備基金利子、同じく基金利子の収入でございます。

それから、今度は財産売払収入の物品売払収入になります。物品売払収入の一番下、0003 給食センター資源物等売払収入2万4,000円ほどでございます。食用廃油の売り払い収入となっております。

それから、今度は繰入金の基金繰入金のほうになります。基金繰入金の0008 教育振興基金繰入金376万円でございます。こちらにつきましては奨学生援護事業に276万円を充当しております。それから、体育振興活動費に100万円を充当しております。

その下でございます。義務教育施設整備基金繰入金3,721万3,000円ほどでございます。こちらにつきましては、小学校施設整備費に1,680万円ほどを充当しております。さらに中学校施設整備事業に2,113万円ほどを充当いたしております。

続きまして、33、34ページをごらんください。

足立健康福祉部長

ちょうど中段にあります高額医療費貸付金元利収入、これは支給対象額の9割を限度に貸し付けしたものに対する返済分です。一番下の介護老人保健施設けやきの郷建設費貸付金元利収入です。これは地域総合整備資金の貸し付けに対する返済です。平成30年度まで返済があります。

次のページをお願いいたします。35、36です。

一番上の災害援護資金貸付金元利収入につきましては、東日本大震災における災害援護資金貸付金の返済ですが、250万円と170万円、2件ありました。

次の公立保育所入所受託収入は、八原保育所において他市町村から受け入れた児童に係る受託収入です。延べ3人の受け入れをしております。

次に、雑入です。ちょうど中頃の0002 医療福祉費第三者納付金です。これは交通事故などの第三者に対する求償分です。

その下の医療福祉費高額医療費等納付金です。マル福該当者が高額医療費の支給を受けた場合に、マル福が立てかえた高額医療費分を後に各医療保険のほうから納付を受けたものです。

松尾教育部長

その下でございます。総合運動公園等指定管理者納付金97万円でございます。こちらにつきましては、たつのこフィールドの工事で、昨年9月から本年3月までたつのこフィールドのほう閉鎖をしていた関係があつて、前年比で59万円ほど減収となっております。

その下、団体支出金でございます。団体支出金の下から2番目、0012 スポーツ振興くじ

助成金 2,000 万円でございます。こちらは独立行政法人日本スポーツ振興センターによる補助金でありまして、陸上競技場たつのこフィールドの照明塔建設に充当されたものでございます。助成対象経費としては 3,000 万円、それで補助率としては3分の2となっております。

足立健康福祉部長

次に、雑入です。このページの下から6行目になります。保育所職員給食費負担金です。これは八原保育所職員及び保育実習生の給食費負担金です。

松尾教育部長

その下、学校給食費負担金3億959万円となっております。こちらにつきましても児童・生徒数の減少を反映しまして、前年比で832万円ほど減収となっております。

その下、学校給食費負担金滞納繰越分58万円でございます。こちらにつきましては前年度比で46万円ほど減となっております。

足立健康福祉部長

一番下になります。医療福祉費返還金はマル福資格喪失後の受診による返還金及び診療報酬の返還金です。11件ありました。

次のページをお願いいたします。

一番上です。児童扶養手当返還金は、資格の喪失月のおくれなどによりまして、過払いとなりましたものについて返還金です。

次に、生活保護費返還金、2件ありますが、資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合や不正な手段で保護を受けた場合の返還金です。28年分と過年度分です。

次に、中段よりちょっと下の0039番、緊急通報装置設置者負担金です。これは機器の設置手数料の個人負担分です。7,200円の5人分です。

その下の子育て短期支援事業利用者負担金は、保護者が病気などにより幼児を養育できないときに施設にショートステイさせる際の負担金です。

松尾教育部長

その下でございます。放課後児童健全育成事業保険料負担金、こちら学童保育児童のけが等に備える傷害保険の保護者の実費相当の負担金でございます。前年比で2万3,000円ほど増となっております。

足立健康福祉部長

次の子育て支援センターCD等受り払い収入は、さんさん館で作製したCDの受り払い収入です。

次の公立保育所現場実習費は、大学などからの実習生の受け入れに対する謝礼金です。

次の健康診査受診者負担金は、がん検診など各種健康診査受診に係る自己負担分です。

次の妊婦教室参加負担金は、妊婦教室の際のテキスト代です。

次のページをお願いいたします。39、40ページです。

松尾教育部長

上から二つ目でございます。0058 公立小中学校現場実習費でございます。教育実習生に係る実習費でございます。

その下、学校事故賠償保険金14万4,660円でございます。こちらにつきましては、川原代小学校におきまして、用務手による除草作業中の飛散によりまして、自動車に損害を与えたものに対する賠償金相当額が入っております。歳出と同額でございます。

その下、学校開放体育館使用料でございます。こちらは小・中学校の夜間開放に係る施

設の使用料となっております。

その下、公共施設水道等使用料でございます。こちらにつきましては、ゲリラ豪雨等の観測のため、防災科学研究所が龍小の屋上に設置しております機器の電気代相当額でございます。

その下、太陽光発電余剰電力売払収入、城西中設置の太陽光発電の余剰分の売電収入でございます。

その下、歴史民俗資料館電話使用料でございます。記載のとおりでございます。

その下、市史等刊行物頒布収入、歴史民俗資料館の市史等の頒布収入でございます。

その下、文化会館検針用端末装置電力使用料でございます。新電力の電気使用実績を自動検針するための装置の電気代相当額でございます。

その下、たつのごアリーナ幼児一時預かり利用者負担金、記載のとおりでございます。

社会体育施設賠償金 36 万円でございます。これにつきましては、たつのごアリーナの外周フェンスに乗用車が衝突し、フェンスを破損させた事故に関する相手方からの賠償金の受け入れでございまして、毎月 3 万円ほど支払っていただいて、今年の 8 月で完済されました。

足立健康福祉部長

続きまして、駅前こどもステーション電話使用料です。運営は社会福祉法人に委託しておりますが、電話の契約者は市であるために、一旦支払った同額の使用料を委託業者から受け入れております。

松尾教育部長

二つ飛んで、0075 臨床心理学科学外実習費 2 万円でございます。こちらにつきましては、教育センターに大学から実習で受け入れた際の謝礼等でございます。

足立健康福祉部長

一つ飛びまして、0077 養育医療費返還金です。これは 27 年度の養育医療費の過誤調整医療の返還金で、社会保険診療報酬支払基金から返還されたものです。

松尾教育部長

その下、生涯学習講座等参加者負担金でございます。これは歴史散歩の参加者に対する傷害保険の実費相当額の負担 1,000 円でございます。

それから、少し飛びまして、目の 5 弁償金になります。0001 学校給食食材等弁償金 4 万 5,892 円、皆増でございます。これにつきましては昨年度不適合の食材、異臭がしたことなのですが、その食材を使った調理に要した実費相当額を請求して支払いを受けたものでございます。

続きまして、41、42 ページをごらんください。

足立健康福祉部長

一番上のひまわり園施設整備事業債です。これは昨年度ひまわり園の空調機が老朽化し、日常生活に支障を来しておりますことから、施設全体的に空調機改修工事を行いました。それに伴います市債としての歳入です。

松尾教育部長

少し下に下がります、教育費債になります。

初めに、中学校施設整備事業債 4,220 万でございます。充当先でございます。愛宕中の屋内運動場の屋根、外壁改修工事、それから長山中の武道館の屋根改修工事に充当しております。

その下、歴史民俗資料館施設整備事業債 4,690 万円でございます。外壁、屋根改修工事に充当しております。

その下、文化会館施設整備事業債 2,190 万円、大ホールの空調設備更新工事に充当いたしております。

その下、体育施設整備事業債 3 億 6,930 万円でございます。こちらにつきましては複数ございまして、まずたつのこフィールド照明塔建設工事、それからたつのこフィールドのバックスタンド等建設工事、これは 27 年度からの繰り越し事業でございます。それから、たつのこフィールド第 3 種公認陸上競技場継続改修工事、それからたつのこアリーナのプール室温調整機交換工事、高砂体育館屋根等改修工事、城南スポーツ公園テニスコート改修工事、それからたつのこアリーナ天井改修工事の実施設計にそれぞれ充当したものでございます。

歳入の説明については以上でございます。

続きまして、歳出の説明となります。

97、98 ページをごらんください。

足立健康福祉部長

その前に申しわけありません。歳入で

訂正がございます。13 ページ、14 ページです。一番最初にご説明した部分です。13 ページ、14 ページ、下から 7 行目か 8 行目の養育医療費給付費事業費負担金というものがございます。説明では 14 名分と申し上げました。正確には 6 名分です。14 名分ではなく 6 名分です。

続きまして、36 ページをお願いいたします。

一番下の医療福祉費返還金の件数ですが、先ほど 11 件と申し上げましたが、5 件分です。申しわけありません。11 件分ではなく 5 件分の返還金です。失礼いたしました。

それでは、歳出のほうをご説明させていただきます。

97 ページ、98 ページです。

民生費です。

初めに、中段にあります職員給与費（社会福祉）、これは社会福祉課 39 名中 15 名分の人件費です。

次の社会福祉事務費は、報酬が福祉有償運送運営協議会委員の報酬です。その他同協議会の運営に係る経費及び社会福祉課内の経常的な事務費でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金です。前年度比で約 5 % 減となっております。内容は特別会計でご説明いたします。

次に、民生委員等関係経費です。報酬が民生委員推薦会委員の報酬です。負担金、補助及び交付金につきましては、主に補助金で、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助金です。1 人当たり年額 7 万 2,000 円となっております。

次のページをお願いいたします。

行旅死病人等一時援護事業です。役務費の手数料についてです。身元不明で引き取り手のいない死亡した方への一時的な援護、総裁費用などで、昨年度は 5 名いらっしゃいました。

次に、遺族等援護事業費です。主なものは、戦没者追悼式の開催に関する経費です。消耗品については祭壇、献花用の生花です。使用料、賃借料は追悼式の祭壇の賃借料です。

次に、社会福祉協議会助成費です。負担金、補助及び交付金は、市社会福祉協議会補助金といたしまして、社協職員の人件費に対する補助金です。障がい福祉サービス事業費は、障がい福祉サービス事業所あざみに対する補助金です。

次に、地域福祉推進事業です。当事業は社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託料、補助金、交付金です。委託料の地域ケアシステム推進事業は、保健、医療、福祉の各機関がチームを組んで、要支援者が地域で安心して暮らせるよ

うに支援するものです。下記の4件につきましては前年同様の内容、前年度並みの事業費でございます。交付金のボランティアセンター活動事業は、同センターの活動に対するものです。

一番下の地域福祉計画策定費は、平成29年度から33年度までの5カ年の対象とします。龍ヶ崎市第2期地域福祉計画の策定に係る事業費です。報酬は龍ヶ崎地域福祉計画推進委員会委員の報酬です。そして、需用費は計画書の印刷製本費です。

次のページをお願いいたします。101, 102 ページです。

見守りネットワーク事業です。平成25年1月に立ち上げました同事業の推進に係る事務経費です。

次に、生活困窮者自立支援事業です。報酬、教材費、旅費、相談支援嘱託員への報酬です。

委託料は、昨年度から生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業を市内のNPO団体に委託しております。その委託料です。

償還金利子及び割引料は、離職などにより住居を失った方、また失うおそれの高い方に就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する制度であります。その住宅確保給付金の償還金です。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業です。主なものとして、19 負担金、補助及び交付金の補助金です。もともと臨時福祉給付金は平成26年4月の消費税引き上げによる影響を緩和するために所得の低い方々に対して暫定的、臨時的な措置として実施されたものですが、この給付金は65歳以上の年金受給者の方が対象となる高齢者向け給付金です。1人当たり3万円です。前後しますが、13 委託料はこの給付金に必要な臨時福祉給付金コンピューターシステム構築のための業務委託、昨年度からの繰り越し分です。そのほか業務に係る臨時職員の人件費、また事務経費などです。

次の臨時福祉金給付事業は、年金受給者以外で所得が低い方、市民税非課税の方を対象にした給付金です。1人当たり3,000円ですが、障害・遺族基礎年金を受給されている方々は1人当たり3万円です。

次のページをお願いいたします。104, 105 ページです。

そのほか先ほどご説明しました内容とおおよそ同様の給付金事業の経費でございます。23 償還金につきましては、平成27年度の補助金の返還金です。

次の臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）は、昨年度給付事業の制度自体が変わり、内容及び給付金額が変わりましたので、新たなコンピューターシステムの構築が必要となったことから、新たに業者に委託したものです。

次に、左側の欄の大きなくくりで社会福祉施設費です。右側の欄では、まず総合福祉センター管理運営費です。委託料としましては、主に社会福祉協議会への指定管理料です。工事請負費は施設の老朽化に伴い、不具合が生じておりました空調機器の整備、また玄関階段段差の改修工事費です。

次、ふれあいゾーン管理運営費です。委託料は社会福祉協議会へのふるさとふれあい公園指定管理料です。使用料及び賃借料はディスクゴルフ場及び用地に係る賃借です。平成27年度に無償から有償となったものであり、まちづくり文化財団への支出です。工事請負費はひまわり園の空調機器の更新及びふれあい公園アトリエのテラスの修繕工事です。

次に、障がい者福祉事業です。障がい者福祉に係る事務経費でございますが、主に扶助費です。

次のページをお願いいたします。

一番上の扶助費といたしまして、特別障害者手当、障害児童福祉手当です。合わせて71人分いらっしゃいました。

次に、障がい者給付訪問調査等事務費です。主に役務費の手数料です。これは審査会の審査のための主治医の意見書が必要となりますが、その作成手数料でございます。

次の障がい者給付審査会事務費は、給付審査会の運営に係る経費です。主に委員への報

酬及び事務経費です。委員の数は6名で、昨年度は12回開催いたしました。

次に、障がい者自立支援事務費です。主に役務費の手数料ですが、障がい福祉サービスの審査支払い手数料、また障がい者医療費の審査支払い手数料としまして、国保連と支払基金への支出です。

次に、障がい者自立支援給付費です。主に扶助費ですが、障がい者の介護給付費が約4億2,000万円、また訓練等給付費が約3億円、そして障がい者更生医療費が約9,000万円などがございます。

次に、障がい者地域生活支援事業です。報酬につきましては、障がい者自立支援協議会の委員報酬及び障がい者自立支援相談員1名の報酬です。

下のほうの委託料ですが、下から2行目の生活訓練等（夜間支援）事業につきましては、利根町の障がい者デイサービス事業所への委託です。

地域活動支援センター運営につきましては、みやざき病院に設置してあるいなしきハートフルセンター及び市内川原代町の地域活動支援センターの2カ所への委託です。

次のページをお願いいたします。

この事業の主なものとして、20扶助費ですが、これは日常生活用具、日中一時支援、また訪問入浴などの費用です。

次の職員給与費（老人福祉費）は、高齢福祉課職員32名中4名分の人件費です。

次に、老人福祉事務費です。主に負担金といたしまして、稲敷広域市町村圏事務組合松風園の運営に係る当市の負担分です。また、高齢者福祉施設が公共下水道へ接続する際に生じる工事に対する補助金です。

次の介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費等の繰出金です。前年度と比較しまして0.6%の増と微増です。

次の老人保護措置費は、扶助費といたしまして、松風園に入所している8名分の措置費相当分です。

次に、高齢者生きがい対策事業です。報償費、賞賜金につきましては、最高齢者100歳になられた方、88歳になられた方への敬老祝い金が主なものです。補助金といたしまして高齢者生きがい活動として長寿会への補助金です。

次のページをお願いいたします。109、110ページです。

一番上の交付金です。敬老会の開催運営費といたしまして、社会福祉協議会へ交付したものです。

次に、在宅高齢者生活支援事業です。主なものとして、12役務費の手数料はさわやか理髪、また緊急通報システム端末の設置に係るものです。13委託料の交流サロン運営事業は、元気サロン松葉館の運営経費15%分です。そのほか各システムの保守点検です。備品購入費は記載のとおり、14台の購入です。

負担金は緊急通報機器装置設置に係る稲敷緊急通報センター運営の負担金です。

次に、介護サービス事業特別会計繰出金です。昨年度と比較し、54%の増となっております。後ほど特別会計でご説明いたします。

次に、後期高齢者医療事業特別会計繰出金です。前年度と比較し約10%の増となっております。こちらも後ほど特別会計でご説明させていただきます。

次に、高齢福祉計画改定費です。これは計画期間を平成30年から32年度とする第7期介護保険事業計画を策定するに当たりまして、介護予防日常生活圏域ニーズ調査及び住宅介護実態調査を2,800件ほど行いました。その調査に伴う費用です。

次の職員給与費（医療福祉費）は、保険年金課職員29名中、うち2名分の人件費です。

次の医療福祉事業（県補助分）、そして次のページ、医療福祉事業（単独分）です。これはいわゆるマル福制度です。県制度の枠で運営しているのは県補助分、それ以外が市単独分となっております。県補助分につきましては、小児のほかひとり親家庭、重度障がい、妊産婦マル福があります。扶助費については前年度比2%の減という状況です。

次のページをお願いいたします。

一番上の医療福祉事業（単独分）、これが市のマル福単独事業です。主に 20 扶助費ですが、県補助対象外の部分の中学 3 年生までの医療費を助成しています。前年度比で約 17%の減という状況ですが、これについては県補助の枠の拡大が平成 28 年度にあったことによるものです。

次に、高額医療費貸付事業です。この事業は 1 カ月にかかる医療費が高額になる見込みがある、または高額な医療費を請求されたが、支払いが困難な場合などに支給が見込まれる高額療養費相当額を貸し付けする事業費です。昨年度は 1 件の貸し付けがありました。

次の職員給与費（国民年金）は、保険年金課職員 3 名分の人件費です。

次の国民年金事務費は、非常勤嘱託職員報酬といたしまして、国民年金相談員 1 名の人件費です。

次に、左側の欄の大きなくくりで児童福祉費です。右側では、まず職員給付費児童福祉です。子どもと職員 13 名及びさんさん館職員 3 名分の人件費です。

一番下の児童福祉事務費、こちらは次のページでご説明いたします。

114 ページです。

一番上の報酬、共済費、旅費、窓口嘱託職員 2 人及び子育てコンシェルジュ 1 名の報酬です。委託料、そして使用料及び賃借料はこどもまつり開催に係る経費です。貸付金は平成 28 年度から保育士確保のためにスタートした保育士等修学資金貸付事業で、月額 3 万円、2 年間貸し付けするものです。昨年度は 12 名に対して貸し付けいたしました。

次の家庭児童相談事業は、主なものとして、こども課に設置してあります家庭児童相談室の家庭児童相談員 2 名分の報酬です。

次に、児童扶養手当支給事業です。この手当はひとり親家庭を対象に支給しています。扶助費につきましては前年度並みでございます。

次に、特別児童扶養手当事務費です。この手当は重度の障がいのある在宅の 20 歳未満のお子さんを養育されている保護者に支給される手当です。

次の障がい児施設給付事業は、障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費が主なものです。扶助費は前年度比で 34%の増です。

次の障がい児支援サービス事業特別会計繰出金は、つばみ園に係る繰出金です。後ほど障がい児支援サービス事業でご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

一番上でございます。放課後児童健全育成事業、学童保育分でございます。前年比で 497 万円、3.9%ほど増となっております。学童保育利用者増に伴う指導嘱託員の報酬が増となっております。あわせて旅費、これは指導嘱託員の費用弁償も増となっております。さらに使用料、賃借料が前年比で 163 万円、14.6%ほど増となっております。これにつきましては、29 年度からの施設増分、城ノ内小学校にプレハブのリース棟を 1 棟追加しておりますが、そういったものが増えております。

一方、工事請負費につきましては、西小の保育ルームで空調機を増設をしまして、208 万円ほどになっておりますが、前年度長山小、久保台小の工事があった関係で、反対に工事としては 200 万円ほど減となっております。全体としては 490 万円ほどの増ということでございます。

足立健康福祉部長

続きまして、子育てサポート利用料助成事業です。NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成いたしました。昨年度の利用児童数は延べ 839 名です。前年度より増えております。扶助費につきましては前年度比 11.7%の増です。

次に、たつこの預かり保育利用助成事業です。一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児童保育事業を利用した児童の保護者に対しまして利用金額の 2 分の 1、年 3 万円を限

度として助成するものです。昨年度の利用児童数は延べ 692 名です。前年度と比較しまして 10.8%の増です。

次の次世代育成支援対策事業は、補助金として幼児 2 人同乗用自転車購入費の補助金が主なものです。

次、子ども・子育て支援事業です。報酬は子ども・子育て会議委員の報酬です。工事請負費は記載のとおり、佐貫駅前子どもステーション開設に伴う改修工事費です。負担金、補助及び交付金につきましては次のページでご説明いたします。

負担金で一番上の子どものための教育・保育給付費は、平成 27 年度からの子ども・子育て新制度のもと、保育所、幼稚園、認定子ども園に係る運営費に対する負担金です。昨年度と比較しまして若干の増です。4%です。

次に補助金ですが、私立保育園で実施されます様々な事業に対し補助を行っております。まず、私立保育所障がい児保育対策事業は、障がい児保育を実施している 2 つの園への補助金です。私立保育所保育士増員配置事業は、保育士の加配を実施した 10 の園への補助金です。一時預かり事業は、保育所及び認定子ども園で実施されました一時預かり事業を対象といたしました補助金です。病児保護事業は六つの園で実施いたしました。その補助金です。地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言等支援を行う子育て支援センターを運営します補助金です。延長保育促進事業は、延長保育を実施した 11 の園への補助金です。一つ飛びまして、民間保育所等乳児等保育事業は、管外委託を含めまして 11 の園への補助金です。一つ飛びまして、業務効率化促進事業は、保育士の業務の省力化を図るためのパソコンソフトやビデオカメラ導入に対する補助金で 6 つの園へ補助をいたしました。償還金は 27 年度補助金の返還金でございます。

次の子育て支援施設管理運営費は、さんさん館の管理運営費です。報酬は子育て支援センターの非常勤嘱託職員 3 名分の報酬です。そのほかさんさん館の施設管理運営に係る関係経費です。

13 委託料としてファミリーサポートセンター運営は、さんさん館で実施しておりますファミリーサポートセンター運営事業及びリフレッシュ保育事業について、市内の NPO に委託しておりますが、その委託料です。

また、工事請負費といたしまして、昨年度トイレを改修いたしました。その工事費でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の第 3 子支援事業です。第 3 子以降のお子さんのいる世帯に対し経済的支援を行う制度です。すくすく保育助成金、保育料の助成金、173 人が対象となりました。

次、高等職業訓練促進費等事業です。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格を取得するため、養成機関に通う場合に支給する補助金です。

次、駅前子どもステーション管理運営費です。これは昨年度佐貫駅前にオープンいたしましたステーションで、仕事の関係で保育所や幼稚園への送迎が困難な保護者にかわって送迎を行うステーションと、日中の子育て支援センターと二つの機能を持って運営しております。なお、この事業は地方創生加速化交付金の採択を受けております。

次に、その下の児童手当支給事業です。児童手当につきましては、3 歳未満の児童は一律月額 1 万 5,000 円、それ以上中学生までは 5,000 円から 1 万 5,000 円の支給となっております。

次に、扶助費ですが、前年度と比較しまして約 2.7%の減と若干減っております。

次のページをお願いいたします。121, 122 です。

一番上の在宅心身障がい児介護事業です。扶助費につきましては在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当です。137 人が対象となっております。

次の職員給与費（保育所）は、八原保育所職員 19 名分の人件費です。

次に、私立保育所運営費です。この償還金につきましては、平成 27 年度の保育所等給付に関して会計検査院より階層認定に関係して誤りがあるとの指摘がありました。国に合わせての返還金です。

次の公立保育所管理運営費は、八原保育所管理運営経費です。報酬は発達指導員、内科、歯科嘱託医の報酬及び保育士 17 名及び栄養士、用務員など嘱託職員の報酬、そして旅費といたしまして交通費です。需用費以下につきましては、八原保育所における経常的な事務経費でございます。

次のページをお願いいたします。

すこやか保育応援事業です。扶助費といたしまして、兄弟のお子さんが保育所に同時に入所している低所得世帯の 2 人目の 3 歳未満児に対する補助金です。上限額が月 3,000 円です。昨年度は 59 名が対象となりました。

次の多子世帯保育料軽減事業につきましては新規事業です。これは第 3 子以降の児童で、3 歳未満児を対象として保育料を無償とするものです。市では国より対象となる所得制限を引き上げて実施しております。昨年度は 46 名が対象となりました。

その下の職員給与費（生活保護）は、社会福祉課職員 10 名分の人件費です。

次に、生活保護適正実施推進事業です。医療要否判定審査に係る嘱託医師の報酬と生活保護面接相談員 1 名の報酬です。12 役務費及び 13 委託料につきましては、生活保護事務に関する関係経費です。償還金につきましては 27 年度国庫補助金の精算です。

次に、生活保護扶助費です。昨年度と比べまして約 2% の増と微増な状況です。ここ 3 年間の保護者の推移を申し上げます。平成 26 年度が 636 世帯、796 名です。平成 27 年度が 636 世帯、801 名です。昨年 28 年度が 635 世帯、728 名でした。いずれも年度末の数値でございます。今年度 9 月 1 日現在では 647 世帯、804 人生活保護を受給されている状況です。償還金は 27 年度の補助金の返還金です。

次のページをお願いいたします。

一番上の災害援護事業です。負担金、補助及び交付金の被災者住宅費は、火災に遭った方の仮住まいの家賃に対する補助金です。3 名の方が対象となりました。被災住宅復興支援利子助成補助金は、県の制度の 1% の利子補給に対し、1% を限度とする市の上乗せ分を加え、利子補給しております。昨年度は 9 件ありました。扶助費につきましては、火災見舞金 3 名分です。償還金は東日本大震災の県貸付金、その返済分です。

二つ飛びまして、保健衛生事務費です。補助金、献血推進事業は、献血推進協議会への補助金です。交付金、健康相談事業は、医師会並びに歯科医師会への交付金です。平成 28 年はヘルス講演会 6 回を実施しております。

次に、医療対策事業です。役務費、火災保険料は、休日当番医損害賠償保険料です。委託料は休日緊急診療に対する医師会へ委託料でございます。

19 負担金、補助及び交付金につきましては、負担金が 2 件ございます。夜間、日曜祭日の診療につきましては、当市だけでなく 5 市町村で広域的な対応をとっております。それが病院群輪番制病院運営費です。小児救急輪番制病院運営費は、6 市町村で構成をしております。それぞれの金額が当市の負担金分です。補助金は、救急医療、小児医療などの地域医療充実のため、龍ヶ崎済生会病院へ支出した補助金です。これは特別交付税の対象となっております。

その下の成人保健事業です。次のページでご説明させていただきます。

前ページの報酬から報償費、旅費につきましては、医師への報酬のほか看護師、保健師、窓口相談嘱託職員に対する報酬などです。11 需用費、そして役務費につきましては、各種検診の受診券の印刷あるいは郵送料が主なものです。委託料ですが、三つ目のがん検診約 5,760 万円、各種検診を茨城県総合検診協会及び医療機関へ委託しております。そのほか骨粗しょう症検診、歯周疾患検診、生活習慣病健康診査、また健康管理システムの修正、保守が主なものです。使用料及び賃借料は、健康管理システムのリース料です。

次に、健康づくり推進事業です。報酬は健康づくり推進協議会の委員報酬及び栄養士の

報酬です。報償費は睡眠講演会、快眠教室などの講師謝礼です。

13 委託料の食生活推進事業は、健康づくりのための地域の食生活の改善活動を食生活改善推進員協議会に委託しました。その委託料です。

次のページをお願いいたします。

一番上の母子保健事業です。報酬は3、4カ月健診、股関節健診、1歳6カ月健診などの医師の報酬及び保健師、歯科衛生士、看護師などの嘱託職員の報酬です。それと主に13委託料ですが、妊婦健康診査をはじめ、乳児健康診査などの健診を医療機関へ委託しております。また、20 扶助費は、不妊治療をされた方への助成金です。昨年は45件ございました。償還金は妊婦の健康診査の償還払いです。

その次の養育医療給付事業は、体の発育が未熟のまま産まれ、入院を必要とする乳児医療費を公費により助成するもので、6名分でございます。

子育て相談事業です。この事業は、プレパパ教室、乳幼児家庭全戸訪問などの育児支援事業あるいは発達相談事業などに係るものです。報酬は、発達指導員、育児支援専門相談員の報酬及び子育て相談嘱託員、管理栄養士などの嘱託職員への報酬です。そのほかは関連の事務経費でございます。実績といたしまして、乳児家庭全戸訪問、昨年度は479名産まれたんですが、そのうち470名赤ちゃん訪問が実績でございます。

次のページをお願いいたします。

精神・難病保健福祉対策事業です。主なものとして、扶助費ですが、難病患者の方々へのお見舞い金です。1人当たり2万円で、473名でした。

次に、疾病予防費です。報酬は、予防接種健康被害調査委員会への委員報酬及び保健センターで行うBCG集団予防接種の際の医師への報酬です。そのほか保健師1名の非常勤嘱託職員の報酬です。需用費の医療材料費は、四種混合、ヒブ、風疹など各種ワクチンの購入費です。委託料でA類予防接種、これは四種混合、日本脳炎、BCG、ヒブなどの予防接種です。乳幼児予防接種もこれに属します。B類予防接種、これは高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌です。任意予防接種、これはおたふく風邪、小児インフルエンザです。これらの予防接種を医師会へ委託いたしました。償還金利子割引料につきましては、ただいまご説明した予防接種を県外で注射され、全額実費支払った方への後の償還金です。

続きまして、135ページ、136ページをお願いいたします。

これもこのページの一番下の段、職員給与費（保健センター）、1億3,400万、内容につきましては次のページでご説明させていただきます。

137、138ページです。

給料、職員手当、共済費、これは健康増進課職員、保健センター18人の人件費です。

次に、保健センター管理運営費です。需用費、役務費、委託料につきましては、光熱費を含みます施設の維持運営経費です。使用料及び賃借料は、土地の年間賃借料です。工事請負費は、老朽化したトイレの改修工事を行いました。このほかにつきましては当センターの事務費、管理運営経費でございます。

続きまして、141、142ページをお願いいたします。

ちょうど中段です。左側の小さくくりで、5労働費です。右側の欄では中段のシルバー人材センター援助費ですが、これは龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出が主なものです。昨年度と比較しまして50万円の増です。

続きまして、179、180ページをお願いいたします。

松尾教育部長

179、180ページから教育費となります。

180ページの下の方になります。教育委員会費でございます。こちらにつきましては、教育委員会の運営に関する経費でありまして、決算規模としては平年ベースとなっております。委員報酬については、教育委員4名分の委員報酬でございます。

続きまして、一番下、教育長給与費でございます。前年比で66万円ほど減になってお

りますが、これについては期末手当の算定期間が昨年短かったということがありまして、その分でございます。

続きまして、181, 182 ページでございます。

職員給与費（教委事務局分）でございます。こちらでは給与等については13名分、私含めまして教育総務課、それから指導課職員の13名分でございます。ただし、職員手当につきましては、職員手当のうち退職手当につきましては教育委員会職員53人分を一括計上しております。

続きまして、学務事務費でございます。前年比で109万円、32%ほど増となっております。内訳でございます。報酬につきましては、非常勤職員報酬は学区審議会委員報酬でございます。その下、窓口業務専門嘱託員の報酬でございます。報償費でございます。教育委員会の事務に関する点検評価に係る有識者に対する謝礼2名分でございます。

それから、11 需用費の印刷製本費がほぼ皆増となっております。学務事務費、大きく伸びている原因がこの需用費の印刷製本費になります。昨年度龍ヶ崎市教育プランを新たに策定、印刷をいたしました。その経費でございます。

それから、12 役務費、19 負担金につきましては、通常の経費でございます。

そして、22 の補償、補填及び賠償金でございます。歳入の項目で説明いたしました川原代小学校における除草作業時の自動車破損事故に関する賠償金でございます。こちらも皆増となっております。

その下、奨学生援護事業でございます。こちらにつきましては、補助金といたしまして、毎月奨学生に対して1万円を支給しております。いわゆる給付型でございます。27年度18名だったものが28年度は23名、5名増になっておりまして、決算額としても60万円ほど増えております。

それから、教育振興基金でございます。こちらにつきましては、歳入で申し上げました利子相当額を積み立ててでございます。

その下、義務教育施設整備基金費、こちらにつきましては、利子相当額として7万4,179円を積んだほか、新規積み増しとして2億円を積んでおります。今後の施設の更新等に備えようとするものでございます。

その下、教育の日推進事業でございます。こちらにつきましては、11月5日を龍ヶ崎教育の日としておりますが、11月を龍ヶ崎市教育月間として様々な事業展開をしておりますが、それに対する交付金でございます。

続きまして、184 ページでございます。新しい学校づくり審議会費、こちら皆増でございます。昨年度所掌事務としまして市立学校の適正配置に関する事、それから小・中一貫教育に関する事、こちら2項目を所掌事務とした新たな審議会を立ち上げました。同審議会の委員報酬、それから同委員の費用弁償でございます。

その下、教育指導費になってまいります。職員給与費（教育指導）、こちらにつきましては、派遣指導主事5名分の人件費でございます。

その下、学校指導費でございます。こちらにつきましては、学校教育の指導助言に関する経費ということでございまして、平年ベースの決算となっております。

なお、14 番の使用料、賃借料でありますけれども、こちらにつきましては、昨年度中根台中学校でいばらっき子検定に出場した際のバスの借り上げ料でございます。

続きまして、教職員研修費でございます。こちら決算としては平年ベースでございます。

その下、障がい児教育支援費でございます。こちらにつきましては、前年比で509万円、12.6%の増となっております。まず報酬でございます。報酬につきましては、教育支援委員会委員報酬でございます。委託料、こちら特別教育支援ということで、特別な支援を要する児童・生徒に対する学校生活への介助、サポートの費用でございまして、これが509万円ほど伸びております。

その下、語学指導事業でございます。前年比で513万円、19.4%の増となっております。

増の要因でございます。委託料の英語指導、こちらにつきましてはAETをこれまで7名配置していたところを、平成28年度から1人増やして8名配置にしました。そういったことで510万円ほど伸びております。現在6中学校に加えまして、八原小、馴柴小に配置をしております。

その下、子どもが主役！魅力ある学校づくりでございます。こちらにつきましては、前年比で4,000円ほど減っております。児童・生徒を主役とした魅力ある取り組み、それから学校、家庭、地域等の連携した取り組み、指導、研究等の教職員の研修等を通じた教育活動の充実を図るための交付金でございます。

その下、特色ある学校づくり事業でございます。こちらにつきましては、前年比40万円ほどの減となっております。27年度5校のものが28年度では4校の実施となっております。

続きまして、185、186ページをごらんください。

一番上でございます。学習充実支援事業でございます。前年比で160万円ほどの減となっております。内訳でございます。報酬でございます。報酬につきましては、学習充実指導非常勤講師、少人数ですとかチームティーチングに要するものでございますが、こちらで160万円の減となっております。

それから、その下でございます。副読本作成費243万円、皆増でございます。これにつきましては、小学校3、4年生を対象といたしました副読本の作成費で、4年ごとに更新、作成をしておる関係で、28年度に作成、皆増ということでございます。

続きまして、教育センター費でございます。職員給与費（教育センター）配置職員1名分の給与でございます。その次、教育センター管理費でございます。前年比で230万円ほど増となっております。内訳では、報酬では用務嘱託職員の報酬、それから、工事請負費が皆増となっております。工事請負費で相談室の空調設備の更新、それから床改修工事がありまして、この皆増が全体を大きく押し上げている状況でございます。

続きまして、教育センター活動費でございます。こちらにつきましては、平年ベースでございます。報酬につきましては、教育相談員、それから学校教育相談員の報酬でございます。報償費につきましては、市民カウンセリング講座の講師謝礼でございます。

続きまして、187、188ページをごらんいただければと思います。

さわやか相談員派遣事業でございます。前年比で166万円ほどの増となっております。こちらについては本市独自の取り組みとしまして、小・中学校に相談員を派遣している事業でございます。内訳の報酬でございます。こちらにつきましては、たつのこさわやか相談員の報酬となっております。それから旅費でございます。こちらは費用弁償でございますけれども、報酬対象者の費用弁償でございますが、これまで報償費で対処したための報酬、それから費用弁償に入れかえたというようところでございます。

その下、いじめ問題対策事業でございます。こちらにつきましては、決算としては平年ベースでございます。報酬でございますが、いじめ問題専門委員会の委員、それから同じいじめ問題再調査委員会委員の報酬でございます。報償費につきましては、いじめ問題対策連絡協議会委員のうち、児童・生徒の保護者に対する謝礼となっております。

その下、スクールライフサポーター配置事業でございます。こちらにつきましては、龍ヶ崎市小学校で行われております不登校状態等の解消を対象とする県費事業でございます。前年と同額でございます。

続きまして、小学校費でございます。職員給与費（小学校）、こちらは12人分ですが、小学校の用務手の給与となっております。1名減となっております。前年比では約800万の減でございます。

続きまして、小学校管理費でございます。前年比では789万円ほど減となっております。内訳でございます。報酬につきましては、学校医、歯科医、学校薬剤師の報酬と用務嘱託員の報酬でございます。用務嘱託員等の報酬として150万円ほど増えております。

次ページ、190ページをごらんいただければと思います。

委託料でございます。委託料につきましては、前年と比較しまして約 1,400 万円減となっております。平成 27 年度は特殊要因としまして産業廃棄物等の処理、PCB の処分でございますが、それからアスベスト調査、それから 3 年に 1 回の建築物の定期調査等がございましたが、それがなくなっております、委託料が 1,400 万ほど減っております。

それから、次の教育振興費に移らせていただきます。小学校教育振興費でございます。こちらにつきましては、前年比で 380 万円ほど減となっております。減の事由でございますが、需用費の消耗品費で 240 万円ほど減となっております。平成 27 年度に教師用指導書後期分がありました、それが皆減となった関係で消耗品が大きく減っております。

続きまして、191、192 ページをごらんいただければと思います。

同じ費用の上から三つ目の 18 備品購入費でございます。こちらが 117 万円ほどの減となっております。

それから、その下でございます。小学校読書活動推進事業でございます。こちら小学校全校に配置しております学校図書館運営のための嘱託員の報酬と、それに対する交通費でございます。平年ベースの決算です。

その下、要保護・準用保護児童就学奨励費でございます。こちらにつきましては、前年と比べまして 79 万円、3.1%ほど減となっております。

その下、被災児童就学援助事業でございます。歳入の項目で説明したとおり、東日本大震災の被災者で当市に避難している児童に対する学用品費等でございますが、対象者が減となっております、決算額も減となっております。

ここからは学校施設整備事業となっております。

職員給与費（小学校施設整備）、職員 1 名分でございます。その下、都市再生機構小学校償還金でございます。こちらにつきましては、いわゆる五省協定に係る立替執行の償還金でございます。

その下、小学校施設整備事業でございます。前年比で 3,200 万円ほど減となっております。内訳を申し上げますと、工事請負費で大きく減となっております。27 年度では非構造部材の耐震改修工事 12 校分がございました。それから大宮小学校の屋根防水改修、浄化槽改修工事と、そのほかに龍小の空調設備の設置工事がありましたが、こういったものが全てなくなって、記載のものに置きかわっております。そういったことで全体として大きく減となっております。

続きまして、中学校費でございます。職員給与費（中学校）、これにつきましては中学校用務手の給与 5 人分でございます。

続きまして、193、194 ページでございます。

中学校管理費でございます。前年比で 1,125 万円ほど減となっております。内訳を見ますと、報酬でございます。報酬については学校医、歯科医、学校薬剤師等の報酬に加えまして、非常勤職員としましては用務嘱託員の報酬が増となっております。

それから需用費でございます。前年と比較しまして約 600 万円の減となっております。減の大きな要因といたしましては、光熱水費、それから通常の修繕料が減っております。

それから、委託料も前年と比べますと 670 万ほど減となっております。減の要因を申し上げますと、平成 27 年度の建築物の定期調査、3 年に 1 回のものであったことに加えまして、アスベスト調査等がありました。こういった特所要因が落ちましたので、平年ベースに戻ったということでございます。

それから、一番下の教育振興費となっております。中学校教育振興費でございます。前年と比較しまして、約 900 万円の減となっております。減の要因でございます。需用費の消耗品費、小学校費と同様に、平成 27 年度は教師用指導書等がございましたが、それがほぼなくなっております。大きく落ち込んだ要因となっております。

続きまして、195、196 ページをごらんいただければと思います。

中学校読書活動推進事業でございます。小学校と同様に、中学校 6 校に対する学校図書館運営のための嘱託員の報酬、それから旅費となっております。平年ベースの決算でござ

います。

その下、要保護・準用保護生徒就学奨励費でございます。こちらにつきまして、前年比で44万円、1.6%の減となっております。

その下、被災生徒就学援助事業でございます。小学校費と同様に、対象者の減がありますので、こちらも前年と比べますと39万円ほどの減となっております。

ここから学校施設整備費になってまいります。

職員給与費（中学校施設整備分）、1名分でございます。

その下、都市再生機構中学校償還金、こちらも小学校と同様、五省協定に係る立替執行の償還金でございます。平年ベースでございます。

その下、中学校施設整備事業でございます。前年と比較しまして6,700万円と大きく減となっております。工事請負費では記載のとおり工事を行ってまいりましたが、平成27年度でやはり小学校と同様に、非構造部材耐震改修工事6校分を行っております。さらに城西中のグラウンド改修等を行ったものが全て減となっておりますので、大きく工事費が下がっていると。一方で、エレベーター設置工事については29年度に繰り越されておりますので、こちらでカウントされておられません。

ちなみに繰越明許費をごらんいただければと思います。繰越明許費で役務費43万6,000円、196ページの下段よりちょっと下のところでございます。繰越明許費。役務費の43万6,000円でございますが、これは城西中、城ノ内中エレベーター設置工事の完了検査等の手数料となっております。委託料の547万6,000円でございますが、同じく城西中、城ノ内中、エレベーター工事の管理業務でございます。工事請負費1億2,472万4,000円でございますが、同じく城西中、城ノ内中エレベーター設置工事となっております。これに伴います特定財源についても未収入特定財源で繰り越しの措置がとられております。

続きまして、197、198ページをごらんいただければと思います。

幼稚園費を飛ばしまして、社会教育費となっております。社会教育費でございます。

職員給与費、社会教育総務、こちら生涯学習課職員9人分でございます。

その下、生涯学習事務費でございます。こちらにつきましては、前年比で10万円ほど伸びてございます。平年ベースと。内訳でございます。報酬につきましては、社会教育委員でございます。そのほか成人式運営で11万円ほど増となっております。

一番下でございます。生涯学習推進費でございます。こちらにつきましては、親子ふれあい教室、婚活等の支援講座の経費等でございます。平年ベースの決算となっております。

続きまして、199、200ページでございます。

青少年育成事業でございます。こちら決算額としてはおおむね平年ベースとなっております。報酬でございます。報酬につきましては青少年センターの運営協議会委員、それから青少年相談員でございます。それから報償費では市子連主催の球技大会の参加費等がこちらから支出されております。役務費、負担金、補助金等は通常のものでございます。

その下、子育て学習事業でございます。こちら決算としては平年ベースでございます。報酬でございます。家庭教育指導員の報酬、それから報償費では子育てふれあいセミナー講師に対する謝礼等でございます。そのほかセミナー開催費用等でございます。

それから、子どもの居場所づくり事業でございます。子どもの居場所づくり事業として活動している龍ヶ岡公園管理棟を中心とした活動に対する経費でございます。決算額としては平年ベースでございます。

それから、文化財保護費でございます。こちらにつきましては、前年比で85万円ほどの増となっております。内訳でございます。報酬につきましては、文化財保護審議会委員報酬、それから埋蔵文化財専門職員報酬となっております。

201、202ページをごらんいただければと思います。

この中で19負担金補助、交付金の補助金が皆増となっております。文化財保護事業100万円でございますが、これについては市指定文化財矢口家長屋門の保存修理工事に対する

補助金が皆増となっております。この関係で全体が伸びております。

その下、文化芸術普及事業でございます。こちらにつきましては、前年比で 157 万円、90%ほどのマイナスとなっております。前年度におきましてはまちづくり文化財団に対する財政支援的な補助がございましたが、それが皆減となって平年ベースに戻ったということでございます。

その下、土曜日の教育活動支援事業でございます。こちらにつきましては、小学生を対象とした土曜日、八原小学校と馴柴小学校でその土曜日の放課後に補習授業等を行ったものに対する経費でございます。前年比で 149 万円、121%の増となっております。委託料の中の土曜日子ども教室運営が大きく伸びております。そのほか放課後子ども教室運営費も皆増となっております。

一つ飛びまして、3の図書館費になってまいります。図書館費でございます。図書館管理運営費でございます。前年と比較しまして 859 万円ほどの増となっております。内訳でございます。報酬につきましては図書館協議会委員、それから子ども読書活動推進員の報酬でございます。需用費の修繕料が皆増でございます。それから、委託料が 380 万ほど増となっております。増の内訳で申し上げますと、実施設計が皆増となっております。これはトイレの改修工事の実施設計分でございますが、皆増でございます。それから工事請負費 480 万円、これが皆増でございます。昨年度 2 階のトイレ改修工事を実施しております。あわせて 2 階の事務室の空調の緊急更新工事等を行っております。

ここで繰越明許費の説明をさせていただければと思います。202 ページの下のほうで繰越明許費 194 万 4,000 円となります。これにつきましては、トイレ改修工事の実施設計を繰り越しております。本年実施分でございます。

続きまして、203、204 ページでございます。

歴史民俗資料館費になってまいります。歴史民俗資料館管理運営費でございます。前年と比較しまして約 6,000 万円と大きく伸びております。増となっております。委託料としましては歴史民俗資料館の管理運営費、これは平年ベースでありますけれども、27 年度ではアスベスト調査がここに含まれておりましたが、そういったものがなくなっている。それから実施設計が 570 万ほどありましたが、なくなっておりますので、委託料は 130 万円超の減となっております。一方で工事請負費が皆増でございます。歴民館の外壁、屋根改修工事 6,100 万円ほどが皆増となっておりますので、全体では 6,000 万円超の増となっております。

続いて文化会館費でございます。文化会館費、前年と比較しまして 2,100 万ほど増えております。内訳でございますが、工事請負費で 2,200 万円ほど増えております。28 年度では防犯カメラの設置、皆増、それから大ホールの空調設備更新が皆増、それから高圧引き込み、皆増となっておりますが、一方、27 年度では街灯の更新工事 1,000 万円等がありましたので、それが相殺されておりますので、全体では 2,200 万円ほどの増となっております。

続いて、保健体育費の保健体育総務費でございます。職員給与費（保健体育総務）、こちらは旧スポーツ推進課職員 6 名分の給与でございます。

その下、社会体育事務費でございます。こちらについてはスポーツ推進に係る全般的な経費でございます。前年と比較しますと 160 万円ほど増となっております。内訳でございます。報酬についてはスポーツ推進委員、それからスポーツ推進計画審議会委員の報酬とありまして、スポーツ推進計画審議会委員が皆増でございます。それから需用費の印刷製本費、皆増でございます。28 年度で行いました第 2 次スポーツ推進計画の策定に向けて行った意識調査のアンケート用の封筒、それから役務費は同じくアンケートの郵送料、皆増でございます。それから 13 委託料、スポーツ推進計画基礎調査、こちらも皆増でございます。業務内容としましては市民アンケート調査の実施でございます。負担金補助、交付金については通常ベースでございます。

続きまして、205、206 ページでございます。

体育振興活動費でございます。こちらにつきましては、オリンピック・パラリンピック関係の経費と国体関係の経費等含まれておりますので、ここではスポーツ・国体推進課所管の経費のみについて説明をさせていただければと思います。

まず報償費でございます。こちらにつきましてはスポーツ大会出場の激励金等でございます。79万2,000円。それから所管でございます。11の需用費でございます。消耗品、食料費、こちらについても市体育協会その他関係団体もろもろの経費でございます。それから19負担金、補助及び交付金の負担金、国民体育大会準備委員会負担金の57万円が所管でございます。それから補助金、各種大会出場補助金、各種交付金、平年ベースのものでございます。こちらが所管となってまいります。

その次、体育施設費でございます。初めに、総合運動公園等管理運営費でございます。前年比で5,580万円ほどの増となっております。内訳を見てまいりますと、まず報酬でございます。スポーツ施設幼児一時預かり業務の嘱託員報酬でございます。それから委託料でございます。委託料では一番大きいものが総合運動公園管理の指定管理者に対するものでございます。そして工事請負費で5,700万円ほど増となっておりますが、おおむね老朽化対応、経年劣化対応でございまして、プール循環装置のろ材の交換、次ページのプール室温調整機の交換等でございます。それから屋根の改修、テニスコートの改修等がございます。備品購入費でございます。57万円とサッカーゴールと物置2台の購入でございます。それから負担金、補助及び交付金については通常ベースのものでございます。

その下の総合運動公園リニューアル事業でございます。前年と比較しまして3億7,200万円ほどの増となっております。こちらにつきましては総合運動公園施設の充実等に要する経費でございまして、内訳を申し上げますと、工事請負費では照明塔の建設で2億8,500万、それからバックスタンドの建設ですが、これは27年度からの繰り越しでございます。5,046万円ほど、それから、第3種公認の継続の改修のための工事4,320万、それから野球場です。内野グラウンドの改修工事として2,300円ほど、こういったものが皆増となって多く伸びております。それから備品購入費につきましても皆増となっております。投手用ネットからバッティングゲージ全て皆増でございます。

続きまして、学校給食費になってまいります。初めに、208ページの一番下、職員給与費でございます。学校給食センター職員5人分の給与費でございます。

続いて、209、210ページをごらんいただければと思います。

学校給食運営費でございます。前年と比較しまして2,100万円ほど減となっております。内訳でございます。まず報酬につきましては、給食センター運営委員会委員報酬でございます。費用弁償も同様でございます。それから需用費でございますが、需用費が前年と比較しまして1,720万ほど減となっております。減の主な要因でございまして、光熱水費で750万円ほど大きく減っております。都市ガスの原料の輸入価格の変動によるものだというふうに聞いております。それから通常の修繕料についても約740万ほど減となっております。反対に賄材料費では100万円ほどのプラスでございます。それから委託料でございます。委託料全体では130万円ほどの減となっております。この中で一番上の学校給食センター整備基本計画策定290万円が皆増となっております。それからその下、産業廃棄物等処理、除外施設の更新に伴いまして、これが大きく減っております。前年と比較しまして約280万減となっております。それから、少し飛びまして除外施設維持管理、これも除外施設を更新したことに伴いまして、前年と比較しまして300万ほど減となっております。それから工事請負費でございます。前年と比較しまして510万円ほど減となっております。減の理由でございまして、27年度に蒸気ボイラーの更新、それから冷凍庫、冷蔵庫の改修工事が行われております。これが減った関係で相殺されて大きく減となっております。

それから繰越明許費を説明したいと思っております。210ページの上のほうでございます。繰越明許費922万4,000円でございます。これにつきましては学校給食センター整備のための繰り越しでございまして、整備基本計画策定分が731万2,000円、建設用地取得交渉分が135万円、補償調査分が56万2,000円、合計922万4,000円でございます。なお、学

校給食センターの建設候補地といたしましては、給食センター隣接地周辺として用地交渉を行ってまいりましたが、用地交渉の結果、取得を断念せざるを得ないと判断したところでございます。現在新たな候補地の検討を進めており、なるべく早期に候補地を絞り込みたいということで作業を進めているというところでございます。

続きまして、211、212 ページをごらんいただければと思います。

負担金、補助及び交付金につきましては平年ベースでございます。

一般会計の歳出の説明については以上でございます。

足立健康福祉部長

それでは、訂正もございますので申しわけありません。大分さかのぼるんですが、26 ページをお願いいたします。

歳入の26 ページです。中段より少し下に0001 被災住宅復興支援利子援助というのがあるんですが、これは県からの龍ヶ崎市内で災害を受けて倒壊されたときの住宅の新築または改修する際に銀行から借りるときに県からの1%の補助金があります。その1%分がこの被災住宅復興支援利子助成費、これは県からのものです。23万7,736円です。そして、そこに足りない分も1%また市も上乘せするというものでございます。これが抜けてしまひまして申しわけありません。

あと一つなんですが、124 ページをお願いいたします。

歳出のほうです。124 ページの中段ぐらいに生活保護適正実施推進事業というものがございます。そこで1番の報酬の中で非常勤嘱託職員報酬があるのですが、昨年から新たに職種を増やしました。生活保護を受けている方、1人でも多く仕事に結びつき自立していただきたいということから、8月に生活保護就労支援員嘱託職員を1名配置いたしました。これが新しい事業といたしますか、人員を配置いたしました。そして、そのページなんですが、数字を勘違いして読み違いがありました。生活保護扶助費で、生活保護世帯と人数です。もう一度繰り返し申し上げます。推移がわかりますので、過去4年間さかのぼってみたいと思います。平成26年度が636世帯、796名でした。平成27年度が同じく636世帯、801名です。平成28年度、昨年度です。635世帯、782名です。そして、一番直近の9月1日現在647世帯、804人生活保護を受けている方々です。

そして最後に、幼稚園の決算のほうで抜けてしまいましたので、改めて申し上げます。ページにしまして198 ページです。申しわけありませんでした。左側の欄の大きなくくり、幼稚園費です。右側の欄では幼稚園就園奨励事業です。幼稚園就園奨励費につきましては、所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を目的とした補助金です。新制度に移行していない幼稚園が対象となっております。昨年度の対象者は222人でした。

次に、幼稚園振興助成事業です。主なものとしまして補助金ですが、私立幼稚園等幼児教育費におきまして、支払うこととなる保育料が新制度に移行した幼稚園等の保育料と比較してそれが上回った場合、子ども1人当たり月額2,000円を上限として保護者に対し補助をしております。ですので、新制度に移行していない園が対象です。私立幼稚園障がい児保育費が障がい児の保育を実施した6園に対し、障がい児1人当たり月額1万円の補助をいたしました。

以上でございます。大変申しわけありませんでした。

坂本委員長

ありがとうございました。

少し早いんですが、休憩いたします。

午後1時再開の予定です。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては一問一答をお願いします。

また、質疑及び答弁におかれましては挙手をされるようお願いいたします。

それでは、質疑ありませんか。

福島委員。

福島委員

主要施策の成果報告書のほうからお伺いしたいと思います。

66 ページですね。小中学校の適正規模、適正配置の事業ですけれども、川原代小学校と大宮小学校で意見交換会を実施したとありますが、この辺の具体的な意見交換会のテーマですとか内容を詳細を教えてくださいと思います。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

お答えいたします。

川原代小学校と大宮小学校につきましては、資料にもありますように昨年の7月と12月にそれぞれ意見交換会を行っております。テーマにつきましては、このタイトルにもありますように、適正規模、適正配置ということで、端的に言えば小学校の今後の統廃合についてというような感じだと思っておりますが、そういう受けとめ方をしていると思っておりますが、まず7月に行いました大宮小学校のほうですが、これは参加者については地域の代表的な方が多く、まずPTAと子ども会育成会の代表の方、あとは区長会で教育後援会を担当している方、また区長会の会長、あとはコミュニティ協議会の会長とコミュニティセンターのセンター長、あと学校長と教頭先生が参加されております。

主な意見でございますが、まず子どもの数が減っているのは皆さん理解しておりましたけれども、子どもの数にとらわれずに学校を存続していくような方法はないのでしょうかというような話がありました。今は大宮地区ですね。

あとは学校は地域のシンボリックな存在のため、できれば残してほしいということで、学校がなくなるとコミュニティ協議会の活動ともいろいろ合同でやっているものが多いということで、コミュニティ活動にもちょっと影響が出るのかなという心配の話がありました。

あとはPTAのほうでは、特に保護者のほうでは話も出ているんですが、まだ児童数が120人程度いまして、減り幅もほかの地区と比べると少ないということで、余りPTAのほうの保護者のほうは切迫感がないような意見がありました。

あと、全体的に子どもが少ないと教育環境には好ましくないというのは皆さん理解されているんですが、時期的な問題をいつにするかというのは今後もうちょっと考えてほしいというような話もございました。

あと、小中一貫教育という話も若干出てまして、それもあわせて考えてもよいのかなという意見も出ました。

続きまして、12月に行いました川原代小学校ですが、大体同じような意見なんですが、長戸小と北文間小が統合、長戸小はもう統合が終わりまして、北文間小学校は去年の段階ではもう決まったというあれだったんで、次は川原代になるのかなというような心配を地域の人はとか保護者は持っているという話がありました。

あと、大宮と同じような意見なんですが、児童数的には仕方がないというような気持ち、

やっぱり皆さん理解しているんですけども、やはり学校は地域のシンボルだということで、大宮と同じように地域コミュニティとの共同的事业なども、コミュニティですか、そういうものにも影響が出るのかなという心配がございました。

あとは川原代小独自に学習内容とかを変更して、市内全域から子どもを集めるような学校にというような、そういう方法も検討してみてもどうかという話もございました。

あと、同じような小中一貫教育についてもあわせて検討すべきでないかという話もございました。

両方共通して言えるのが学校は地域のシンボリックな存在ということで、残してもらいたいというような気持ちはあるようでございます。

あと、子どもが少なくなって教育環境に悪いということを理解されてまして、そういう気持ちはあるんですけども、積極的に学校の統廃合を進めていくような感じはなかったような会合でございました。

以上です。

坂本委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。川原代のほうは若干子どもの数が少ないのかなと思うんですけども、統廃合も視野に入れて今後も話し合いを続けていくんだということは受け入れられている感じはあるんでしょうかね。

坂本委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

意見交換会の中で行政側のほうから現在小中一貫教育の検討も進めていますという話も出てますし、それにあわせて学区等の見直しというか、そういう検討も進めていくというお話もしましたので、そういうことは理解されていると思います。

坂本委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。去年はそれぞれ1回ずつということですけども、今年度以降の地域でのこの意見の集約というか、取り組みはどのように予定されているんでしょうか。

坂本委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

今年度もこれから川原代地区と大宮地区、それぞれで意見交換会をやる予定です。ちょっと日程については地域のそういう集まる行事に合わせて日程を今調整しているところでございます。

坂本委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。年1回ということじゃなく、意見の集約はなるべく頻繁に数多く行っていったほうがいいのかなとも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、その次のページですね。教育センターのほうですけれども、この教育センターは大変龍ヶ崎市の場合は非常に中身の濃い取り組みをしていて、すばらしいんだと思うんですけれども、この中でちょっと68ページの一番下の実績ですね、この不登校率ですけれども、これだけいろいろな取り組み、ほかにないような取り組みまで非常に熱心にされている中で、この不登校率の数字だけを見ると上がってしまっているというようなところがありますので、この辺の数字の捉え方といいますか、その辺のところをちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

ありがとうございます。議員さんご指摘のように、数字に関しては残念な数字になっております。全国的に子どもたちの数が減少する中で、不登校児童・生徒というのは全国的にもちょっと増えているという状況です。それは龍ヶ崎でも同じ状況で、教育センターとしても今年度重要な一つの課題として捉えております。

昨年度の新規の不登校の要因のほうをちょっと洗い出してみたんですけれども、家庭の環境であるとか養育、その辺も不登校の要因の一つになっているという案件が結構ありました。それで、なかなか家庭環境とか養育面に働きかけるというところは難しい面もあるんですが、センターのほうで毎月子育てに関係する6課で合同の龍の子支援会議というものをやっておりますので、まずそこで情報を共有する。よりよい支援策というか、うちの課ではこういうことができる、うちの課でもこういうことができるとか、そういう支援策をまず話し合っ、それを実行に移しております。

あともう一つは、県の事業のほうで福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーと、そういう方を申請することもできますので、現在市内でも幾つかの学校でそういうスクールソーシャルワーカー、全部で12回の派遣なんですけど、そちらのそういう専門家のほうにも来ていただいて、少しでも改善できるように取り組んでおるところであります。

坂本委員長

福島委員。

福島委員

本当に龍ヶ崎の教育センターは熱心に子どもたちと向き合っ、取り組んでいると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思うんですけれども、学校に行く、行かないというよりも、やっぱりそういった子どもたちが家庭環境も余りよくないというような、学校に行けないという子どもたちがとにかく健やかにしっかりと成長していくことのほうが大事だと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、最後なんですけれども、242ページ、土曜日の教育活動支援事業ですけれども、この参加人数ですね、平均して馴染小が15名、八原小が13名ということで、ちょっとこの総事業費約500万というところからすると参加人数が少し寂しいなど。予算の配分としたら少し寂しいところがあるなどというふうな感じがするんですけれども、そういう中で今年度またさらに予算が増えまして、取り組んでいると思うんですけれども、何か前年のことを踏まえて新しい取り組みに変えているとか、何か前年のことを反省材料にして考え方を変えてきているとか、その辺の今年度の取り組みについて何かあれば教えていた

だきたいと思います。

坂本委員長
大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

お答えいたします。

サタデースクール事業につきましては平成 27 年度からスタートした事業でございまして、27, 28 対比で申し上げますと回数は倍増してございます。実はこの報告書のほうには記載ないんですけれども、登録者数につきましても 27 年度比で 28 年度においては倍増しているというような状況です。

ただ、実際 1 日当たりの平均参加者数につきましては、もちろん全ての登録者が全て参加できるというわけではございませんので、多少少ないのかなというイメージはありますけれども、参考までに本年度平成 29 年度におきましては、学校の城ノ内小学校を加えまして合計 3 校で実施しておりまして、28 年度に比べましてほぼ倍以上、学校によっては定員を上回ってしまったというところもあったようでございます。その要因として分析しておりますのは、やはり情報の伝達と申しましうか、PR、そちらに毎年毎年課題を踏まえながら力を入れた成果ではないのかなというふうに考えております。またそれにプラスいたしまして、やはり子どもたちあるいは保護者同士の口コミですね、行ったらすごく楽しかったという、そういう口コミが功を奏して倍に増えていっているのではないかなというふうに考えております。

今後につきましては、やはり提供するプログラムですね、より充実した土曜日を過ごしていただくためのプログラムにつきまして知恵を絞っていく必要があるのかなと、あと課題を見つけながら次へとつないでいく必要があるのかなという、そういうふうな分析を行っているところでございます。

以上です。

坂本委員長
福島委員。

福島委員

ありがとうございます。大変いい事業だと思いますので、1 人でも多くの子どもたちが参加しやすいように参加できるような取り組みにしていっていただきたいと思います。

以上です。

坂本委員長
ほかにありませんか。
滝沢委員。

滝沢委員

1 点だけお聞かせください。決算書の 126 ページ、01015700 医療対策事業の補助金、龍ヶ崎済生会病院運営費についてであります。

これ先ほど私、聞き逃してしまったんですけれども、何かの補助金の対象になってとかというようなお話があったんですけれども、国とか県とかの何か補助金の採用になったのかお聞かせください。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

お答えします。

先ほど足立部長のほうからお話しさせていただいたのは、国の特別交付税の対象ということになっております。平成 27 年度から始まりまして、そのときは 100%補助、国のほうの対象というような算定だったんですが、昨年度のほうは国のほうでちょっと制度のほうを変えてきまして、財政力指数とかそういうことも勘案していきますと、48%くらいですか、この 6,420 万 4,000 円の、そのぐらいが国から交付されております。

以上です。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

この補助金の考え方としては赤字補填分という考え方でよろしいですか。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

この制度そのものは国の公的病院への補助ということで、前は公立病院だけだったんですが、公的病院済生会とかこの近くですと J A とりで総合医療センターとか、あと牛久ですとつくばセントラル病院ですとか、そういうところが公的病院と、済生会も全国的に公立病院に準じたということで、そういう制度ができておりまして、その中でもやはり赤字のところに補助をするという考えでなっております。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

先ほど私、平成 27 年の決算を見たら、ちょっと私、見落としたのかもしれないですけども、ちょっと見当たらなかったんですけども、平成 27 年は 100%ということで、平成 27 年度からの決算が載っていたみたいなんですけれども、実際に赤字補填分ということで通告してないのでおわかりであれば、その済生会病院の単年度の赤字状況についてちょっとお知らせください。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

赤字の状況ですと平成 27 年度は 3 億円くらい赤字になっているということで、銀行とかの融資を受けて賄っているということは聞いております。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

今のは平成 27 年度でよろしいですか。29 年度も予算書には 6,400 万と載っていたと思

うんですけれども、28年度の状況もおわかりでしたら教えてください。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

やはり28年度につきましても赤字で、ちょっと余り覚えてないんですが、2億円くらいちょっと赤字だったかと思います。詳しい数字は手持ち資料がないものですから、すみません。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

そうすると、今現在全体の累積というのは約5億円程度というような考えでよろしいですか。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

そうですね。銀行から借り入れているので、その分赤字と見込むのであれば、累積してそのくらいになっております。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

具体的な、私なんかはすごく済生会病院会ってすごくサカッテいて、そういう赤字事業みたいには見えないんですけれども、具体的な要因というのは何かおわかりだったら教えてもらってもいいですかね。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

赤字の要因は消費税が5%から8%になったときに、診療報酬とかの関係ですか、その医療費ですね、そちらが3%国のほうで上げていただいてないという形で、その分資材を購入したり、薬を購入したり、そういうところの分ですね。結局単価的に上がってないので、その分が赤字で、ほとんど公的病院どこも赤字になってきております。その前まではほとんどとんとんくらいだったんですが、その3%分がかなり大きいと聞いております。

坂本委員長

滝沢委員。

滝沢委員

わかりました。その5%、3%の幅があればということで、今度は10%になると、さらにそれが5%になるのかとすると、これさらに累積赤字が増えていくということで、私自身

済生会病院というのは地域に必要な病院だと思っておりますので、今後何か抜本的な改革をみんなでも検討していったら、済生会病院が地元に残る病院であってほしいなというように思います。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

深沢委員。

深沢委員

では、よろしく申し上げます。

成果報告書からいきたいと思います。成果報告書の 52 ページの (4) の②のところの児童福祉法改正点に関する研修、身体的な虐待の事例検討を行った。この児童福祉法改正点、どのように改正されたのか教えてください。

坂本委員長

服部こども課長。

服部こども課長

児童虐待に関する部分が特に大きく改正されたところでございます。当市では平成 28 年度から設置しております子育て世代包括支援センター、こちらのほうの設置が義務づけられました。また、市町村及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進の措置を講ずることとされたところでございます。

次に、児童虐待発生時の適切な対応をとるということで申し上げますと、在宅ケースの実情の把握、それから関係機関の連絡調整等の支援に関しまして一体的に提供する拠点整備、それから要保護児童対策地域協議会への専門職配置、こちらのほうに努めるということが明記されました。そのようなことから、本年度平成 29 年度はこども課に配属されております保健師が茨城県主催の専門職研修に延べ 5 日間参加しているところでございます。

以上でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。児童相談所の体制強化というのは今まで皆さんが望んでいたことじゃないかなと思うんですね。なかなか動いていただけないというのが実情でないかなと思っておりますので、そういうふうにしていただけて、保健師も専門的に 5 日間研修を受けていただいたということですので、これからまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

その下のところになります。児童虐待相談 70 件、この具体的な虐待の内容とか年齢等を教えてください。

坂本委員長

服部こども課長。

服部こども課長

相談内容についてでございますが、身体的虐待が 18 件、性的虐待が 3 件、心理的虐待が 28 件、それから養育放棄、こちらのほうが 21 件、合計 70 件というような状況でございます。

次に、年齢についてでございますが、ゼロ歳から2歳のお子さん 13 件、3歳から5歳のお子さんが9件、6歳から8歳のお子さんが13件、9歳から11歳のお子さんが17件、12歳から14歳のお子さんが9件、15歳から17歳のお子さんが9件と、こういう状況になっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

虐待でこれはいいなんてものはどれもありませんけれども、性的虐待というのは本当に心に傷を残していきますし、大変なことです。その点のところを心配りをぜひよろしくをお願いをしたいと思います。

相談なんですけれども、それはご本人からでしょうか。親から、ご近所、学校、どこから相談というのは入ってくるんでしょう。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

相談の経路についてでございますが、相談経路の多い順から申し上げますと、小・中学校から寄せられた相談が17件、児童相談所から寄せられた相談が12件、家族から寄せられた相談が9件、保健センターから寄せられた相談が5件、医療機関から寄せられた相談が5件、その他19件というような状況になっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

今ご近所の方なんかも見守りをしてくださっている方なんかもたくさんいらっしゃいますし、いろんな方法で来たときにはすぐに動いていただけるような体制をぜひよろしくお願いしたいと思います。

その対応とか、また継続的に対応しているものとかがあったら教えてください。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

ケースによりまして対応が異なりますが、基本的には家庭訪問等をいたしまして、状況把握に努めることとしております。

それから、子育てに関しまして抱えている悩みを聞いてあげたりしながら、問題解決に向けて必要な場合は担当部署とか関係機関と調整を行っているところでございます。しかしながら、相談の中には身体的虐待というような緊急を要するケースもございますので、警察、児童相談所と連携を図りながら、一時保護所に保護すると、そのようなケースもこれまで結構ございました。

次に、継続的なケースなんですけど、平成28年相談件数70件のうち17件程度、これが27年から引き続き継続で相談を受けていると、このような状況になっております。主に育児放棄的なケースが結構複数年にわたって相談が継続していくという傾向にございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。警察が入ったり、児相から来たという、その結構というのほどのぐらいなのでしょう。件数は。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長
具体的に何件というのが正確にあればなんですが、ちなみに 28 年度、警察から寄せられた件数というのは 3 件ございました。それから、先ほど申し上げたんですけども、児童相談所から寄せられたケースというのが 12 件で、ケースによりましては警察から直接児童相談所のほうへ行って、その後に児童相談所から市役所のほうへ連絡が来て、相談所と連携をとりながらその対応に当たっていると、そういうようなケースも結構ございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
家庭訪問していただいて、なかなか会えない、またお家の中には入れさせないというようなケースがいっぱいあるんじゃないかなと思うんですけども、そのときはどんなふうにするんですか。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長
結局粘り強く対応していくしかないんで、確かに家庭児童相談員の先生が伺ったときに、中にいるのは確実なんですけれども、全然出てきてくれないというケースも結構ございます。そのようなときにメモ的なものを書いて、そちらに残して、体調がよくなったら連絡くださいとか、そういうようなことも結構あります。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。身体的なことにして、それから性的なことにして、この児童虐待とめなければならぬと思いますので、本当に丁寧にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。
その隣の養育等相談が 59 件、これの相談内容をちょっと教えてください。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長
養育、養護の相談についてでございますけれども、一例を申し上げますと、保護者の方

から経済的に苦しい、あるいは子どもの育て方がわからない、それから発達が遅いんじゃないかと、こういうような相談が結構寄せられております。

また、関係機関からの相談といたしましては、母親が鬱の傾向があるとか、精神疾患を持っているんじゃないとか、そういうようなご心配をされてこども課のほうに相談が寄せられると、こういうようなケースが結構ございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。この子どもの育て方がわからないとか、それから発達がおくれているんじゃないかとかという子どもさんというのはどれぐらいの年代の子どもさん。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

養育相談に関する年齢別件数なんですけれども、ゼロ歳から2歳が23件、3歳から5歳が11件、6歳から8歳が7件、9歳から11歳が7件、12歳から14歳が5件、15歳から17歳が6件、このような状況になっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。対応はどんなふうにされているのでしょうか。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

養護関係に関する相談でございますが、特に母親の方が必要以上に悩んでいたりする、そういったケースも結構ございます。そのような場合は、先ほど申しました家庭児童相談員の先生がほかの子どもの事例なんかを紹介したり、個々のケースに応じたアドバイスを行っております。こういったことで不安解消につながったと、そういうようなこともございます。

そのほか保育所等で一時預かりとかやっておりますので、そういう保育サポートと申しますか、そちらのほうを利用していただいて、育児負担の軽減、こちらのほうを助けたほうがいいんじゃないですかとか、あとは必要に応じて短期入所というような制度がございます。状況によりましてはそちらのほうをご利用していただくということも時々お話をさせていただいているという状況でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。先ほども保護者の方、お母さんの方が鬱状態とか、それから精神的なものだとかというお話もありましたけれども、その場合はどういうふうにされるん

ですか。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

こちらのほうもうちの課だけではなかなか対応が非常に難しい状況がございます。状況に応じましては、病院の先生に見てもらったほうがいいんじゃないですかとか、あるいは保健センターの保健師さんのほうと調整をしながら、そういう悩みを聞いてあげたりとか、そういうような対応をとっているところでございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

その隣のその他の相談というのはどのような相談があったのでしょうか。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

虐待と養育、養護以外の相談の内容でございますが、障がいに関する相談が7件、非行に関する相談が1件、性格、行動に関する相談が5件、不登校に関する相談が7件、その他というような状況になっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

はい、わかりました。ということは、その対応としてはそれぞれのところにつなげていくという形でしょうか。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

ええ、今お話がありましたとおり、一例を申し上げますと、3歳児以降に相談が多い性格、行動の問題につきましては、保健センターと連絡をとりまして、保健センターでたんぼくらぶというような事業を実施しております。こちらのほうを利用してはどうでしょうかというようなことがあったり、あるいは障がいをお持ちのケースの場合なんかは社会福祉課のほうと調整をさせていただいたり、不登校関係に関しましては教育センターさんと連携をとりながら対応に当たっているというような状況でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございました。

次に行きます。次は事業実績データ集に行きたいと思います。

事業実績データ集の 20 ページ、発達相談のところです。発達教室のおひさまくらぶ、利用者の実人数、延べ人数は載っているんですけども、実人数はどれぐらいでしょうか。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

こちら 20 ページのほうで延べ人数は 95 人となっていて、実人数ですが、こちらは 59 名の方が利用しておりました。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。障がいの種類のとはどういう種類がありますか。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

発達障がいということで、やはり多いのは言葉の発達ですか、言葉のほうは年齢に比べて、ほかのお子さんに比べて遅いんじゃないとか、あとは多動傾向ですね。結構動いてしまって、保護者の方の言うことをきかないで、もう体が動いてしまって、走り回ったりとか、そういうお子さんとか、あとはコミュニケーションですね、それが保護者の方とのコミュニケーションがとりにくいとか、そういうお子さんについて相談がされております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。言語障がいはとても悩んでいらっしゃる方、多いですので、また多動症もすごく多いですよね。ですので、対応していただきながら、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思います。

この中でつぼみ園のほうで移行したというのな何人ぐらいいるんでしょうか。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

この中で、実人数 59 名の方の中で 24 名の方がつぼみ園のほうを利用できるような形で進めております。年齢的にはゼロ歳児の方が 1 名、1 歳児の方が 3 名、2 歳児の方が 8 名、3 歳児が 6 名、4 歳児が 4 名、5 歳児が 2 名でございました。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。小さいときからの療育が大事になりますので、そちらのほうの療育のこともいつも丁寧にやっていたらいいんですけども、またこれからも丁寧に案内いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。25 ページです。25 ページの臨時福祉給付金、ここで見ますと支給決定人数が 8,251 人、これは全員来たんでしょうか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まずこの臨時福祉給付金についてですが、臨時福祉給付金給付事業につきましては、支給対象者 1 人につき 3,000 円の臨時福祉給付金の支給決定者 7,994 人、それと支給対象者 1 人につき 3 万円の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給決定者 257 人、この二つの給付金を合計した件数となっております。それぞれの支給決定割合で見ますと、臨時福祉給付金の支給対象見込み者数が 1 万 1,023 人でしたので、割合としては 72.5%となっております。

一方、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金、こちらの支給対象見込み者は 302 人でしたので、割合としては 85.1%となっております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

未申請の方には多分再度連絡していただいたんじゃないかと思うんですけども、どのような連絡方法でやっていただいたんでしょう。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

申請が出てなかった方個々へのご連絡というのは行っておりませんでした。この給付金の申請期間が 8 月 26 日から 12 月 26 日までとなっておりますので、受け付け開始後は 9 月、10 月、11 月の「りゅうほ一」各前半号でのお知らせのみとなっております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

今回個人的なお知らせはしなかったということですけども、これからもそういうことがあったらお知らせはしない。それとも別のことも考えていらっしゃるんでしょうか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

今年度も給付金の事業がございましたが、やはり見込み者がわかっていますので、本来はやるべきものだったと思っています。今後同じような事業があったときには、個別の案内ができますよう検討していきたいと思っていますのでございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。ぜひ課長，よろしくお願ひしたいと思います。「りゅうほ一」に何回も何回も載せていただいているんですけども，気がつかないままいってしまうという方もいるのではないかと思いますので，お願ひしたいと思います。

その下のところの年金生活者等支援臨時給付金，これも支給決定人数が 5,252 人，これはどれぐらいいましたのでしょうか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

こちらの年金生活者等支援臨時給付金支給事業につきましては高齢者向け給付金で，支給対象者 1 人につき 3 万円の支給となっていたものでございます。対象見込み者は 5,776 人で，支給決定者が 5,252 人でしたので，割合としては 90.9%となっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。課長，これも「りゅうほ一」のお知らせだけだったんですか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

先ほどの給付金と同じように，「りゅうほ一」で 2 回のみとなっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

これこそもう高齢者ですので，気がつかない。何度も何度も丁寧に載せていただいているんですけども，気がつかない場合もありますので，これも今後の課題としてぜひ来ない方には連絡していただきたいなと思うんですけども，いかがですか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

ご案内できるように今後は努めていきたいと考えております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。

次に行きます。決算書です。決算書の 38 ページです。0009 生活保護費返還金，現年度分，0010 生活保護費返還金過年度分，同じ質問です。何世帯分でしょうか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず現年度分についてでございますが，生活保護法第 63 条を適用した分としまして 42 世帯，同法第 78 条を適用した部分が 12 世帯，合計で 54 世帯となっております。過年度分につきましては，同法 63 条適用分としまして 21 世帯，78 条適用分としまして 22 世帯，戻入分が 48 世帯，合計で 91 世帯となっております。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

今の返還理由というのは何なのでしょうか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず生活保護法第 63 条適用分の主な返還理由としましては，年金の遡及受給，保険の解約戻金，バイクや自動車などの売却代金，交通事故等の損害賠償金，遺産相続等となっております。

同法第 78 条を適用しています主な返還理由につきましては，就労収入や年金の未申告によるものでございます。

戻入の主な理由につきましては，収入認定変更に伴い生じた過支給分，失踪者が再び生活保護受給となったため，当時の失踪後の日割り計算により過支給分などが主な理由でございます。

坂本委員長

深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。これは利子等はついてしまうんですか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

利子等の規定はございませんので，税で言うところの延滞金などが発生することはありません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

次に行きます。決算書の 40 ページです。0001 学校給食食材等弁償金、弁償金の内容は先ほどお聞きしたところによると、異臭がしたということで弁償金が発生したということですが、詳しい状況等をちょっと教えてください。

坂本委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

お答えします。

これは 28 年の 5 月 16 日に発生しましたキャベツとベーコンのペンネ提供の中のベーコンのところによる異臭がするというのでございます。10 時半の頃の検食時は特に問題ございませんでしたが、12 時頃センターの職員など調理員が食べたところ、その異臭がしたということで、このペンネの提供は中学校なんです、中学校に連絡してペンネの提供を取りやめたということから代金の弁償でございます。

以上でございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ということは食べてしまった人もいるんですか。

坂本委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

児童・生徒に関しましては食べておりません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。よかったです。食べてしまって体調でも壊しては困ってしまいますので、これからも気をつけていただければと思いますので、よろしくお願いします。

じゃ、次に行きます。決算書の 106 ページです。01010400 障がい者給付訪問調査等事務費、調査内容というのはどんな内容なのでしょう。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

調査に当たりましては、国が定めた概況調査表及び認定調査表により障がい者本人及び家族や施設職員などと面談による聞き取りや必要に応じて障がい者本人への動作確認などを行っております。

調査内容ですが、概況調査につきましては、障がいの種別、等級や通院状況、就労の有無なども含めたこれまでの生活歴、家族構成、1週間の生活サイクルなどとなっております。

一方、認定調査につきましては、移動や動作などに関連する12項目、身の回りの世話や日常生活などに関連する16項目、意思疎通等に関連する6項目、行動障がいに関連する34項目、特別な医療に関連する12項目となっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。これを調べるときにもチェックシートみたいのが多分あるんでしょうが、お1人で調べに行くんでしょうか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
ケース・バイ・ケースにもよりますけれども、現在は県の研修を修了しました社会福祉課の中の職員7名が中心となって行っております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
7名の方がグループか何かで行くんですか。それともその家には1人。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
基本的には1名、障がい者の方の状況等により2名程度で伺うこともございます。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。
では、次に行きます。同じ106ページです。01010800 障がい者地域生活支援事業、地域身体障がい者スポーツ大会、今年の参加状況はどうだったでしょうか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
今年の参加しました障がい者の人数でございますが、9市町村全体で156人となっております。そのうち龍ヶ崎市の参加人数は12名となっております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
応援のほうはどうだったでしょうかね。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
参加者の受け付けは行っておりますが、応援の方の受け付けは行っておりませんので、特に把握はしておりません。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員
ありがとうございます。この地域身体障がい者スポーツ大会、私、毎回応援に行かせていただいております。いろんな会場でやっていますよね。今年は美浦村が担当でしたけれども、龍ヶ崎のアリーナを使ったということで、大勢の方がまた見えて、守谷でやったり、取手でやったり、そちらこちらでやっていますけれども、やっぱり稲敷さんなんか物すごい人数で来ているんですよ。応援の方も物すごい人数で来ているんですよ。いつも龍ヶ崎市のところはちょっと少ないかななんて思って、参加する方も少ないですし、応援される方もかなり少ないかななんて。でも、担当の職員さんは一生懸命面倒見ていらっしゃるのよくわかるんです。もう一人ひとは丁寧に丁寧に面倒見ていらっしゃいますので、それはすばらしいなと思うんですけども、来年は龍ヶ崎が担当ですよ。龍ヶ崎が担当で龍ヶ崎のアリーナを使ってやるということですよ。ですので、参加者のほうも大勢募集をかけていただきたいなと思いますし、応援のほうも皆さんで応援してあげられたらなと思っていますので、ぜひ検討してください。よろしくお願いします。
次に行きます。

坂本委員長
深沢委員、最後の質問にさせていただきたいと思います。

深沢委員
最後ですね。成果報告書の 62 ページです。学力の向上というところです。学力の向上のところでも7番のところの表がありますよね。児童「授業が理解しやすい」、平成 27 年度は 80.3%、平成 28 年度で 92.4%、12%増えています。この要因というのはどんなことなんでしょうか。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長
こちらのほうの意識調査については、学習充実指導非常勤講師が配置されている児童に対して行った調査なんですけど、やはり少人数で手厚く指導することによって、生徒としてはその授業が理解しやすいという気持ちが非常に高くなっていくという結果が出ています。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。子どもたちが理解しやすいと思っていただけたらこんなすばらしいことはないんじゃないかなと思いますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

その下のところ、教員「基礎的基本的知識、技能が高まっている」平成 27 年度を見ますと、77%だったんですけども、28 年度で 100%になっているんですよ。これ 100%というのはすごいなと思うんですけども、これ以上はないですからね、100%いったらね。そんなところの要因というのは何でしょうか。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えします。

こちらにつきましても、やはり少人数指導に学習充実の指導員が入っている担当の教員の意識調査でございます。例えば 35 人学級のところを 1 人で見るとよりは 2 人を見たほうがよりきめの細かい指導ができるということで、教員の意識調査のほうが上がっている要因と捉えております。

坂本委員長
深沢委員。

深沢委員

ありがとうございます。確かに 1 人で見るとは大変ですから、2 人、または違う方が入っていただいたら、きめ細かな教育ができるんだと思ひます。100%では終わってしまいますので、それ以上のものを目指していただいて、110 でも 120 でも目指していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

坂本委員長
ほかにございませぬか。
じゃ、後藤光秀委員。

後藤（光）委員

決算書の 28 ページと 192 ページ、これ関連していますので、お聞きします。被災児童就学援助事業で、こちら先ほどのご説明の中で、対象者が減っているというふうにお話があったと思うんですけども、現在何名、何名から何名になったのかちょっとお聞かせください。

坂本委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

まず被災児童就学支援等事業費のほうですが、こちらは小学生ですが、3名分です。その下の被災生徒就学支援等のほうが2名でございます。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。現在、この被災地から来られている当市にいられる方々で現在何世帯で何名いらっしゃるのかとわかりますか。

坂本委員長
飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

すみません、申しわけありません。そのデータ今持ち合わせておりません。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

わかりました。

それでは、次です。決算書の184ページの一番下の特色ある学校づくり事業です。こちらについてもいつもお聞かせいただいているのでお聞かせください。

成果報告書のほうの73、74に詳細書いてあるんですけども、毎年200万円の予算の中で平成28年度が160万円となっておりますけれども、何ですか、お聞かせください。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

この特色ある学校づくり事業の目的としまして、各小・中学校で各界で活躍した著名人を講師として招き、特色ある学校づくりを推進し、夢や希望を持って将来の生き方を考えられる児童・生徒を育成するというので、キャリア教育的な視点から行われている事業です。毎年なんですけど、今回のこの事業につきましては、平成25年度から年間に4校あるいは5校を指定しまして、28年度で一度これで全校分が終わった事業になります。こちらのほうなんですけど、より平成29年度、実はリニューアルをされまして、シチズンシップ教育の視点から児童・生徒が今度はその企画にできるだけ参加できるようにということで、本年度またリニューアルをされてスタートされている事業であります。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

よくわかりました。ありがとうございます。リニューアルされるということで、以前から、かねてからよく意見を申し添えさせていただいたんですけども、やはり生徒・児童たちが楽しみになるというか、あの人呼んでほしいみたいな、そういったご意見とかご要望とか、そういったアンケート調査されていると思うんですけども、そういうのを反映できるような生徒たちが憧れる人たちを呼んで、逆に1校1校やらなくても、これはあく

までも意見としてなんですけれども、例えば合同でやってもいいと思うし、大物呼んであげてくださいよ、ぜひ。全員皆さんすごい人かと思うんですけども、1点だけちょっとここでご確認させてもらいたいんですが、この講演会をやっていたいただいたこの方たちって謝礼の金額というのは皆さん統一なんでしょうか。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長
これは市のほうの基準がありまして、その基準に基づいて謝礼のほうは払っております。なので、ここに今ちょっと詳しい数字はわからないんですが、出ているそれぞれの講師ですか、こちらのほうに幾ら払ったかちょっと今把握できかねるんですが、その基準に照らし合わせてお支払いをしております。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
ということは多分ばらばらですよ、きっとね。その基準内ということで、その基準ってどこでわかるんですか。僕らはわかりますか、どこかで。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長
一応文書のほうはあるんですが、今ちょっとこちらのほうに持ってきていないんですけども、持ってきたほうがよろしいですか。後でお見せするで。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員
すみません、ありがとうございます。
あともう1点なんです、188 ページの上から3番目のいじめ問題対策事業で、非常勤職員の報酬等書いてあるんですが、このいじめの実態の内容としてなんです、この成果報告書の67、68のほうにも若干載っていると思うんですけども、まずこの成果報告書の中の、68 ページの一番下なんですけれども、不登校率がそれぞれ若干上がっていると思うんですが、これの原因というのは何でしょうか。

坂本委員長
辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長
68 ページの不登校率、残念ながら上がっているんですが、昨年度の新規のものをちょっと要因を洗い出してみたところ、人間関係とかそういうものもあるんですが、意外に家庭の環境であるとか、養育面での要因も含まれておりました。そういうものに起因した不登校というものもあるというふうに感じております。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。それでちょっといじめのほうに移りたいんですけども、いじめの相談回数がこの表で見ると 36 回というふうに書いてあるんですが、把握されている中で結構ですが、全部か、全部と言わなくてもいいんですけども、どういったいじめの内容が目立つというか、あるんでしょうか。

坂本委員長
辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

すみませんでした。28 年度で申しますと、一番多かったのはたたくとか蹴る、そういう暴力関係、その次に多かったのが例えば物を隠すとか、そのような嫌がらせ、それが件数としては多く報告されております。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。その中で例えばスマートフォンとか、スマートフォンだけじゃなくてタブレットとかも含めてインターネット、SNS 等が原因でそういったいじめに発展したという報告ってありますか。

坂本委員長
辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

それが原因でのいじめに発展したケースではなかったんですが、実際に学校のほうからそういうものに勝手に個人情報が入り込んでしまったとか、そういう事案は上がってきております。実際に学校のほうで保護者のほうに連絡をして、保護者のほうから管理者のほうに連絡をして削除してもらおうとか、個別の指導、学校、学級、学年での指導と、そういう形で進めていただいております。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、わざわざありがとうございます。1 点ちょっと確認なんですけれども、各学校等でこういったスマートフォンとかタブレットとかインターネットの使用の制限というか、何時間ぐらいにしましょうねだとかわからないですけども、余りやり過ぎないようにだとか、そういった各学校から家庭へお知らせというか、そういったものって実施されているのかどうかお聞かせください。

坂本委員長
辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

実際に学校から何時間にしましょうとか、そういう具体的な数字は出していないかなと思いますが、現状としまして龍ヶ崎市の小・中学生、例えばゲームであるとかメールであるとか、そういうタブレット、スマホの使用の時間に関してはちょっと多いのが実情になっております。それで例えばほかの子が嫌がるようなことを書いてしまったりとか、個人情報アップしてしまったりとか、そういう現状もありましたので、昨年度のいじめ問題対策連絡協議会のほうでそういうものをやっぱり少なくしようというか、家庭のほうでもぜひ話し合いを行ってほしいと、そういう提言をさせていただいて、実際今年度夏休みにそれぞれの家庭で使用に関しての話し合いを行ってほしいという働きかけを行って、今その話し合いの、シートのほうを配りましたので、9月末までに提出ということでやっておりますので、今それをこの後集計する段取りになっております。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

それは小学校ですか。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

すみません、言葉足らずで。小学校4年生から中学校3年生の全家庭です。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

あともう1点だけちょっとお聞かせください。いじめ全体で構わないんですけども、学校でいじめがありました。そうしたら、例えば市の教育委員会だとかに報告って学校側からあるものなんでしょうか。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

学校からもあります。あと、先ほどの相談のほうで36回というのがありましたけれども、教育センターのほうに電話であるとか、来所での相談とか、2方向ですね。センターのほうに今までの例で言うと学校のほうにも話してあるし、センターのほうにも相談したいというケースと、まだちょっと学校のほうには話していないんだと。センターのほうにまず相談をさせてほしいという、そのようなケース、様々なんですけどもあります。

坂本委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、いろいろ長々とありがとうございました。

まず、なぜスマートフォンに関してお聞きしたかと申しますと、これちょっと僕が個人的に見たやつなんで正確かどうかわからないんですけども、インターネットの何か統計のアンケートみたいのがあって、小学校低学年から高校生ぐらいまでの子、小学生、中学生、高校生とか、こうやって分かれているんですが、1日2時間以上だか3時間以上だかちょっと忘れてしまったんですけども、インターネットをタブレットだかパソコンだかスマートフォンでやっている学生というのは、どんどん学力が低下している統計が出ていたんですね。それ何校か調査結果があったんですけども、学校側から今このようにアンケートというか、9月中までにこういった話し合いをしてほしいということ投げかけているので、少し意識させるあれにはなるのかなと思うんですけども、やっぱりちょっとごめんなさい、ちょっとごっちゃになって申しわけないんですけども、いじめのお話なんですけど、そのSNSから始まっていじめに発展したというケースがちょっと僕のところにもたまにまななんですけども、相談が何件かありました。

それで、小学生とあと中学生の、これは別なんですけども、中学校の女子児童の保護者から電話があったんですけども、暴力ですよ。男の子に殴る、蹴るやられたと。その原因何だと聞いたら、何かSNSから始まったというお話だったんです。そこからなぜ教育委員会とかに学校から連絡がありますかということもお聞きしたかといいますと、その保護者のお母さんが学校に行き、担任の先生にいじめられているからと娘さんと一緒に行き、うちではいじめはありませんと言われたらしいんですね。そこで娘さんはいじめられているというふうに実感していたんですけども、そこで先生に言われてしまったから何も言えずに帰って来たと。数日たってからまだいじめが直らないということで、お父さんに今度相談したら、お父さんが行ったらいいんですよ、学校に。そうしたら今度はそのときにお父さんが学校のその担任の先生に、教育委員会にこちらから相談しますよという話をしたら、いや、それだけのご勘弁してくださいと。それでやっといじめがありましたということ認めて、これから対応しますというお話があったそうなんです。これ僕の仲いい友達なんでうそじゃないと思うんですけども。そこで何を言いたいかといいますと、実際ほかの件でちょっと話が長くなってしまいうんでやめておきますけれども、小学生の話でもあるんですけども、実際教員の先生が保護者にちょっと遠慮してというか、それ以上言うとか何か逆にうちの子はいじめない、こっちはいじめられている。ちょっとなかなか言うに言えないこの時世ですからというところもあると思うんですけども、駄目なものは駄目というふうにはっきり言うてくれないと、保護者の人たちは、いや、明らかにいじめられているんでしょよというような、実際にあざをつくっていたということがあったんですけども、そういったことも聞いていますので、ぜひまず、ごめんなさい、ごちゃごちゃになっているんですけども、スマートフォンだかインターネットの使用の制限というのをある程度してもいいんじゃないかなというふうに思うのと、あと先生方もいろいろお立場上難しいと思うんですけども、明らかにこういういじめがあった際には、この不登校の数値にもやっぱり出てしまうように、登校拒否につながっていったりとかもすることもありますから、先生方も勇気を持ってちゃんと保護者に言っていただきたいということもありますから、生徒にですね。その辺ちょっと改めてご対応のほうをご検討くださいということだけ最後に申し添えておきます。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

いろいろありがとうございます。今年の3月に文科省のほうからもいじめ問題の基本方針なんかも改定されて、それも学校のほうに周知をしています。やっぱりいじめという話があった場合は、誠意を持って対応するであるとか、何の業務、とにかくほかの業務よりいじめに関しては優先をして対応するであるとか、情報を学校全体でとにかく早く共有す

るという話をさせていただいているんですが、さらにこの後また指導のほうをやっていきたいと思いますので、ありがとうございます。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、長々とありがとうございました。

本当に最後に1点なんですけれども、事業実績データ集の25ページの家庭児童相談事業の中で、相談件数のところなんですけれども、児童虐待相談というのがちょっと多く感じるんですが、これどういった内容があるかだけ教えてください。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

児童虐待の件数なんですけど、昨年度より相当増えております。これにつきましてはマスコミ等でも日々その報道されているというようなことから、市民の方々も大変関心を持っていらっしゃる。それで寄せられた相談が増えているんじゃないかなというふうに感じております。

先ほどの虐待の内容なんですけど、先ほどちょっと触れさせていただいたんですけども、直接体に身体的虐待、それから性的虐待、心理的虐待、育児放棄、こういうのも虐待のほうに分類されるようになるんですが、一番多いのが身体的虐待18件というような状況でございます。総数で70件というようなことで、今関係機関、児童相談所も含めまして、警察、児童相談所、それから役所内の関係部署連携をとりながら、その虐待になるべく早期に対応するようというふうなことで心がけているところでございます。

坂本委員長
後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、ありがとうございました。

以上です。

坂本委員長
ほかにございませんか。
金剛寺委員。

金剛寺委員

初めに、決算書の106ページのところの最後ナンバー700の障がい者自立支援給付事業で伺います。大きくはこの扶助費のところでは予算、前年度実績よりも大きく金額は伸びているので、利用者が増えたことだと思うんですけども、扶助費の内容について若干冒頭で説明はありましたけれども、この増えた扶助費の大きなものと、その要因、中身についてお願いいたします。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

その他の扶助費としまして、前年度対比約 6,200 万ほど増えております。その主な理由としましては三つほどございます。一つ目としましては、介護給付費、全部で8種類ございますが、その中の生活介護及び施設入所支援、そちらの利用が増えたことによります。二つ目といたしましては、訓練等給付費、こちらも全部で8種類ございます。その中の就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者及び1日当たりの利用日数が増えたことによるものです。三つ目といたしましては、更生医療費、その中で人工透析を受けた生活保護の受給者の受診が増えたこと、こちらが主な要因となっております。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

わかりました。この人数的にはトータルで結構ですけども、利用者は増えているんですか。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

人数につきましても前年度対比、例えば先ほどお話をいたしました生活介護ですと 139 人から 152 人、施設入所ですと 51 から 56 人、就労継続支援A型につきましては 35 人から 54 人、就労継続支援B型につきましては 94 人から 96 人、このように増えております。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。

次へ行きます。決算書 120 ページ、ここの駅前こどもステーション運営管理費で、これは 28 年度の新規事業で子育ての目玉の事業であったわけですけども、これの関連して実績表の 29 ページと成果報告書の 203 ページにまず利用状況についてお伺いをしたいんですけども、まず送迎ステーションのほうでいくと、3月末現在で 15 世帯の 18 人、こどもステーションのほうは利用者数で実績のほうでは 1,875 組となっておりますので、トータルすると倍かなということになるわけですけども、この辺を踏まえて、これは当初の目的どおりなのかどうかまずお伺いいたします。

坂本委員長

服部こども課長。

服部こども課長

まず冒頭に主要施策の成果報告書、こちらのほうの 204 ページになるんですが、一部記載が間違っておりましたので、ご報告をさせていただきたいと思います。

ちょうど具体の活動実績及び成果というところで、中段に子育て支援センターの利用状況、こちらのほうを記載しております。こちらが月平均利用者となっておりますが、1日当たりの利用者数ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。

さらになんですが、9月の実績が2人と書いてありますが、21人の間違いでございますので、訂正のほうをよろしくをお願いしたいと思います。

それで、ご質問に対する回答でございます。駅前こどもステーション、こちらのほうがスペースの関係がございまして、送迎ステーション、それから日中の支援センターでいきますと同時に集まっていた人数が20名程度がスペースから考えて理想の人数ではないのかなというふうに考えております。そういった中で、平成28年度の実績を見ますと、送迎ステーションのほうで18人、それから日中の子育て支援センター、こちらのほうが1日当たり18人程度の利用という状況になっておりますので、これらの実績や利用者の感想などを踏まえますと、一定の成果を上げることができたのではないかなというふうに感じております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。初年度でとりあえずの目標数値は達成されたということで、最初からだといろいろご苦労された点もあると思いますけれども、特に取り組みの上でいろいろされた点があればちょっとお伺いいたします。

坂本委員長
服部こども課長。

服部こども課長

運営面に関してなんですけれども、送迎ステーションの運営に当たりましては、保育所、幼稚園と調整が必要になります。それでお迎えに行く時間とか、その時間がなかなか園によってこの時間にお願いますというような指定がされてしまいまして、理想どおりのルートを通うことができないと。現在もそのような状況が続いているわけなんですけど、そういったことが1点ございます。そのほかに開設当初は利用の方が少なかったんですけど、それが徐々に浸透されまして、利用者が増えていった。そういった中で利用者が増えることによって、送迎のルートあるいは保護者の方にステーションまで連れてきていただく時間が変動するということがございましたので、まず最初に保護者の方にそういった状況で弾力的に運用させていただくことをご了承願いますということで最初にまず申し込みの際に了解をいただきました。

それから、年をまたぎまして大体18人くらいの送迎ステーションの利用があったんですけど、朝の部分は大体1時間くらいで行くんですけども、帰りのお迎えが大体2時間近く時間を要するようになってしまいまして、子どもの負担を考えますと、こういう状況は大変好ましくないということで、年度途中1月からですか、12月に変更契約をさせていただきまして、1月以降は2往復で送迎をやってもらいました。それで1回ステーションのほうでお子さんに休んでいただいて、またもう1回スタートすると、そういったこともございました。傾向的には帰りのほうが利用される方が多いというような状況がございます。今年の4月からはそういうような状況がございましたので、もう帰りは2便、往復じゃなくて2便で契約させていただきまして、現在その運営に当たっているというような状況がございます。ですから、今後の利用状況によりましては、もしかすると朝も2便で対応していくような可能性が、人数が増えていくと状況が発生する可能性があるというようなところで、日々この利用状況によっていろいろ検討事項を加えていく必要があるというふうに考えております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。場所の関係、この送りの関係でどこまでも増やせるというものではないみたいようなことになりますんで、費用のほうもありますし、あと今後のちょっと状況を見たいと思います。

次へ行きます。決算書 118 ページ、実績表の 26 ページで、ここの子育て支援施設管理運営費、これはさんさん館のほうですけれども、実績表を見せていただくと、昨年よりも人数的にもかなり増加傾向にあって、いろんなイベントの参加で見ると、楽しく遊ぼうみたいなのが一番で増えているような気がするんですけども、この辺で特に利用者増に至ったところでいろいろ強化された点、工夫された点、また課題等があればお聞かせ願います。

坂本委員長

服部こども課長。

服部こども課長

今金剛寺議員のほうからお話いただきましたように、様々なメニューを実施しております。それで毎年同じというようなことではなくて、先生方もいろいろ工夫をしていただいて、今年是这样いった新規のメニューを加えようと、そういうような形で取り組んでいただいております。

集客が、利用の方が増えたという要因なんですけど、ホームページ等でイベントのほうは前もって皆さんにお知らせするようにはしております。28 年度は特にフェイスブック、こちらのほうを日々更新するようにはいたしました。そういった関係で利用者の方が増えたのかなど。あわせて利用されている保護者の方のロコミ、こちらのほうも大変大きかったんではないかなというふうに感じているところです。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。増加につながってますんで、これからもよろしくお願いたします。

次へ行きます。決算書の 128 ページ、これ成人保健事業の中の明細のところのいろんな検診の中のがん検診のところでお伺いします。実績表の 15 ページ以降で各これがんごとの検診数になっていますんで、なかなか見づらいところがあるんですけども、いろいろくくってみますと、特に肺がんであるとか子宮頸がん、あと乳がんの検診でかなり増えて、金額的にもかなり増えたわけですけれども、この辺のところでの増加内容についてお聞きします。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

がん検診の増加の内容ですね。肺がんにつきましては 26 年度からはかなり増えているんですけど、27 年度と 28 年度ですとほぼ変わらないような形でございました。あと婦人科の乳がん検診、こちらのほうは 199 名の方が増えました。子宮頸がんのほうも 269 名の方が増えたということで、こちらについては保健センターのほうでもかなり PR のほうはさせていただいたんですが、婦人科のほうですと有名人の方がかなりテレビのほうで罹患の状況とか、特に乳がんの方ですか、取り上げられまして、やはり結構若い 30 代の方でしたので、自分もなっはということ、かなり意識的に皆さん参加していただけたかと思

います。保健センターで行っております集団検診、そのほか済生会の検診センターとか牛尾病院とかで医療機関の検診とかありますので、そちらのほうもほぼ満杯のような状況で、かなり受けていただいております。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

ありがとうございます。検診のお知らせなんかも大分改善されて見やすくなったと思いますので、引き続きお願いいたします。

次へ行きます。決算書の 130 ページ、ここの扶助費のところに入っている不妊治療費についてお伺いをしたいんですけども、28 年度で若干金額をアップしたのと、あと男性不妊治療というのを新たに 28 年度から始めたことになっているわけですけども、これは成果報告書の 197 ページ、199 ページで見ると、不妊治療の件数的には逆に減った状態になっていて、金額はアップしたんで金額は増えているんですけども、あと男性不妊治療のほうは該当がなかったという報告になっているわけですけども、この辺のちょっと内容と課題についてお伺いいたします。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

件数のほうなんですけど、平成 27 年度が 62 件で、28 年度は 47 件ということで、15 件くらい減ってきておりますが、こちらの理由としましては、国のほうの補助の制度が変わってまいりまして、年齢が 28 年の 4 月から 43 歳までというような年齢制限が新しく制定されました。そこで 27 年度につきましては駆け込みというか、対象年齢が狭まりますので、駆け込みで申請されたのかなと、治療のほうを受けられたのかなと考えております。大体通常ですと 50 件前後その前のあたりではだったんですけども、27 年度はそういう意味で増えたので、28 年度は結果的に減ってしまったという形になっているかなと思います。

あと内容ですね、不妊治療のほう、龍ヶ崎市のほうは今この特定不妊治療のほうですね、国・県のほうで補助しているものについて市のほうで、27 年度までは 5 万円の補助でしたが、28 年度から 15 万円に 10 万円アップするような形で、県内でも 2 番目の補助額ですから。申請のほうを受けておりますと、高い方ですと 100 万くらいかかったり、かからなくても 60 万くらいかかったりという形で、かなり費用がかかりますので、県のほうで 15 万円、市のほうで 15 万円と。初回に関しましては国・県のほうも 1 回目だけは 30 万円まで金額のほうはアップしていただけたので、かなり個人の負担は軽減されてきているのかなと考えております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

負担軽減ということにつながっているのであれば、今後も継続しながら様子を見ていただきたいと思います。

次へ行きます。132 ページ、決算書の疾病予防費の中の委託料のところの任意予防接種で、これも 28 年度の新規事業で、ロタウイルスの予防接種というのを新たに始めたわけで、これは成果報告書の 195 ページに実績についても一応書いてあって、目標から言うど

実績値が 58.9 で、目標値も 70 ですから、ほぼ 1 年目にしてはと思うんですけども、この辺の成果、内容、その他あと課題についてもありましたらお願いします。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

この任意予防接種のロタウイルスワクチンにつきましては、小児科の医師のほうからもうやはりこのロタウイルスの胃腸炎、それが幼児の場合、かかりますとかなり重症化するということで、ワクチンで防げるものですから、小児科学会のほうでもこれを補助してほしいと。ただ、まだ法定の疾病がないので、任意予防ということで、これが 2 種類のワクチンがございまして、2 回打つワクチンと 3 回打つワクチンとございます。それで両方とも費用面では大体全部受けますと 3 万円くらいかかります。高額になってしまいますので、こちらについて補助のほうをしていただければ、やはり子どもの重症化ですね、そういうのが減らせるということで約半額の 1 万 5,000 円程度補助するような形で行っております。こちらのほうも PR のほうは市の広報紙の「りゅうほー」とか市のホームページでも広報させていただいております。

坂本委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

これもまだ全市では茨城県内でも実施されてない事業ですね。先進的に取り組んで、一応の実績もあるということで、大変有効なものであれば続けていっていただきたいと思えます。

次に行きます。決算書の 200 ページの最後のほうの文化財保護費で、次のページにいきまして、19 の交付金のところのまちづくり協働事業で、これは内容、映像アーカイブというのに協働事業として交付金を出されたわけですけども、これはどういうものがちょっとできたのかと、今後ちょっと活用方法等あればお願いいたします。

坂本委員長

大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

お答えいたします。

映像アーカイブということでございますけれども、こちらにつきましては協働事業として昨年度採択された事業でございまして、概要につきましては、市民のお宅などに眠っている龍ヶ崎市の昔の景色、暮らしぶり、あるいはイベント内容など、そういったものを伝える貴重な映像遺産、主に 8 ミリとか 16 ミリフィルム、アナログ的なものなんですけれども、それを掘り起こしてこれをデジタル化して、貴重な記憶遺産として現在から後世に伝えるということを目的に、広く市民に提供を呼びかけたものでございます。NPO 法人の快適な街づくり協会というところが手がけたものでございまして、具体的には昭和 48 年、西暦で言いますと 1978 年から 56 年あたりに撮影された 8 ミリフィルムなどを中心にデジタル化したものでございます。

具体的には中身につきましては先ほど申しましたが、イベントとしましては昔ありました産業文化祭の武者行列とか、あるいは小・中学校の運動会、そういったものが多数寄せられまして、30 分程度の DVD にアーカイブできたというものでございまして、今年の 2 月には市民交流プラザにおいて事業報告会、いわゆる上映会ですね、こういったものが開

催されているものでございます。

今後につきましても、確かに昔の映像ですので、なかなか自宅に眠っていることわからないという、そういったお宅が幾つかあったようでございます。50年間の間に当然代も変わっておりますので、もしかしたらまた掘り起こせばたくさん出てくるかもしれないという、そういう受け皿ということで、今現在も歴史民俗資料館のほうでは募集を続けているというところでございます。こちらにつきましては、今後ともいろんな機会を通じて市民の皆さんの目に触れるような、そういった機会を続けていくという、そういう今スタンスで臨んでいるところでございます。

以上です。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。いろんな機会ぜひ見ていきたいと思います。

次に、決算書の208ページ、総合運動公園リニューアル事業の照明塔建設工事について、これで多額の費用がかかったわけですけれども、これそのものただ完成が3月ということですので、28年度中にこれを使用はされていないかとは思いますが、その後の若干の様子、使用法の様子、あとは予約があったり、問い合わせがあったり、またつくるときに話がありましたJFLなんかですと、もう年間計画だと思いうので、来年度の予定とか、そういう問い合わせなんかがあるのかどうかお聞きします。

坂本委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

たつのこフィールドの照明塔の利用状況につきましては、3月23日にサッカーの天皇杯、茨城県予選大会が4分の3点灯、750ルクスで開催されたのをはじめとして、4月から8月までに流通経済大学や竜ヶ崎一高、東洋大牛久高校、伊奈高校の陸上部などで第1段階の照明、既存の照明塔1基当たり二つのLEDをつけた状態での使用が62回となっております。また、流通経済大学の陸上記録会として760ルクスで1回の利用となっております。サッカーのJFLの試合では4分の1点灯、250ルクスで1回、4分の2点灯、500ルクスで1回の利用となっております。9月にはこれまでに社会人のサッカーの試合が500ルクスで2回、JFLの試合が500ルクスで1回行われている状況でございます。また、20日には流大でサッカーの試合が500ルクスで行われる予定となっておりますので、来年のJFLの予定につきましてはまだ連絡をいただけない状態でございます。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、すみません。陸上競技とサッカーのほうと分けて報告いただきましたので、点灯別でとりあえず分けると、4分の1点灯が陸上競技で62回ですかね。あと4分の2点灯がちょっと合わせて何回だったのかと、4分の3点灯は今のところ1回ですかね。

坂本委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

750 ルクスでの使用が2回で、500 ルクスでの使用が4回となっております。一番照明の照度が低い4分の1点灯、第1段階の照明というのが一番照度が低いんですけども、こちらが62回の利用となっております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

すると、その750が今のところ2回で、既にこのほかに予約入っているものとか何かはありますか。

坂本委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

この後につきましては、9月20日に流大のサッカーで506ルクスを使う予定で予約が入っている状況までは確認できる状態となっております。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

はい、わかりました。ここのところでちょっと最後の質問にします。あと、この下の内野グラウンドの改修工事のところ、2,300万ほど出ているわけですけども、これによって水はけを治すということだったんですけども、この工事によって効果というか、その辺はどうだったのでしょうか。

坂本委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長

内野の改修工事のグラウンドの状況につきましては、改修前と比較して水はけは断然よくなっておりますので、利用できる日数は増えると思います。多少強い雨が降っても水たまりができることもなく、数時間後には試合ができるため、利用者の方からも好評を得ております。おとといの日曜日に台風の影響でかなり雨が降りましたが、昨日は野球の試合をやっていることを確認しております。

以上でございます。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員

このスタジアムの後の使われ状況なんですけれども、これは教育委員会の発行の点検評価報告書の43ページに26年度、27年度、28年度のたつのスタジアムのこれは人数ですね。人数については書いてあって、ただ、この間工事の期間とか何かがありますんで、単純にこれを減った、増えたでは数えられないと思うんですけども、水はけなんかも直

して、多少増加傾向にはあるということでしたけれども、もし回数なんかもわかればちょっと教えてほしいなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

坂本委員長
北澤スポーツ・国体推進課長。

北澤スポーツ・国体推進課長
すみません、回数まではちょっと把握しておりません。

坂本委員長
金剛寺委員。

金剛寺委員
わかりました。私のほう、以上で結構です。ありがとうございました。

坂本委員長
ほかにございませんか。
伊藤委員。

伊藤委員
102 ページです。決算書。生活困窮者自立支援事業で、学習支援事業がありますけれども、子どもネットワークに委託をしているということなんですけれども、この開催日数と内容についてお伺いします。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
学習支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく事業の一つとして市内のNPO法人と業務委託契約を締結し、実施したものです。事業内容につきましては、生活保護世帯や生活困窮者世帯などの小学4年生から中学3年生の子どもたちを対象として原則月曜日と火曜日の週2回、午後5時半から8時半の間の希望する時間帯において無料の学習支援を行ったものでございます。失礼しました、原則月曜日と水曜日になります。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員
人数としては大体何人ぐらいいるんでしょうか。
それと、あわせて言ってしまうんですけれども、生活困窮者ということなんですけれども、今1カ所ですよね。この1カ所で本当に足りるのかどうかということを思っています。というのは、就学援助、生徒数の1割ぐらいが受けていると思うんですけれども、やはり生活でより大変な子どももいるんじゃないかなと思いますので、その辺の事業ができるような今1カ所ですけれども、それでいいかどうかお伺いします。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

昨年度の利用状況についてでございますけれども、利用登録人数は 27 名、延べ利用人数が 744 名、1 日当たり平均 8 名の利用となっております。

次に、現在の 1 カ所で足りるのかというご質問かと思えます。昨年度 2 カ所でできないかということで、実際この現在やって、昨年度実施しました NPO 法人以外にもいろいろと当たっておりました。しかしながら、なかなか条件に折り合うところが見つからず、結果的に 1 カ所となっております。しかしながら、もう 1 カ所あるにこしたことはないとは考えておりますので、機会があれば引き続き昨年当たった事業所も含めまして話し合いの場等を持った上で検討していきたいと考えております。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

ぜひよろしく申し上げます。1 カ所ですと場所との関係もあって、なかなか行きづらいということもあるかもしれませんので、ぜひ進めてほしいと思えます。

次です。112 ページ。決算書です。112 ページの児童福祉事務費なんですけれども、その次のページの 114 ページの貸付金があります。この貸付金は保育士さんの貸し付けだと思えますけれども、成果報告書の 205 ページをちょっとお願いします。そこでいきますと就学資金貸し付けなんですけれども、これでいきますと募集は 10 名でした。応募人数が 12 名で、募集のときは流大生が 5 名ということだったんですけれども、実際は 1 名だったんですね。私としましては地元の大学なんで、やはり多くの生徒が使っていただいて、なおかつこの龍ヶ崎で仕事をしてくれるとよいと思っているんですけれども、この辺の取り組みについてどんな状況だったのかお伺いします。

坂本委員長
服部こども課長

服部こども課長

議員からお話がありましたとおり、募集につきましては 10 人、そのうち 5 名の方は流通経済大学の学生ということで募集のほうを行いました。募集に当たりましては、事務局のほうにパンフレット等をお持ちしまして、周知願いますと。あわせまして保育課程の教授がこども課の子ども・子育て会議の米原先生がやっていたらっしゃいまして、先生を通じて生徒さんに声をかけてくださいというようなこととお話をしました。しかし、残念ながら結果的には流大生は 1 名と。本年度につきましては 0 名というような状況でございます。やはり流大に通われている保育科の学生さんは、地元へ戻って保育士なり幼稚園教諭なりになりたいという意向が強いのかなというふうに感じております。

この枠につきましては、5 名、5 名とやっているんですが、その応募状況によりましては、流大生の枠を一般枠へ増やさせてもらうとか、弾力的に運用させていただいているところでございます。

今後なんです、市外の大学等へ通われている方になかなかこの情報が伝わらないのじゃないのかなと、そういうところを反省しまして、来年度につきましてはその学校を通じて募集をしていくと、こういうこともやっていく必要があるのかなというふうにとちょっと反省をしているところです。ちなみに今年度は 4 人しかいませんでした。ですから、募集期間を再度延長したんですが、現時点でまだ 4 名というような状況でございました。

坂本委員長
伊藤委員。

伊藤委員

いい制度だと思うんですけども、なかなか伝わってないということもあるんでしょうが、やはり保母さんの待遇も悪いということもあるのかなと私は考えられる部分もあるんではと思いますので、その辺についても含めて今後検討していただければ幸いかなというふうに思います。

次です。同じ 116 ページです。01013300 放課後児童健全育成事業です。学童保育の件です。今全ての小学校に学童保育があつて、6年生まで受け入れているということについては私も評価しています。6年生まではなかなか受け入れてないところが多いのでということなんですが、それで国の指導では1ゾーン当たり 40 人ということが言われているんですけども、現在の状況はどうなのかということと、まず支援員は何人いるかお伺いします。

坂本委員長

生涯学習課長。

大野生涯学習課長

学童保育の件についてでございます。今現在の状況で申し上げますと、事業実績データ集の 56 ページにもございますが、これは今年の 3 月 1 日現在の数字なんですけれども、今の児童数は全部で 764 人。ただ、これは時期によって多少ばらつきというか、大いにばらつきございます。夏休みなどはもちろん利用者数がむしろ増えますので、平均的にならしますと、昨年度中の数字なんですけれども、大体 800 数十人が月平均の数字かなというふうに理解しております。

6年生の児童なんですけど、やはり学年が進むにつれて保育ルームの利用率というのは下がる傾向にございます。現在6年生で利用されている方は、今せっかくでするので、一番新しい数字を申し上げますと、今年の 4 月 1 日現在の6年生の利用者数は 36 人という人数でございます。ちなみに1年生は 200 人以上申し込んでおりますので、やはり学年が進行するにつれて保育ルームに来る、学童保育に来る数は減りつつあるのかなという、そういう傾向が見てとれます。

支援員なんですけれども、28年度の配置数、こちらのほうも出入りがございますので、あれなんですけど、111人ということもございますが、こちらにつきましては加配分の19人を含んでおります。こちらにつきましても、例えば夏休みとか、そういう利用者数が多い時期につきましては臨時の支援員を配置するという、そういう措置をとってございます。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それで、この支援員になんですけども、国のほうでは一定程度の資格があるようにということで、学校の先生とか看護師さんとかということについてはあれなんですけれども、全然ない方については、やっぱり資格取得のために講習会を開くということで、昨年度講習会を開いて、そこに参加していただいているということだったんですけども、この資格取得について111人が全部持っているというふうに考えていいんでしょうか。

坂本委員長

大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

今現在もちろん伊藤議員おっしゃったように、資格を持たれているのが一番我々としてはありがたいんですが、なかなかそういったものに限定してしまうと、支援員、実際見ていただく方が集まらないという、そういう状況でございます。もちろん資格を持たれている方につきましては、きちんとそれなりの手当をさせていただきますけれども、今申し上げました 111 人全員が例えば教員免許証とか、あと幼稚園教諭の免許とか、そういったものを持っているということではございません。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

それで、事情もよくわかりますし、ただ国のほうではそのない人については講習会を開いて、一定程度のものが持てるようにということをやっていたわけなんですけれども、じゃ、その 111 人の中にそういう人がいたときに、どんな研修を受けさせているのか、その辺について伺いたいと思います。

坂本委員長

大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

資格というものに限定した研修というわけではないんですけれども、やはりスキルアップ、支援員が日常的な業務においてスキルを高めていただくためのスキルアップを目指した研修というのは、事業報告書に書きましたけれども、年間を通じて適宜行わせていただいております。もちろんテーマごと、あるいは対象者も限定しますときもありますし、そのときそのときの問題を解決するためのテーマを改めて決めるとか、あとは例えば今年などは不審者を対象にした新たな研修を行うとか、そういう状況に応じた研修の機会は常日頃から持ち続けているつもりでございますし、今後ともその方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

坂本委員長

伊藤委員。

伊藤委員

成果報告書の 40 ページの 3 に、各種スキルアップのための研修会を行っているというふうにありますけれども、それでは、この各講習会の受講者数は全員がなるべく参加できるような形になっているんですか、その点だけお伺いします。

坂本委員長

休憩いたします。

午後 3 時 15 分再開の予定です。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大野生涯学習課長。

大野生涯学習課長

先ほどの答弁に若干補足をさせていただきたいと思います。

資格認定につきましては、県の指導によりまして、平成31年度までに行うというそういう通達がございますので、龍ヶ崎市におきましては28年度ベースの数字で申し上げますと25人、約4分の1程度の支援員がこの資格認定の研修を受けていただき、ただ業務の都合等もございますので、人間を相手にするところがございますので、なかなか全員が一緒にというわけにはまいりませんので、こちらにつきましては計画的に今後とも受講していただくように、そういうふうに努めてまいりたいと考えております。

そのほかの研修等につきましてなんですけれども、やはり今申し上げましたように、なかなか全員で一緒に受けるということは叶わないものがございますけれども、先ほど申しましたように、テーマごとに研修会等を年間を通じてスケジューリングしてございますので、なるべく多くの方が業務に支障のない範囲で受けてもらえるように、そういった取り組みを今後とも続けていきたいなというふうに考えております。

以上です。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

わかりました。資格の認定については、国の言っていることでもありますので、ぜひ計画的に進めていってほしいと思います。

スキルアップについても多くの方が参加できるように工夫しながらお願いをしたいところ です。

次に行きます。124ページです。決算書です。

01015300生活保護扶助費です。生活保護の相談件数、申請者数、そのうちで決定となった件数は何件か教えてください。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

生活保護の相談件数は215人で、延べ352件となっております。そのうち、生活保護の申請となった件数は110件となっております。110件のうち、生活保護決定となったのは100件となっております。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

それでは、申請件数110件で決定数10件の差があるんですけれども、10件が決定されなかった理由は何なのかお伺いします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

生活保護の決定前に失踪したケース、これは主に無料定額宿泊所の入所者、そちらが多

くなっております。それと境界層該当によるものとなっております。
以上です。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

失踪したケースがあるというのはちょっと驚くんですけども、もう1つのところ、ちょっとよく私理解できないんですけども、ちょっと具体的に言ってください。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

境界層該当についてでございますけれども、介護保険の施設に入所している、これ一例でございますけれども、入所している方から相談が上がった場合、生活保護の要否判定を行って、その結果施設の基準額、そちらが低く設定していただければ、生活保護に該当にならない、そのような場合には福祉事務所長名で証明書を出すことによって、介護保険のサービスを受けられるという制度がございます。そういうものを境界層該当という形で一般的には言っております。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

わかりました。

それでは次ですけれども、住宅扶助費は前年の370万円の減になってはいますが、理由は平成27年7月1日付で住宅扶助費の限度変更があったと思うんですけども、その影響があったんでしょうか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

特に大きな影響はなかったものと考えております。その理由についてでございますけれども、サービスつき高齢者向け住宅や無料定額宿泊所などは生活保護の住宅扶助の基準額範囲内に家賃の額を下げてもらっております。また、世帯員の状況や住宅事情などにより、やむを得ないと認められる場合には特別基準額を設定の上、高めの家賃を設定しているというのが理由となっております。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

失礼しました。

28年6月30日までは経過措置としまして旧基準額が適用されていたわけなんですけれども、この基準額変更に伴って実際に家賃が基準額を上回った件数というのは幾つあったんでしょうか。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
単身の世帯で181， 2人世帯で15， 3人以上の世帯で10， 合計206世帯となっております。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員
そうしますと， この206世帯のうち， さっき言ったように家主さんが基準額を下げてくれたということもあったんでしょうけれども， 実際に転居指導によって転居した件数を教えてください。

坂本委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
単身の世帯で3， 3人世帯で2， 合計5世帯が実際に転居となっております。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員
ありがとうございます。
住居環境がちょっと悪くなっちゃったのかなというところは， ちょっと心配をしているところです。
次， 行きます。136ページの決算書です。
01017200職員給与費。これ保健センターの職員さんの給与費なんですけれども， この保健センターさんの職員数を教えてください。18人の内訳ですね。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長
保健センターの職員， 保健師が12名おまして， あと管理栄養士が1名， あと事務職， 私を含めて5名でございます。合計18名です。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員
こういう言った中でさまざまな仕事， 市民の健康を守る， 子どもたちの健康を守るというところで， こういった人数で充足しているのかどうかだけお伺いします。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

職員につきましては、毎年どんどん事務のほうが進んでおまして、昨年28年度からは子育て世帯包括支援センターですか、こちらのほう、国のほうが推奨しておまして、平成32年度までに全国の全市町村で設置するということになっておりますので、龍ヶ崎市のほうは県南では早いほうで、昨年度から設置しておまして、母子保健コーディネーターの保健師専任で1名、今年度から2名配置しております。母子健康手帳を妊娠された方については1時間くらい丁寧な説明を行っております。

あと、そのほか健診とかも、やはり受診率、ちょっと龍ヶ崎市のほうは低いものですが、そちらのPRとか力を入れておりますので、事務のほう、どうしても正職員以外に嘱託員のほうも管理栄養士のほうが今4名嘱託員でおまして、こちらも保険年金課と共同で健診を受けた後、特定保健指導ということで入念な指導のほう行っておりますので、どうしても人手不足になってきております。

この嘱託員に関しましては、保健師とかも募集してはいるんですが、どうしても近隣に比べて時給ですか、それがちょっと低いような形で、今年度もずっと募集しているんですが、なかなか集まらないような状況で、ちょっと人員的には不足みかなと考えております。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

現場のところで人員が不足ということを感じているということは、やはり市民の人にやっぱり影響があるということですので、今のお話を聞いていると、保健師さんに対する処遇がやはり多少近隣に比べて低いのかなというふうに思いますので、その辺の処遇改善についてどんな考えがあるのかお伺いしたいんですけども。

坂本委員長

宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

人件費については人事行政のほうとも相談しながら、少しでも対応のほうですか、うちのほうでも乳児家庭全戸訪問で保健師、助産師、あとは保育士とかやはり嘱託員で行っておりますので、その3職種についてはやはりもうちょっと。こども課の保育士のほうも不足というところも、少しは給料的なものが少し勘案できればなと思ってはいるんですが。

坂本委員長

川村副市長。

川村副市長

保健師につきましては、毎年職員の採用でも公募しているんですが、なかなか少ないですね。なかなか受けていただけないような状況もあります。勤務条件もあるんでしょうけれども、やはり保健師さん、各市町村でも競合していますんでね、なかなか来ていただけないような状況がありますので、そういった意味で、嘱託員を配置して対応しているんですが、嘱託員の勤務条件、給与条件なんかも、今見直しておりますので、今後カバーできるように進めていきたいと思っております。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

ぜひ市の努力をお願いしたいと思います。

次です。

教育センターの管理費なんですけれども、成果報告書の67ページです。

67, 68で、先ほどお話も出ました。それで、不登校数についてなんですけれども、これは不登校数の相談回数ということで1,771回と出ているんですけれども、実際の子どもの実態はどうなんでしょうか。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

お答えします。昨年度28年度、不登校は30日以上ということで、カウントをしているんですが、102名の児童・生徒がおりました。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、このことに対して教育センターなり学校なりで十分対応はしていただいているんだというふうに私は思っています。

それで、1点だけなんですけれども、先ほどのお話で教育センターも相談を受け入れているというお話があったんでよかったなと思うんですが、実は私のところに、学校に相談してもなかなか落ちが明かなくて、教育センターに相談したらなと思ったら、教育センターも学校を通してくださいみたいなことがあったというお話も聞いていますので、そのことについてはやはり教育センターでもお話を受けていただきたいということについて、お伺いします。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

そのような、もしね、事例があったということは私たちとしても非常に申しわけなく思っております。もし、再度そのような話あれば、通していただければと思いますし、私たちも一人ひとりになるべく寄り添うような形で相談のほうを進めて、学校とも連携しながらやっておりますので、一人ひとりに丁寧にも対応していきたいと思っております。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

ぜひそのようにお願いをしたいと思いますので。わかりました。

もう1つは保護者のほうが、この教育センターがあるということを割と知らない。話を聞くと、教育センターの方たちはすごい宣伝をしているというふうにおっしゃるんですけれども、その受けとめ方もいろいろありますけれども、やっぱりこういうセンターがあるということをごく宣伝してほしいというお話もありましたので、それをつけ加えておきたいと思っております。

坂本委員長
辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

ありがとうございます。先ほどこちょっとお話の中で出ささせていただいた龍の子支援会議、いろんな関係どこかでやっている会議なんですけど、例えば教育センターがこういう相談を受けます、生涯学習課ではこんな相談です、こども課ではと。チラシに関しても年度当初に全ての保護者のお宅には配付をしておりますので、そちらでまた周知をしていきたいなとは思っています。はい、ありがとうございます。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

ありがとうございます。

最後になります。186ページの学習充実支援事業で、成果報告書では61ページです。

先ほどもお話が出ていたんですけども、少人数の配置のところ、(7)になります、62ページの。

子どもたちにとっては、授業が理解しやすい、それが92.4%、28年度は。それで、やっていらっしゃる先生方はやはり自信を持ってやっぱり技能が高まっているんだということ、100%となっています。私はこれ、小学校だけではなくて、中学1年生なんか本当に大変だと思うんで、これを中学生に広げるという考えがあるかどうか1点だけ伺います。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

お答えします。

本事業については、小学校の算数の学習にきめの細かな指導を展開することを目的にして行っている授業であります。中学校においてはそれではどうしているかという、県費の加配教員を重点的に配置して手厚い指導のほうをするように対応しているのが現状です。

今、お話がありました中学校への学習指導、非常勤講師の配置についてでございますが、幾つか問題がありまして、1つはより専門的な技能を非常に必要とする、それから専門教科の教員免許を必要とする点等があるんですね。こちらの観点から非常に人材確保が厳しい状況に今ございます。この点が何とか、何とかなるかどうかちょっとわからないんですけども、なっていけば、検討していくことになるかなというふうに考えております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

難しい点があるようですけども、私としては改めて要望しておきたいと思えます。

それと、少人数学級ということなんだと思うんですけども、今、県では中学2年生まで少人数学級ということで35人学級を進めていると思うんですけども、そうしますと今の中学2年生が3年生になったときに、このまんま35人学級でいいのかどうかだけ伺います。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

本年度より学級の弾力化ですか、こちらのほうが中学2年まで広がっております。これ県のほうの事業ということで広がっております。これは、来年度その中学2年までの学級弾力化が中学3年まで広がるというのは、年度当初にお伺いしておりますので、一応3年まで広がっていく予定であるということです。

以上です。

坂本委員長
それではほかにございせんか。
山崎委員。

山崎委員

簡単にご質問1点ほど、質問させていただきます。

主要施策の成果報告書の197ページから200ページの不妊治療費助成事業と男性不妊治療費助成事業についてお伺いたします。

まず、198ページ、これやや上段に助成実績が47件となっておりますが、この不妊治療により何人のご夫婦がお子様を授かることができたのかお伺いたします。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

この198ページで47件ということで、実際の申請された人数は32名の方が申請されております。2回、3回治療を受けられた方もいらっしゃるということです。その中で妊娠された方が12名の方が妊娠されております。率ですと37.5%の方が妊娠されたということで、かなり効果は上がっているのかなと考えております。

坂本委員長
山崎委員。

山崎委員

ありがとうございました。

課長、大分この28年度の助成によって32人中12人の方がご婦人が妊娠されたということで、本当に成果が私は出ていると思います。今後ともこの制度を利用しましてどんどん周知方をよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、もう1点のみなんですけど、次に成果報告書の199ページ、男性不妊治療費助成事業についてお伺いたします。この事業は28年度の新規事業として当市が単独により開始したばかりということでございます。助成の実績がゼロとありますが、市ホームページや広報紙のりゅうほー6月前半ごろで周知を行ったとのことですが、男性不妊治療費の助成についてお尋ねはどのぐらいあったのでしょうかお伺いたします。

坂本委員長
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

直接、男性不妊治療についてを窓口とか電話でのお問い合わせのほうは特にありませんでした。ただ、母子健康手帳を交付するときや一般の不妊治療の問い合わせのときに、よく新聞とかによりますと、この不妊の原因は女性ばかりじゃなくて男性にも結構原因があると言われておりますので、そのあたりも奥様とか女性の方から問い合わせがあったときには、こういう助成もありますよということで男性不妊のほうを。現在は国のほうでも、この男性不妊について補助のほうが出るようになってきましたので、そちらと合わせて市のほうが上乘せという形で今はできるようになっておりますので、今後ともPRのほう続けてまいりたいと考えております。

坂本委員長

山崎委員。

山崎委員

今後ともPRのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。
以上でございます。

坂本委員長

ほかにありませんか。
糸賀議員。

糸賀委員

決算書40ページ、学校給食食材等弁償金についてですが、先ほども質問のあったところですが、内容としてはベーコンとキャベツのペンネ、ちょっとよくわからないんですけども、その異臭がしたということなんですけど、異臭に至った原因とそれから異臭そのものの原因と言うんですかね、異臭の内容についてつかんでいらっしゃるかお聞かせください。

坂本委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

お答えします。

異臭の原因と推測されるものについては、ベーコンの作業の工程の中で、ベーコンをビニールに詰める際に、ビニール内部にアルコール消毒を施し、そのアルコールが気化しないままベーコンと一緒に密閉された可能性がある。そのアルコール臭がベーコンに移り、異臭されたとして感知されたと推測しております。

検査の結果、ベーコンからは塩素は検出されておひません。
以上でございます。

坂本委員長

糸賀議員。

糸賀委員

そうすると、実際には口にしても被害は出なかつたというふうにおひえていいかと思ひるのでよかつたと思ひますけれども、事口に入れるものですね、最近ですとO-157で重篤な健康被害なんかもありましたので、この辺は引き続き気をつかっていたいただければと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

続いて、決算書188ページ、いじめ問題対策事業です。

この内容につきましては、いじめ問題対策連絡協議会、これが基本的に年2回開催されて、その内容については先ほどその一端をお聞かせいただいたと思うんですが、そのほかにいじめ問題専門委員会といじめ問題再調査委員会、この2つがあると思うんですが、これは基本的に重大な事案が発生したときに開かれるということだと思います。顔合わせ程度の会議は年1回程度やられるということだと思いますが、そこで当市ではこの重大事案が発生したのかどうかという点と、それから重大案件についての考え方、このあたりをお聞かせください。

坂本委員長

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

昨年度28年度、幸いにしていじめの重大事態については発生していません。

重大事態に関しましては、ことしの平成29年3月文科省のほうからいじめ防止等のための基本的な方針これが改定されて出されました。あわせて3月、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインというものも出されました。国のほうから出されたものを学校のほうにも周知をしているわけなんですけど、その中でいじめ重大事態の定義ということでありますので、そちらをちょっとご紹介させていただきたいと思います。

まず、2つあります。

1つは、いじめにより児童・生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。もう1つは、いじめにより児童・生徒が相当期間学校を欠席をすることを余議なくされている疑いがあると認めるときと。この相当期間に関しては、方針のほうでは年間30日を目安とするというふうに書かれております。

あわせて、そのまず重大事態についての基本的な姿勢として、例えば何か訴えがあったときに、詳細に調査をしないとやっぱり全てわかりませんので、いじめはなかったとかそういう判断はしないというふうにもきちんと明記されております。あわせて、いじめに関する情報が寄せられたときには、ほかの業務に優先して、かつ即日、情報を学校いじめ対策組織、学校の中でも組織があるんですが、そちらのほうで報告、共有して、組織的な対応につなげるというふうにも明記されており、これもそれぞれの学校のほうにも周知をしている状況です。

坂本委員長

糸賀委員。

糸賀委員

ありがとうございました。少し安心したようなところもあるんですけども、いじめに関しましては、近くの他市でもいろいろ問題になったこともあります。実際にいじめが原因で命を絶ってしまうような子どももいらっしゃいます。そういうことを考えますと、いじめというのは客観的にとか学校側から見れば、そんなにいじめの範疇に入らないんじゃないかなということでも、本人にとっては相当こたえるようなこともあるかと思うんですね。ということであれば、やっぱり相談しやすい環境をもっとつくっていくとか、実際に相談があったときにはさっきお答えいただきましたけれども、当事者の立場に立ってね、対応していくということが何より重要なと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

坂本委員長

ほかにありませんか。

湯原委員。

湯原委員

決算審査ですかね、審査意見書、厚いほう、9ページに歳入の概要について載っております。こういう中で、あ、い、うと書いてある、うで不納欠損額。諸収入で78万4,767円となっております。決算書を先ほども質問が出ましたけれども、38ページの生活保護費の返還金です。特に過年度分であります。これは歳入があった話でありますけれども、平成27年度の決算を見ると不能欠損が800万円程度、生活保護費の返還金ですよ、これの不能欠損額が800万円程度あったように記憶しております。28年度についても、その返還金の不能欠損があるのか。多分あると思うんですが、あるとすればその要因とその理由について。あわせて、29年度……。

結構です、一問一答ですから。失礼しました。そこまでお願いいたします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

平成28年度に不能欠損をした額につきましては、24万6,683円となっております。その中身についてでございますけれども、平成23年度の戻入分として3件を消滅時効成立により不能欠損といたしました。その内容につきましては、就労収入認定に伴う返還金、施設入所による基準額変更に伴う返還金、逮捕起訴に伴う日割り計算による返還金となっております。いずれも生活保護は廃止となっていたケースでございます。

坂本委員長

油原議員。

油原委員

そういう中で、平成29年度に繰り越したその返還金、これ幾らあるのか、お願いします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず、平成28年度分として繰り越しをした額、現年度分についてでございますけれども、生活保護法第63条及び78条を適用した分としまして、368万9,095円となっております。それと、過払い金返納未済額そちらが69万5,978円、合計で438万5,073円となっております。

次に、平成27年度以前の分として繰り越しをしました生活保護の返還金でございますけれども、1,878万2,764円となっております。現年度分と過年分を合わせまして2,316万7,837円、以上の額を29年度に繰り越しをしております。

坂本委員長

油原議員。

油原委員

この決算書を見るだけでは、返還金がトータル的に幾らあるのか、よくわからないですよ。だから、その辺は結構2,300万円あるわけですよ。これをこれからいろいろと徴収

をしていくわけですが、全く徴収をしろということではなく、現実的に生活保護費としていただいて、大概是ほとんど消費されちゃっていますよ、ないですね。それと、生活保護費自体が最低賃金というか最低生活保障、その額ですから決して高い金ではないという中で、やはりこういう事案が適正に事務処理していくという前提の中には、やっぱりケースワーカーとその本人との、生活保護者との意思の疎通というか、そういうのが非常に対処が大切なんだろうというふうに思いますし、現実的に見ると、ケースワーカーと対生活保護者という感覚ではなく、福祉事務所全体組織として対応することじゃないと、やはり問題があるんだろうと。事務も適正に進んでいかないんだろうというふうに私自身思いますので、今後ともそういう対応をしていただきたいというふうに思います。

教育委員会で作った点検評価報告書から、幾つもわたるとわかりづらいんで、これでやらせていただきます。

最初に、5ページ。学校図書の実態です。司書の配置をしているわけです。そういう中でやっぱり1,650万円決算額として税金をここに投下しているわけでありましてけれども、そういう中で1つには、この学校図書館の司書配置事業、これに何を求めているのか、その求める効果について教えていただきたい。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

学校図書館の司書につきましては、本来は学校には司書教諭という学校の先生がいるわけですが、図書館司書としまして嘱託ということで全小・中学校に配置してございます。

この図書館司書は常に図書室にいるものですから、子どもたちが休み時間とか昼休み、放課後などに図書室に行ったときにはその場でいろいろな相談に応じることが出来ます。そういうことから、図書室を気軽に利用できるということで、子どもたちの読書欲の高揚につながります。その読書欲の高揚というのは最終的には自主的な学習意欲の向上というのにつながりますんで、そういう効果もひとつ期待しております。

また、もう1点ですが、図書館司書は司書教諭との連携や指示を受けながら、図書の購入をしたり、また図書をわかりやすく配下したりしております、そんなことで図書室の読書環境の向上に努めております。

そのようなことから、司書教諭の補助的な役割で負担の軽減にもなっているものと思っております。

以上です。

坂本委員長

油原議員。

油原委員

その程度の効果しか狙っていないんでしょうかね。もっとあるんだろうとは思いますが、それでも、それでは、その読書欲が上がったとか、その図書の整理整頓とかいうか配下の、図書館の司書教諭をサポートしていくというようなこと。全体的には成果というものをどのように評価しているのか、お知らせください。

坂本委員長

飯田教育総務課長。

飯田教育総務課長

成果としましては、資料にもございますように、図書館への回数ですか、年々ふえていく傾向で見られます。そのほか、小学生におきましては、図書の貸し出し冊数目標を達成していることなどが1つの数字的にわかる成果として見られるところでございまして、このような読書の成果を通しまして、子どもたちの自発的なおかつ主体的な学習活動にもつながっていくようなことも努めているとも思われます。

以上です。

坂本委員長

油原議員。

油原委員

何が言いたいかと言うと、基本的にこの司書教諭配置のスタート、教育長よく知っていると思うんですけども、いろんなヒアリングをする、校長先生とかいろんな学校の話を見ると、基本的には司書教諭をサポートするとかね、図書館で図書を整理したりレッテル張ったり程度の、要するに司書教諭が非常に担任とあわせ持っているから非常に忙しいんで、そういうサポート的なそんな感覚しか受け取れなかったわけですよ。現実的にはいろんな活用をしながら成果を上げているんだろうというふうに思いますが、もっと活用して、司書の方というのは非常に優秀ですよ。ですから、そういう人たちのノウハウというものをもっと活用して、そういう方々のいろんな提案を受けながら、より図書館司書というものを活用していただきたいなというふうに要望させていただきたいというふうに思います。

それから、続いて10ページと11ページです。

これは特色ある学校づくり、それから子どもが主役、魅力ある学校づくり。両方で2,200万円程度の予算づけというか決算額でありますけれども、よく見ると地域の人材とか外部講師を招聘してとか、地域の人材を活用したキャリア教育とか、いうようなことが書かれているわけですけども、この特色ある学校づくり、それから子どもが主役、魅力ある学校づくり、基本的にこの授業の目的の違いというのはどこにあるのか教えていただきたい。

坂本委員長

小林指導課長。

小林指導課長

お答えします。

まず、子どもが主役、魅力ある学校づくり推進事業のほうですが、こちらのほうは全校対象となっております。今議員おっしゃったように、中身としましてはそれぞれの学校の特色ある取り組み、それから学力向上、それからさまざまな連携について、それぞれの学校で特色ある取り組みをしていくということで行っている事業であります。

特色ある学校づくりのほうですが、こちらのほうは平成25年度から4年間それぞれの年度4、5校が指定校としてこちらのほうで指定しまして、特にこの4年間ですが著名人あるいは各界で活躍している方々を招いてキャリア教育的な視点から子どもたちの教育をしていくということで行った事業であります。

先ほども少しお話をさせていただいたんですが、平成29年度より新規というカリニューアルされまして、できるだけ子どもたちがシチズンシップ教育の視点から企画に参加していくという点で特色ある学校づくりのほうは、みんなで考える特色ある学校づくり事業ということで、リニューアルさせていただきました。その点、少し昨年度と変えて工夫している点でございます。

以上でございます。

坂本委員長
油原議員。

油原委員

説明は理解はできると思いますけれども、基本的に内容見ると先ほども言ったように、地域人材とか著名人を招いての講演会、要するに外部講師を招聘して、両方ともキャリア教育の話ですよ。特色ある学校づくりだって、魅力ある学校づくりの1つですから、そういう意味ではやはり私は予算を一本化して、予算が大きければいろんな形の中で使えていきますし、柔軟にいろんなものを使っていける。大きいテーマのなかでどんどん動いていけば、より効果的にお金が、学校もやりたいことに使っていけるんだろうというふうに思うんですね。分けるとどんどんせばまってくるというこのか、と思いますので、一本化でいいのかなというふうな気がいたします。

それから、いじめについてはいろいろ方からご質問が出ましたので、本人によく寄り添って対応をしていくという所長の話ですから、大いに寄り添っていい結果がでるように、ひとつご努力をいただきたいというふうに思います。

最後に、20ページ、外国語活動、外国語教育の充実についてです。

これは、AET英語指導助手ですか、AET配置をするという事業でありますけれども、この配置による効果と、それなりに書いてある部分もあります。効果が、これがやはりどう学力向上につながっていくのか、いや学力向上じゃねえよと違う目的なんだというのであれば、そのようなご説明をいただきたい。

坂本委員長
小林指導課長。

小林指導課長

では、お答えいたします。

AETの効果ということなんですが、昨年度AETのほう1名増加していただいたということで、まず具体的に目に見えるところで、それぞれ1学級当たりの年間の授業時数のほうが小学校においては13.9時間から、平成28年度は24.1時間とふえました。中学校においては2.2時間から2.4時間。中学校はもともと一人ずつAET張りつけていただいておりますので、そんな大きな違いはないんですが、小学校で圧倒的にAETと英語を勉強するという時間がふえております。

中身についてなんですが、学力的な捉えが今のところちょっと弱いところがあります。どちらかというと上位的なもの、例えば進んでAETの話を聞いたり学んだり、英語を話したりしたかという質問に対しては、小学校においては83.2%の児童が肯定的な答えをしているということで、上位的な面の向上は非常に見られております。

今後なんですが、平成32年度より新学習指導要領のほう完全に実施になってきます。そうすると、小学校の外国語活動が本格的に始まっていくこととなります。そうしてくることによると、そのAETですが現在の8名ではなかなか対応するのが難しくなってくるという現状があります。増加は不可欠かなということで今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

坂本委員長
油原議員。

油原委員

ありがとうございました。

小学生はね、本当に年に何時間でもない時間の中で、AETと触れ合って楽しいと。アンケートとれば楽しいって当たりまえの話ですよ。中学生がそれなりの時間の中で授業する展開の中で、そういう中で学力向上ということを踏まえる中で、どう感じるのか、そこで楽しいと感じるが一番いいんだろうけれども、そういうことは感じ方ですね、特に学力向上についてちょっと十分留意をしながら授業を進めていただきたいと。終わります。

坂本委員長

質疑なしと認めます。

この後、特別会計に入りますが、教育委員会につきましては、関連がございませんので退席していただこうと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

よろしいですか。

【異議なしの声】

坂本委員長

ご異議なしと認めます。

教育委員会の皆さんは退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

それではよろしいですか。

続きまして、議案第3号 平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、平成28年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

218ページ、219ページをお願いいたします。

前年度と同規模同様の内容につきましては省略させていただくところもありますのでご了承いただきたいと思えます。

まず、当市の国民健康保険事業の概要です。

国民健康保険加入者の推移につきまして、年度末の数字でまず申し上げます。平成26年度が約2万1,600、平成27年度が2万1,000、平成28年度が2万ということで、年々減少傾向にあります。

一方、加入者1人当たりの医療費ですが、28年度が1人当たり25万4,000円です。こちらは若干増加傾向にあります。

それでは歳入です。

全体の国民健康保険税の調定額、右側のページの一番上ですが約22億円です。それに対して収入済額はその横なんですけど19億600万円です。徴収収納率で申し上げますと、約87%です。前年度が約82%、前々年度が約71%でしたので、約5%アップいたしました。

次に、不能欠損額ですが全体で6,238万円です。前年度は1億1,000万円ありましたので、大幅な源となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

左側の欄では、使用料及び手数料です。右側の欄で国民健康保険税督促手数料です。これにつきましては、1万6,300件分の歳入です。

次に、左側の欄の大きなくくりで、国庫支出金国庫負担金です。右側の欄では、一般費保険者療養給付金及び後期高齢者支援金、そして介護納付金、市拠出額それぞれに対し32%の国庫負担金です。その下の高額医療費共同事業拠出金です。この事業は県単位で高

額な医療費の発生に対する再保険的な事業です。市町村がそれぞれ割り当てられた額を拠出し、高額な医療費80万円以上ですが、発生した市町村にそこから交付金が交付されるというものです。

次の特定健康診査等事業費は、需用に対しましての国の3分の1の負担率です。過年度分につきましては前年度分の精算分です。

次に、左側の欄の国庫補助金です。右側の欄で見ますと、普通調整交付金一般分ですが、これは医療分と後期高齢者支援分です。その下の普通調整交付金介護納付金分につきましては、介護納付金分の交付金となっております。その下の特別調整交付金は、特別な事情があると認められた場合に交付されるものですが、東日本大震災後の医療費の増加などの事業が考慮されたものです。

一番下の国民健康保険制度関係業務準備金事業費は、平成30年度からの広域化に伴い、国保事業費納付金や標準保険料の算定等に必要な情報を県へ提出するためのシステム改修に必要な経費です。

次のページをお願いいたします。

一番上の災害臨時特例補助金。福島原発事故による避難区域からの転入者に係る保険税一部負担金の減免額に対する補助金です。

次に、左側の欄で見まして、療養給付費等交付金につきましては、退職医療制度該当者に係る療養給付費等に対する交付金です。被扶養者保険から賄われるもので、社会保険診療報酬支払基金からの歳入です。

その下の6、前期高齢者交付金では、右側の欄でも、0001同様の名称です。前期高齢者制度というものがありますが、それは65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在、一方に偏ってしまう偏在と言っているんですが、による保険者間の負担の不均衡を調整する制度です。前期高齢者の加入が多い国保の財政支援を、若年性の加入が多い被扶養者保険が行うという形になっております。この国保に交付された額、約20億円に対しまして、歳出のほうでご説明しますが、市国保から納付する金額は約76万円です。

次に、左側の欄の大きなくくりで、県支出金です。右側の欄の高額医療費共同事業拠出金は、さきほど説明いたしました市の拠出額に対しまして県が4分の1の負担です。その下の特定健康診査等事業費及び過年度分は3分の1の県負担、国の負担と同額です。

次に、県からの補助金、財政調整交付金です。この財政調整交付金は、県内の市町村とこの財政を調整するために県から交付されるものです。

次の、高額医療費共同事業交付金は国保連からの歳入で、拠出金からレセプト1件当たり80万円を超える医療費につきましてそれぞれ100分の59が交付されるものです。

次のページをお願いいたします。

一番上の保険財政共同安定化事業交付金です。これは高額医療費共同事業の同じ目的の事業であり、レセプト1件当たりの医療費のうち、80万円未満の医療費の部分につきましては100分の59が交付されるものです。

その下の国民健康保険支払準備基金利子は預金利子です。

次に、左側の欄の大きなくくりで10繰入金です。一般会計繰入金ということで、右側の欄の保険基盤安定化繰入金保険税軽減分は、低所得者の軽減といたしまして7割、5割、2割の軽減措置を行っております。その軽減分に対しまして県4分の3、そして市が4分の1を一般会計で措置をしまして、4分の4という形で一般会計から繰り入れたものです。

次の保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましても、軽減の被保険者に応じまして国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1、これを一般会計で措置をしまして繰り入れたものです。

次の国民健康保険事業職員給与費等繰入金は人件費などの総務費分を繰り入れたものです。

次の出産育児一時金繰入金は、出産一時金歳出額の3分の2相当額を市が負担するという制度のもとで繰り入れをいたしました。

次の財政安定化支援事業繰入金は、低所得者が多い、あるいは高齢者の被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことができないような特別な事情に対しまして交付税が措置されたものです。

次に、その他一般会計繰入金です。総額で約9,100万円の内容ですが、マル福拡大による増額分が約6,000万円、保険事業費分が約3,100万円です。最終的に、国保会計の収支を均衡させるための赤字繰入金です。

次の、国民健康保険事業繰越金は前年度療養給付費等補助金などの返還財源として繰り越ししたものです。

次に、左側の欄の大きなくくりで、諸収入です。右側の欄の一般被保険者延滞金約4,700万円、前年度は7,900万円でした。

次のページをお願いいたします。

中段の国民健康保険事業歳計現金運用利子は利子です。

次に、雑入の一般被保険者第三者納付金です。これは、交通事故等に係る保険給付の賠償金です。交通事故9件分でした。

次に、一般被保険者返納金です。返納金につきましては資格喪失後に国保で受診した際など他の保険で支払うべき治療費を返納していただいたものです。退職被保険者等返納金2件分です。

次に、前期高齢者指定公費です。70歳から74歳の前期高齢者の自己負担、これは2割のところを1割に据え置き、措置依頼しておりまして、その1割分を指定公費として負担するものです。

次の、特定健康診査受診者負担金は、基本健診の際の自己負担約2,500人分です。1人当たり1,180円の自己負担分です。

次の、特定保険指導教室受講者等負担金につきましては、調理実習の材料費の自己負担分です。64人分です。

次の、超高額医療費共同事業余剰金は、市町村拠出金から余剰金が出た場合がありますが、その拠出額に応じて交付されたものです。

以上、歳入でございます。

次に、歳出でございます。

230, 231ページをお願いします。

一番上の職員給与費（国民健康保険総務管理費）につきましては、保険年金の職員11名分の人件費です。

次に、健康保険事務費です。前年度と同様の内容、そして同じ内容の事業費、同じ程度の事業と内容です。省略したいと思えます。

次の国民健康保険団体連合会負担金。県国保連合会の事務共通経費の市負担分であり、被保険者数に応じて負担するものです。

次のページをお願いします。

一番上の国民健康保険賦課事務費です。前年度並みの事務費、そして同様の内容でございます。

次に、国民健康保険徴収事務費、こちらも前年度並みの事務費、そして同様の内容でございます。

次の、国民健康保険趣旨普及費は、窓口配布用のパンフレットの作成経費です。

次に、左側の欄の大きなくくりで、保険給付費です。全体の支出済額につきましては、前年度と比較しまして5.2%の減となっております。

初めに、療養給付費ですが、これは保険証を持って医療機関にかかった際に窓口負担分以外の医療費の部分です。

右側の欄でまず一般費保険者療養給付費は、前年度比で3.66%の減です。

次の、退職被保険者等療養給付費は、前年度比37.82%の減でございます。

次に、療養費です。療養費は医師の指示に基づいた補装具、コルセットやギブスあるい

ははり、きゅう、マッサージを受けた際の費用の自己負担分を除いた部分です。

下から2番目の一般保険者療養費につきましては、前年度比で9.77%の減となっております。

次の退職被保険者等療養費は、前年度比で16.35%の減と、大幅な減となっております。退職被保険者の療養給付費及び療養費の大幅な減、これにつきましては対象となる人数自体の減によるものでございます。

次のページをお願いします。

国民健康保険審査支払手数料につきましては、診療報酬の審査手数料といたしまして国保連合会の支出です。

次に、高額療養費です。

一般被保険者高額療養費は、医療費の自己負担が一定額を超えた場合に、その超えた分が支給されるものです。

次の退職被保険者等高額療養費は、前年度比で30.69%の減です。

次に、一番下の出産育児一時金です。これにつきましては、昨年度72件ございました。

次のページをお願いします。

一番上の出産育児支払手数料につきましては、直接払い制度の手数料です。国保連合会への支出です。葬祭費につきましては103件分ありました。

次に、左側の欄の大きなくくりで、後期高齢者支援金等です。

後期高齢者医療制度におきましては、74歳までの方が医療費の約4割を負担いたします。その負担分につきましては各保険者で供出をいたします。右側の欄で後期高齢者支援金は当市国保の負担金でありまして、診療報酬支払い基金への支出です。前年度並みの額です。

次の後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、事務費分の拠出です。

次の前期高齢者納付金は、歳入のところでご説明いたしました保険者間の負担の不均衡を調整する制度でして、当市国保におきましては、20億円を超える収入をしておりますが、納付していますのは76万円となっております。

次の、前期高齢者関係拠出金は、事務費分の拠出です。

次のページをお願いします。

病床転換関係事務費拠出金です。これは療養病棟等の介護施設等への返還を基本とする病床転換整備計画を作成することに対して、医療費法人等に助成する制度です。それに係る事務費拠出金です。平成28年度から再開されたことに伴い社会福祉診療報酬支払基金へ支出したものです。

次の老人保健事務費拠出金は平成19年度で終了いたしました老人保健の清算に伴う事務経費であり、診療報酬支払基金への支出です。

次に、介護納付金です。介護保険制度では40歳から64歳までのいわゆる2号被保険者が平成28年度においては全体の保険者給付の28%を負担することになっております。その負担分です。介護納付金、これにつきましては当市国保の負担分でございます。前年度比で4.69%の減という状況です。

次、左側の欄の大きなくくりで、8共同事業拠出金です。歳入のところでご説明いたしました右側の2つの事業につきましては、それぞれの当市国保の拠出分として国保連合会に拠出したものです。

次のページをお願いします。

その他共同事業事務費拠出金です。これは、年金記録により退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費です。

次に、保険事務費の特定健康診査等事業です。主なものとしまして、ちょうど中ごろの12、役務費の通信運搬費につきましては受診券、勧奨通知、受診結果などの郵送料です。また、13、委託料の中で主なものは医療データ化及び対象者リスト作成です。これは、保険者である市が保有いたしますレセプト健康診断データを活用しまして、被保険者の疾病予防、重症予防化を図る保健事業に係るリストの作成です。

その下の特定健康診査は、集団検診及び医師会加盟の医療機関による医療機関健診にかかる委託費です。

次に19負担金、補助及び交付金につきましては、県国保連合会の特定健診等データ管システム維持補修に係る負担金です。

次に、医療費通知費です。医療費通知につきましては、2カ月に1回、年間に6回通知をしております。

次のページをお願いします。

一番上の人間ドック助成費につきましては、市と契約している医療機関の健診額の2分の1、上限2万円を補助しております。人間ドックが969件、脳ドックが43件の実績です。

次の国民健康保険支払準備基金費は、基金の利子を積み増ししております。

次の一般保険者保険税還付金は、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付です。241件分です。

次の国庫支出金等返還金は、平成27年度の国県支払基金への補助金の清算に伴うものです。

次の前期高齢者指定公費は歳入で申し上げましたとおり、歳入で申し上げましたとおり、前期高齢者の1割分につきましての経過措置分です。平成28年度分におきましては、73歳から74歳の方の公費負担分です。

以上が決算概要でございます。

坂本委員長

ご説明ありがとうございました。

ただいま説明された内容について質疑ございませんか。

深沢議員。

深沢委員

よろしくをお願いします。

231ページ、02000200国民健康保険事務費のところの、13の委託料のジェネリック医薬品差額数値書作成及び封封入封緘の効果を聞かせてください。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

平成28年度におきましては、2回、1回目が8月31日に526人の方へ、2回目が12月15日に493人の方へ、合計で1,019人の方へジェネリック医薬品差額通知を送付したところでございます。1回目の通知後の効果につきましてご説明いたします。

通知送付の対象者は40歳から74歳のうち、生活習慣病との関連性が強いと思われる血圧降下剤、高脂血症用剤及び糖尿病用剤の3種類のいずれかの薬剤が処方され、かつジェネリック医薬品に切りかえた場合に200円以上の差額がある方、607名の方を抽出いたしまして、効果測定の基準を平成28年10月とし、607名のうち平成28年6月に処方された薬剤と同一の効き目、また同一の形状のものを引き続き処方されている方379名の方を効果対象者として実施いたしました。その結果、379名の方のうちジェネリック医薬品に切りかえた方が34名、379名中約9.0%となり、金額で見ますと自己負担額としまして、1月当たり3万5,269円、保険者市の負担額として14万2,181円が削減されたという結果となりました。

今回の対象薬剤は、生活習慣病に関連した薬剤ですので、継続的に処方されることが見込まれますことから、仮に今回を契機に今後もジェネリック医薬品を服用し続けると仮定

しますと34名分で1年間の自己負担額が約42万4,000円、1人平均で約1万2,500円、保険者市の負担金として約170万7,000円の削減効果になる試算となりました。

なお、この効果につきましては、りゅうほ一平成29年6月ぜんぱん前半号にて記載し、周知させていただきました。当市といたしましても、引き続きジェネリック医薬品の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

坂本委員長

深沢議員。

深沢委員

ありがとうございます。生活習慣病の血压等の方は、ずっと継続的に飲んでいる方が多いので、379のうち34名しか切りかわっていないんですけれども、お知らせすることによってまた切りかわっていくのではないかなと思いますので、これからも継続的に。かなりの金額、個人負担もかなり違いますし、市のほうとしても違いますので、よろしく願いしたいと思います。

じゃ、もう1点だけです。241ページ、02003300特定健康診査等事業のところの備品購入費、フードモデルそれから動脈硬化モデル、この2つどういふものか教えてください。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

最初にフードモデルでございます。これは栄養指導に活用します実物大の食品模型となっております。特定健診に基づき、生活習慣の改善が必要な方を対象に健診データの改善が必要な方を対象に健診データの改善を対象に健診データの改善を目的に指導する際に活用しています。例えば、食事についてご飯は150グラムを目安にといった指導を行う際に、印刷物などの平面の資料ではイメージしにくいところ、立体模型であればどのくらいの量なのか具体的にイメージができ、また自分自身の現在の食事と比較しやすく、大変わかりやすくなります。そのため、対象者によりわかりやすく効果的な栄養指導を実施するための媒体として購入したものでございます。

続きまして、動脈硬化モデルでございます。これは動脈硬化症、具体には血管が少し固着した状態から完全に閉塞した状態までを言いますが、動脈硬化モデルは血管内部の状態を再現した血管模型となっております。特定健診受診後の保健指導のときや健診結果説明会におきまして対象者の方に動脈硬化症になると血管がどのような状態になるのか、また現在、自分自身の体の中がどのような状態なのかを目で見て体感してもらい、生活習慣への改善を指導する際の媒体の1つとして活用するため購入したものでございます。

以上でございます。

坂本委員長

深沢議員。

深沢委員

ありがとうございました。実際に目で見せられたらびっくりしちゃうと思うんですよね。効果があると思います。ありがとうございました。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませつか。
伊藤議員。

伊藤委員

被保険者数については、さきほど大体の数を言っていたんだと思うんですけども、それでは世帯数がどうなっているかお伺いします。国民健康保険の加入している世帯数がどうなっているのかお伺いします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

平成28年度におけます被保険者の世帯数でございます。1万1,931世帯となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

わかりました。それでは、全体的なことになるんですけども、収納率は先ほど28年は87%ということでした。それでは、その資格証明書の発行数について現在幾らになっているのかということと、資格証明書の発行に対する考え方をまずお伺いします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

資格証明書と短期被保険者証の交付件数でございます。本年8月末現在の数値で申し上げます。

最初に、資格証明書についてでございますが、対象世帯が15世帯16人でありましたが、現地調査を行いました結果空き家となっていた2世帯2人を除き、現在13世帯14人の方に交付しております。前年度同時期と比較しまして5世帯6人の増となっております。

続きまして、短期被保険者証についてでございます。現在732世帯、1,191人の方に対して交付しており、前年度同時期との比較では世帯数で158世帯の減、人数にしまして270人の減となっております。

資格証明書の発行交付における当市の考えた方ということでございます。

国民健康保険事業を行うに当たりましては、被保険者の方からの保険税納付に伴います財源は極めて重要でありますこと、また納税されている方との公平性の観点からも、また国民健康保険法の趣旨から言いまして交付せざるを得ないものと考えております。

ただ、一方で資格証明書の交付に当たりましては、事務的に運用を怠ることなく、窓口来庁時におけます納税相談や休日窓口の開設、また介護者の方の生活実態等の把握に努めながら、きめ細かな対応を行うことで、資格証明書の解消に引き続き努めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

それでは県内で資格証明書を発行していない自治体があると思うんですけども、その自治体について幾つあるのかお伺いします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

茨城県内の状況につきまして県がまとめました平成28年6月1日現在の数値で申し上げます。

まず最初に、資格証を交付している市町村でございます。44市町村中38市町村、交付世帯合計では4,387世帯、平均で1市町村当たり約115世帯交付しております。一方で、未交付団体が6市長、具体には水戸市、土浦市、牛久市、かすみがうら市、大洗町、境町が未交付となっております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

現実的に未交付のところがあるわけですし、龍ヶ崎市はまだ去年よりも多少ふえたと言いますけれども、今年度13世帯14人交付ということなんですけれども、これはやはりなくすという方向は考えられないのかどうかお伺いします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

先ほどご説明いたしました未交付団体、具体には近隣の牛久市の状況で申し上げますと、牛久市では資格証を交付しておりません。具体には牛久市の対応といたしましては、納税相談によって滞納者の方との分納誓約に基づく納付が見込まれるということで資格証明書の交付までには至っていないとのことであり、当初から資格証明書を交付しないといった考えはないとのことでございました。

したがいまして、先ほど申し上げましたように資格証の発行につきましては、やはり国民健康保険法の趣旨から言いましても、あるいは納付していただいている方との公平性の観点から等々、交付をせざるを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

それでしたら、先ほど交付をね、交付がないように休日に相談したりとか窓口に来てもらっているいろいろな相談をしているというふうに、交付には十分気をつけているということでした。それでは、現在交付されている人は、窓口にも相談に来なかった、そういう人のみということで考えていいのでしょうか。

坂本委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長
お答えいたします。
伊藤議員からのご指摘のとおりでございます。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員
一定程度わかったというか残念ながら。本当に保険証がないということはね、病院で100%医療費全部払わなくちゃいけないということでは、本当に非常に大変なことだと思いますので、何とかいろいろな話をしながら交付しないという自治体もあるわけですから、その辺については努力してほしいなということを指摘しておきたいと思います。

次です。

決算書の224ページです。これの一般会計の繰入金についてです。

この繰入金なんですけれども減少しているということなんですけれども、その理由についてまず初めに1点お伺いします。

坂本委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長
お答えいたします。

一般会計繰入金につきましては、前年度と比較しまして3,066万5,656円の減額となっております。具体的な内容を申し上げますと、保険税軽減分では119万3,700円の減、これは前年度第2回定例会で可決いただきました龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴いまして5割及び2割軽減の対象世帯の所得額範囲の拡大を図ったところでございますが、実際には改正の対象外でありました7割軽減対象世帯の減少数が改正に伴う増加数を上回りましたことで減額。一方、保険者支援分では、1人当たり平均算定額が前年度より上がったことで、197万9,354円の増額となっております。

また、このほか出産育児一時金繰入金が出産数の減少により565万3,769円の減。また、その他一般会計繰入金ではマル福波及分で839万5,726円の減額、保険事業費分で603万6,515円の減額、赤字繰入分として1,070万7,233円の減額、これらの減額によりまして前年度と比較しまして減額となっております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員
わかりました。

それで、その他一般会計繰入金なんですけど、先ほどのお話では赤字の繰入金はなかったということなのかなと思ったんですけども、その確認をまずいたします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

先ほど部長からご答弁がありました平成28年度の赤字額繰入はゼロ円とありませんでした。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

それで、赤字繰入額がなかったということについては保険税はそのまんまということになると思うんですけども、保険基盤安定繰入金というのがありますが、この保険者支援分については保険料の値下げにつながるような使い方をしなかったということについてお伺いいたします。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

この保険者支援分と保険税との関係でございます。公費として投入されます3,400億円は現在の国全体の国保保険料総額約3兆円の1割を超える規模で、これを被保険者1人当たりで換算しますと約1万円の財政改善効果があると試算されています。

このような中、保険税の見直しに当たりましては、保険者支援分は確かに福祉にとりましても歳入面ではプラスになると思っておりますが、一方で医療費などの給付といった歳出面にも考慮をしなければならないと思っております。

したがって、保険税の見直しにつきましては、国や県からの交付金などの歳入、医療費の給付費などの歳出といった収支バランスを総合的に勘案しながら検討していかねばならないものと考えております。

以上でございます。

坂本委員長

伊藤議員。

伊藤委員

国においては保険税1世帯1万円ぐらい引き下がる、そのような報道もあったわけですよ。それがない限りはやはり今皆さん保険税が高い高いと言っていて大変なわけですから、そうしますとさっき赤字の繰り入れがなかったと言いますけれども、やはりここをきちんとやっていかない限りは今の高い保険税のままだと思うんですけども、改めて赤字に対する繰り入れについて考え方を伺いたいと思います。

坂本委員長

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

赤字繰入の考え方でございます。法定外繰入は保険事業及びマル福波及分いわゆる準ルール分的なものほか、保険税の負担感はいわゆる赤字分から構成されております。繰り入れの目的は歳入歳出の収支バランスをとるためにやむを得ず行うものであり、本来なら

ば国民健康保険事業は独立採算制の観点から、国庫事業会計の中で対応すべきものと考えております。

しかしながら、収支が極端にアンバランスとなった場合、例えば流行性疾患の異常発生等のための医療費の激増や災害発生等による予期せぬ支出増あるいは大幅な収入減少などになるかと思えますけれど、そのような場合には基金積み立ての取り崩し、あるいは一般会計からの繰入もやむを得ないものと考えております。

また、平成30年度からの新国保制度に当たり、今後予定されております県に納付する国庫事業費納付金、この納付金に伴いまして従来の保険料、保険税収入と比較して急激な増加となる場合の抑制策として激変緩和措置を行ってまいります。それでも対応しきれない場合には、税率の改正や一般会計からの繰入も考慮しなければならないものと考えております。

いずれにしましても、今後とも一般会計からの赤字繰入のあり方につきましては、関係各位の皆様のご意見等を伺いながら、その運用につきましては慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤議員。

伊藤委員

今までのご答弁よりも多少前向きなご答弁だったかなというふうに私期待しておりますので、ぜひ30年度の保険税がどうなるかは本当に皆さん心配しています。その辺におきましてはぜひ値上げのないようお願いしたいと思います。

あと1点です。

231ページです。国民健康保険事務。

先ほど歳入でお話があったんですけども、もう少し具体的に制度改正対応国民健康保険システム修正の内容についてお伺いします。

坂本委員長
吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

先ほど部長のご説明とちょっと被るところもあるかもしれません。お答えいたします。

これは、平成30年度の国民健康保険制度改革の広域化に伴い必要となります国庫事業費納付金等算定標準システムとの情報連携に向けた自庁システムの改修でございます。国民健康保険制度関係業務準備事業費としまして補助金の対象となりまして、補助率10分の10となっております。

以上でございます。

坂本委員長
伊藤議員。

休憩いたします。

午後5時再開の予定であります。

【休 憩】

坂本委員長

それでは、会議を再開いたします。

本日の会議時間を延長いたします。

ほかに質疑ございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第6号 平成28年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、決算書の269ページ、270ページをお願いいたします。

はじめに、当市の介護保険の概況、ここ3年間の介護保険1号被保険者、つまり65歳以上、及び要介護、要支援の認定者数の推移を申し上げます。いずれも年度末の数字を申し上げます。

まず、平成26年度です。1号被保険者、65歳以上です。1万8,787人、うち要介護が1,928人、要支援は446人でした。

平成27年度末、1号被保険者1万9,682、要介護1,949、要支援500。

続きまして、28年度末、今年4月です。2万288、要介護2,010、要支援509ということです。1号被保険者なんですが、2万288ということで、大体26%、高齢化率で4人に1人というような形で、日本の平均とほぼ同等の人口構成というふうになっております。

それでは、歳入です。

保険料、第1号被保険者の介護保険料ですが、右側のページ、270ページの欄の調定額の上から4行目の金額です。現年賦課分、調定額12億6,584万4,600円です。これは前年度比で5.8%増です。対しまして、その右の収入額が12億4,793万8,100円ということで、収納率は98.59%です。

左側の欄の2使用料及び手数料として、右側の欄では中段の0001介護保険料督促手数料です。これは2,090件分です。

次に、左側の欄の国庫支出金です。

はじめに、介護給付費及び各種の介護予防事業経費につきましては、国県支払基金、これは40歳から64歳までの2号被保険者、その支払基金のほうから、それぞれの負担割合に応じて歳入がある仕組みになっています。

まず、右側の欄の中段の介護給付費現年度分につきましては、介護給付費に対しまして施設分は15%、それ以外が20%という国の負担割合です。

次の普通調整交付金は、市町村の責めによらない保険料収入不足あるいは給付費の増大を調整するために交付されるものです。

その下の特別調整交付金は、災害臨時特例補助金です。これは原発避難者に対する減免に伴う国庫補助金ですが、その10分の1の分です。

次の地域支援介護予防事業交付金現年度分は、歳出にある地域支援事業費のうち介護予防事業費に係る交付金です。国の交付割合は25%です。

次の地域支援包括支援・任意事業交付金現年度分は、同じく地域支援事業費のうち包括支援任意事業について、国の負担割合39%で交付されるものです。地域包括支援センターの人件費、運営費などが対象費です。

次の介護保険制度改正支援事業費は、介護報酬等の改正に伴うシステム改修経費につきまして、2分の1の補助です。

次のページをお願いいたします。

一番上の介護保険災害臨時特例補助金です。これは先ほど申し上げました原発事故の警戒区域からの避難所の利用者負担額軽減分及び保険料減免分に対する補助金です。補助率は10分の9です。先ほど申し上げました10分の1についてが特別調整交付金です。

次に、左側の欄で支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分です。

右側の欄の介護給付費現年度分は、介護給付費の28%の負担率です。その下の過年度分は、平成27年度分介護給付費交付金の不足からの追加交付です。

次の地域支援事業支援交付金現年度分につきましては、地域支援事業の28%の負担率です。

左側の欄の大きなくくりで県支出金です。

公費負担の県負担分ということで、右側の欄の介護給付費現年度分は、介護給付費に対して施設が17.5%、それ以外については12.5%という県の負担割合です。

次の地域支援介護予防事業交付金現年度分は、県負担割合12.5%です。

次の地域支援包括支援任意事業交付金現年度分は、県の負担割合19.5%です。

次の介護保険支払準備基金利子は預金利子です。

次に、左側の欄の大きなくくりで繰入金です。

一般会計繰入金として、右側の欄の介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に対しまして市の負担割合12.5%分の繰り入れです。

次のページをお願いいたします。

地域支援介護予防事業繰入金につきましては、事業費の市負担分12.5%分です。

次の地域支援包括支援任意事業繰入金は、市負担19.5%の繰り入れです。

次の低所得者保険料軽減負担繰入金は、平成27年度改定の介護保険料第1号段階の軽減措置に対する繰り入れです。国2分の1、県4分の1を一般会計で繰り入れまして、市4分の1をプラスして繰り入れたものです。

次の介護保険事業職員給与費等繰入金は、職員給与費等の繰り入れです。高齢福祉課職員9名分です。

次の認定審査会事務費繰入金、認定調査等事務費繰入金は、それぞれの事務費の繰り入れです。

次のその他一般会計繰入金は、介護保険事務費、賦課徴収事務費などの経費の繰り入れです。

次に、介護保険事務費繰越金6,070万1,893円につきましては、平成27年度に概算交付されました国庫支出金等につきまして、精算により生じた返還分を平成28年度に繰り越したものです。

次の諸収入の第1号被保険者延滞金につきましては、108件分でございます。

次のページをお願いします。

介護保険事業歳計現金運用利子につきましては、預金利子です。

2行目の介護保険事業第三者納付金は、交通事故1件に係る損害賠償金の決定によるものです。

次に、雑入です。

情報公開文書複写料は、介護認定審査会の資料として事業所などから主治医意見書等の複写料です。

次の健康教室等参加者等負担金は、げんきあっぷ！貯筋講座の参加者負担金です。

次の徘徊高齢者家族支援サービス事業利用負担金は、認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業に係る自己負担分です。

以上が歳入でございます。

引き続き、次のページ、277、278ページをお願いいたします。

歳出です。

まず、左側の欄で総務費です。右側の欄では、職員給与費（介護保険総務管理費）です。これは高齢福祉課職員人件費4人分です。

次に、介護保険事務費です。保険証等の交付など、介護保険業務全般の共通経費です。前年度並みの事務費額及び同様の内容でございます。

次の中段、職員給与費（介護保険徴収）は、高齢福祉課人件費2名分です。

次に、介護保険賦課徴収事務費です。介護保険料の賦課徴収に要する経費です。こちら

も前年度並みの事務経費同様の内容でございます。

次の介護認定審査会事務費は、認定審査会に係る事務経費です。審査会につきましては、3つの合議体で行われ、委員数は合計21名です。昨年度は、合計で107回開催されております。前年度並みの事務費同様の内容でございます。

次のページをお願いします。

職員給与費（介護認定調査）です。これは高齢福祉課職員人件費3名分です。

次の認定調査等事務費は、認定調査及びその他要介護認定調査業務に係る事務経費です。前年度並みの事務費額及び同様の内容でございます。

次の介護保険趣旨普及費は、需用費の印刷製本費として、介護保険制度の周知のためのパンフレットを印刷し、発行いたしました。

次に、左側の大きなくくりで、保険給付費です。全体支出額は44億665万2,000円で、前年度と比較しまして5.5%の増となっております。

まず、右側の欄、下から2番目の居宅介護サービス給付費です。これは要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス、居宅サービスに係る給付費です。前年度比で0.9%の減となっております。

次の地域密着型介護サービス給付費は、要介護1から5の方の認知症対応グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護、小規模通所介護の利用に対する給付費です。

次のページをお願いします。

施設介護サービス給付費です。これは特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への給付費です。おおよそ昨年並みで、0.4%の増となっております。

次の居宅介護福祉用具購入費は、要介護1から5の方の入浴補助用具、また介護福祉用具などの購入に対する助成です。117名の方が利用されました。前年度比で23.4%の増です。

次に、居宅介護住宅改修です。要介護1から5の方の手すり設置、段差解消などの住宅改修費に対する助成です。102名の方が利用されました。25.2%の減です。

次の居宅介護サービス計画給付費は、要介護1から5の方のケアプラン作成のための給付費です。1.2%減です。

次の介護予防サービス給付費は、要支援1、2の方の在宅ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービスの在宅サービスに係る給付費です。前年度比7.2%の増です。

次の地域密着型介護予防サービス給付費は、要支援1、2の方のグループホーム入所に対する給付費です。82.1%の減です。

次の介護予防福祉用具購入費は、要介護1、2の方の入浴補助用具等の購入に対する助成です。昨年度は24名の方が利用されました。

次のページをお願いします。

一番上の介護予防住宅改修費です。要支援1、2の方の住宅改修費に対する助成です。44名の方が利用されました。前年度比7.9%の増です。

次の介護予防サービス計画給付費は、要支援1、2の方のケアプラン作成のための給付費です。前年度比で10.8%の増です。

次の介護保険審査支払手数料は、介護報酬の審査手数料の国保連への支出です。6万188件で、前年度比161.6%の増です。

次に、高額介護サービス費です。これは要介護1から5の方が対象です。

そして、その次の高額介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方を対象といたしまして、それぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、その超えた分について給付するものです。

次に、高額医療合算介護サービス費です。これも要介護1から5の方が対象です。

そして、その次の高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方を対象といたしまして、やはり1年分の自己負担額の合計額が国の限度額を超えたときに、

超えた分について給付されるものです。

次のページをお願いいたします。

特定入所者介護サービス費です。これも要介護1から5の方が対象です。

そして、その次の特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援1、2の方が対象です。それぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の住居費、食費について、低所得者の方は所得に応じて自己負担額の限度額が設けられてはおりますが、その限度額を超えた部分について給付されるものです。

次に、左側の欄の大きなくくりで、地域支援事業費です。

まず、右側の欄で通所型介護予防事業です。報酬は、歯科衛生士への報酬です。報償費は、運動機能向上プログラム講座に関する作業療法士への報償金です。また、主なものとして、委託料の生きがい活動支援通所事業です。これは在宅の虚弱高齢者に対して通所サービスを提供し、要介護状態への進行を予防することを目的に3つの事業所に委託しております。

次に、介護予防普及啓発事業です。報償費は、健康ウォーキング講座など各種講座の講師謝礼です。主なものとして、委託料の高齢者の運営事業は、元気サロン松葉館の運営について社会福祉協議会へ委託しております。

次の地域介護予防活動支援事業は、報償費はシルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座の講師謝礼です。

次のページをお願いいたします。

げんきあっぷ！応援事業です。報償費は、チューブ体操普及委員研修会の講師謝礼です。15回実施しております。主なものとして、あと、委託料の食生活改善推進事業は、食生活改善推進委員協議会に委託をすることで、13カ所でげんきあっぷ！料理教室を開催いたしました。

次に、左側の欄の大きなくくりで、包括支援任意事業です。

右側の欄では、職員給与費（介護包括支援）は、高齢福祉課職員5名分の人件費です。

次に、地域包括支援センター運営費です。報酬は、窓口嘱託職員1名分、また高齢者実態把握及び災害支援プラン事務担当の一般非常勤職員1名分の報酬です。また、主なものとして、14使用料及び賃借料は、訪問用車両2台分のリース料です。負担金、補助金及び交付金は、各種研修会の受講料です。

次のページをお願いいたします。

一番上の総合相談事業です。これは在宅介護支援センター運営事業を3つの法人に委託しているもので、地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っております。在宅介護支援センターは竜成園、涼風園、牛尾病院です。

次に、家族介護支援事業です。在宅で要介護者を介護する方々に対して支援をしております。報償費は、家族介護教室の講師謝礼です。委託料の徘徊高齢者家族支援サービス事業は、歳入で申しあげました認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業です。昨年、5人の方が利用されました。扶助費は、非課税世帯で要介護3以上の方の紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金です。

次の自立生活支援事業です。委託料の食の自立支援事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者に対し配食サービスを行うもので、配達業務、調理業務、それぞれ委託をしております。昨年度、延べ395名の方々が利用されました。補助金は、住宅改修費支給申請書作成の代行手数料といたしまして、居宅介護支援事業者に補助をしたものです。

次に、介護給付費等費用適正化事業です。委託料は、国保連合会への委託です。このシステムは、国保連合会から提供された給付情報と当市の認定情報などをリンクさせまして、対象者のサービス受給状況をチェックするシステムです。

次に、在宅医療・介護連携事業です。平成27年度からの事業です。退院時や日常の療養支援など、在宅医療介護にかかわる他職種の相互連携を目指すものです。他職種の意見交

換の場として、懇談会の開催、市民フォーラムなどを行いました。委託料といたしまして、医師会へ在宅医療連携相談室の運営をお願いいたしました。

次の介護保険支払準備基金費は、第1号被保険者保険料余剰分を同基金に積み増したものです。

次のページをお願いいたします。

諸支出金の第1号被保険者保険料還付金につきましては、死亡、転出、所得更正などによる還付金です。

次の国庫支出金等返還金は、平成27年度概算交付されていた補助金等について、年度をまたぎ平成28年度精算による返還金です。

以上が決算概要でございます。

坂本委員長

ご説明ありがとうございました。

ただいま説明されました内容について、質疑ございませんか。

深沢委員。

深沢委員

すみません、では、1点だけお願いいたします。

288ページの07003400地域包括支援センター運営費の19の負担金のところで、成年後見制度活用研修、この研修内容を教えてください。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

成年後見制度活用研修の内容についてお答えさせていただきます。

一般社団法人茨城県社会福祉会の主催によりまして、社会福祉施設や社会福祉協議会に勤務する職員や市町村などで社会福祉関係業務に従事する職員に対しまして、成年後見制度の周知及び制度活用のための方法を提示することによりまして、制度の利用コーディネートや申し立て申請が円滑に行われることを目的といたしまして2日間開催されたところでございます。

次に、研修の講師及び内容でございますが、講師は社会福祉会や家庭裁判所、弁護士、リーガルサポートなどで、成年後見制度の概要をはじめ、福祉サービス利用と成年後見、日常生活自立支援事業と成年後見制度、成年後見人の職務や法定後見などの申し立て実務となっております。

以上でございます。

坂本委員長

深沢議員。

深沢議員

ありがとうございます。

成年後見人制度、やるのはとっても大変なことではないかと思うんですけれども、国では昨年末、利用者が約20万人、認知症だと思われる方が約500万人、圧倒的に足りない状況じゃないかと思うんです。市は桁が違いますが、同じような状態だと思います。

利用を広げるため、政府では、後見人のほかに医療福祉関係を加えたチーム体制、地域連携ネットワークの構築を今進めています。2018年度、予算概算要求にも関連事業が盛り込まれたそうです。もうご存じだと思うんですけれども、当市も龍ヶ崎市らしい

成年後見人制度をぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

金剛寺議員。

金剛寺議員

1カ所だけお聞きします。

決算書の280ページ、一番下の段の地域密着型介護サービス給付費、これは今年度、金額的に大幅に増加しているんですけども、その内容についてお伺ひします。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

地域密着型介護サービス給付費増の要因についてご説明をさせていただきたいと思ひます。

平成28年度の地域密着型介護サービス給付費の決算額を見ますと、対前年比で金額にして8,126万9,704円、割合にいたしますと38.8%の増加となっております。この主な理由といたしましては、制度改正によりまして、平成28年4月1日から、通所介護事業所のうち定員18名以下の小規模通所介護事業所の指導監督権限が県から市に移管されたことが挙げられます。そして、それが新たに地域密着型介護サービスに加わったことで、従前はグループホーム4カ所でありましたが、その分の給付費が上乘せになったものでございます。

なお、移管された事業所数につきましては、当初10カ所でしたが、年度途中におきまして1カ所が廃止されましたことから、現在は9カ所となっております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺議員。

金剛寺議員

9カ所が移管されたということで、費用も増大しているわけですけども、この監督業務がさらに増えることになると思うんですけども、市としては、このほかに業務内容としてはどのような内容が増えることになりますか。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

市移管に伴う事務処理上の影響といたしましては、所管事業所の急増による実地指導など、事業所指導の事務量が急増したことが挙げられます。また、事業所の運営推進会議など行事参加が増えまして、地域密着型通所介護は6カ月に1回開催しておりますことから、ほぼ毎月、どこかの会議に出席することになります。そして、これに従前からあります2カ月に1回開催のグループホームや看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営推進会議を加えますと、相当な回数になっております。

以上です。

坂本委員長

金剛寺議員。

金剛寺議員

大変業務内容としても増えるということなんで、これを乗り切るには、体制強化するかやり方を変えるかとか、いろいろ方法はあると思うんですけども、この監督業務を今後薄まらないように、今後お願いしたいと思います。

以上です。

坂本委員長

油原議員。

油原議員

1点だけ、288ページ、包括支援センターについてお伺いをいたします。

これ介護保険法と、それから市の条例、各自治体の第1号保険者、65歳以上、これの人数によってスタッフをそろえなさいよと言われておりますよね。保健師とか、社会福祉士とか、主任介護支援専門員、そういう専門職を配置させるというか常勤させるというのは、こういうのは原則だよと言っておりますよね。

そういう中で、高齢福祉課内に地域包括支援センターがございますけれども、このセンターについては、法を満たしているのかどうかお伺いをいたします。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

地域包括支援センターの現状でございますが、課長補佐をセンター長といたしまして、9名の職員、そして嘱託職員3名を合わせました12名体制で構成されておるところでございます。

また、先ほど議員のほうからご指摘がありました、地域包括支援センターに配置すべき職種は、専門職、ご存じのように保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士を置くこととされておりまして、設置につきましては、条例上の人員に関する基準がございます。

そして、その人数なんです、第1号被保険者の数がおおむね3,000人から6,000人未満で職務に従事する常勤職員の人数を1人置くことと規制されているところがございます。そのため、早期にそれぞれの専門職の増員、補完を図ってまいりたいと考えております。

しかしながら、その一方で、地域包括支援センターの業務は多岐にわたっておりまして、平成27年度に介護保険法の一部改正があったわけなんです、これまでの福祉から新たに在宅医療、介護連携の強化を図ることを目的に、昨年で申し上げますと、龍ヶ崎市、牛久医師会との委託契約において設置いたしました在宅医療連携相談室の推進を図ることや、認知症施策の強化、さらには、今年度からは介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業と言われるものなのですが、そちらのほうに取り組んでいるところでございます。そして、また地域ケアシステムを推進する上で、今後ますます増加が見込まれる高齢者へ対応するのが厳しい現状であります。

以上、地域包括支援センターの人員の構成と現状でございます。

坂本委員長

油原議員。

油原議員

地域包括支援センターばかりでなく、いろんな組織の中で非常に事務的に多様化していますから、市としてもいろいろと苦慮されている、スタッフ的なものはあるんだろうというふうに思いますけれども、ただ、ここだけを取ると、やはり地域包括センターというのは、名実ともに世代を超えて、包括的に超高齢化社会を支えていくという組織なんだろうというふうに思います。

そういう意味では、やはり専門職はもちろん、補助的なスタッフとかマネージャー的なそういう管理者とか、そういう者をきちんと置いて、やっぱり係とかグループで対応するのではなくて、やっぱり一つの課としての対応が私は求められているんだろうというふうに思いますので、これは要望でありますけれども、そのようにひとつ研究をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

坂本委員長

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

ごめんなさい、すみませんでした。

杉野議員。

杉野議員

一つだけ、包括支援センターというお話が今ありましたけれども、こちらにいわゆる居宅介護サービスのほうで、いわゆる民間の事業所、そちらのほうで訪問する、訪問サービスをする介護士が、人材が本当にいないんだということで、いわゆる保育士の話も出ましたよね。それと同様に相当きつい状況だという話を聞いていますが、その辺の状況はどういうふうに受けとめられていますか。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

先ほど油原議員のご質問の中でお答えさせていただきましたが、高齢者の数は4月1日現在で2万391人、当市内にはおります。率にいたしまして26.1%で、毎年1ポイントずつ増加するような形となっております。昨年度の同月と比較いたしますと、460人ほど増えています。

年によって多少前後しますが、そのような中、地域包括支援センターの3職種がいて、それぞれの職で、それぞれの仕事をこなしているわけでございまして、どうしてもケアプランの作成なんかも総合事業が入ってきたというようなことで、27年度に介護保険法のほうの一部改正があって、遅くとも29年から総合事業を実施しなければいけないという中で、民間のほうにケアプランのほうを昨年は委託する件数が増えた現状であります。そして、年々、仕事のほうは増えてきて、先ほどの話にも戻ってしまうんですが、人員の増は急務の課題と考えております。

そして、地域包括ケアシステム、ご存じだとは思いますが、住みなれた地域で、重度の介護状態になっても暮らしていけるというようなシステムづくりをするというようなことで、医師会の協力を得まして、昨年11月に在宅医療の連携室のほうもつくりましたので、そういったところと力を合わせて頑張っていきたいと考えております。

以上です。

坂本委員長

杉野議員。

杉野議員

ありがとうございました。

これからますます加速度的にやっぱり介護福祉士が不足、現状でも不足しているので、その辺の処遇改善のための市独自のことも考えていかないと、そういう時期に来ているのかなと思っていますので、よろしく、私から要望しておきます。できるだけ対処できるようにしてください。お願いします。

以上です。

坂本委員長

ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第7号 平成28年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、296ページ、297ページをお願いいたします。

障がい児支援サービス事業の特別会計でございます。

はじめに、当会計につきましては、市が運営しております障がい児通所支援事業所つぼみ園に関する特別会計です。つぼみ園は、心身の発達に何らかの不安のあるお子さんの成長を支援するために、日常生活の動作や、また運動機能の指導、訓練を行っています。対象となるお子さんは、小学校入学前の未就学児と、あと市内の小学校または特別支援学校小学部などの学童が対象となっております。平成29年3月1日時点の登録児童数は138人です。内訳としまして、未就学児が76人、学童が62人という状況です。この児童数は年々増えておりまして、138人という数字は、開設以来、一番多い人数です。

それでは、はじめに、歳入です。

左側の欄でサービス事業収入、右側では、障がい児通所支援事業収入です。この事業は児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービスになっており、原則として1割が自己負担、残りの9割が公費負担となっております。こちらがその公費負担の収入です。

次に、障がい児通所支援事業自己負担金です。これが利用されている方に負担していただく1割分の収入です。現年度分と過年度分です。

次に、一般会計繰入金の障がい児支援サービス事業給与費等繰入金は、歳入と歳出の差額、主に人件費への充当です。

次に、繰越金の障がい児支援サービス事業繰越金は、前年度からの自己負担金の繰越分です。

次の歳計現金運用利子は、預金利子です。

次の障がい児園外活動負担金は、スポーツ安全保険の加入保護者負担金分です。

次のページをお願いします。

歳出です。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）につきましては、つぼみ園職員3名の人件費です。

次に、障がい児通所支援事業です。主なものといたしまして、報酬の非常勤の職員報酬は、心理療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の報酬です。非常勤嘱託職員報酬は、保育指導嘱託員3名分の報酬です。そのほかにつきましては、つぼみ園運営のための事務経費でございます。

以上でございます。

坂本委員長

ご説明ありがとうございました。
ただいま説明された内容につきまして、質疑ございませんか。
油原議員。

油原議員

すみません、1点だけ。

データ集でいうと22ページに通所支援の利用数等出ておりますけれども、その児童発達支援、それから放課後のデイサービス、この利用実績について、平成27年と比較してどのように推移をしているのか、また、深沢さんからもお話がありましたけれども、障がい児の療育というのは、早期発見、早期療育というのが非常に重要であります。そういう意味で、児童発達支援の利用者86名、このうち市が設置しているつぼみ園の利用者は何人いるのか、お願いをいたします。

坂本委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

失礼しました。

先ほど部長のほうからもご説明ありましたが、平成29年3月時点のつぼみ園の未就学児童の登録者が76人となっております。そのうち、ほぼ全員が児童発達支援を利用している現状となっております。

以上でございます。

坂本委員長

油原議員。

油原議員

一般質問で、第1回定例会で私、やらせていただきましたけれども、要するに、そういう療育環境を充実するということが非常に重要なんだろうと。そういう意味では、民間ではなかなかスタッフをそろえるということは、これは到底、なかなか経営上難しい。そういう意味では、公設であるつぼみ園の担うべき役割というのは大きいんだろうというふうに思います。連携をしながら対応していくということが十分必要なんだと。

そういう意味では、やはり今、発達のおくれというんですかね、そういうお子さんが非常に増えていますよね。そういう意味では、しっかりとした早期療育というのが必要なんだろうと、そういう環境整備を整えるのには、やはりつぼみ園、専門職、人の話ばかりで大変申しわけないんですけれども、専門職を踏まえて、やっぱり正規職員を採用するとか、やっぱりスタッフを十分充実させる必要があるんだろうというふうに思いますので、よくご検討いただきたい。

終わり。

坂本委員長

ほかにございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号 平成28年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

それでは、決算書の303ページ、304ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計です。当会計につきましては、後期高齢医療、これは県単位で広域連合が保険者となりまして、医療保険事業を行っているものです。

はじめに、被保険者数の推移を申し上げます。各年度末の数値でございます。平成26年度末、7,768人、平成27年度末で8,187人、平成28年度末で8,692人と年々増加傾向にあります。

それでは、歳入です。

まず、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収と普通徴収を合わせまして、全体で約5億1,900万円です。収納率が99.1%です。前年度は98.69%でした。不納欠損につきましては、30人、299期分を欠損処理しております。

次に、左側の欄では、使用料及び手数料です。右側の欄で後期高齢者医療保険料督促手数料です。昨年度は1,236件ありました。

次に、繰入金です。

右側の欄では、後期高齢者医療事務費等繰入金です。内容ですが、療養給付費公費負担分、これの12分の1が市の負担となります。その額のほかに人件費、事務費の繰り入れも同時に行っております。

次の保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減に対します補助率4分の3の県補助、これに一般会計の分、4分の1を加えた額を繰り入れたものです。

次に、繰越金です。

右側の欄では、後期高齢者医療事業繰越金です。これにつきましては、県の広域連合では、3月末で会計を締めることから、4月、5月に徴収した保険料を平成28年度に繰り越したものです。

次の後期高齢者医療費保険者延滞金は18件です。

次の後期高齢者医療保険料還付金は、保険料の更正に伴う広域連合からの歳入です。広域連合で納付済みの保険料については、更正が生じた結果によるものです。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業歳計現金運用利子については、預金利子です。

次の後期高齢者健康診査受託料につきましては、75歳以上の健診実施について、広域連合から市へ業務を委託されております。そのようなことで、これは集団検診、医療機関健診に係る経費及び事務費について、広域連合からの歳入です。

次に、雑入、団体支出金です。後期高齢者医療広域連合特別対策補助金は、人間ドッグ、脳ドッグ助成費に対しての補助です。

次に、後期高齢者医療事業雑入は、平成27年度の広域連合への納付金の差額分です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

職員給与費（後期高齢者医療総務管理）につきましては、保険年金課職員2名分の人件費です。

次に、後期高齢者医療事務費です。主なものとして、役務費の通信一般費は、保険証等の郵送費です。委託料とその下の使用料及び賃借料は、コンピューターシステムの保守及びリース料です。

次の職員給与費後期高齢者医療保険料徴収は、保険年金課職員1名分の人件費です。

次に、後期高齢者医療保険徴収費事務費です。主なものとして、保険料決定通知書の印刷、郵送料など徴収に係る事務経費です。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金です。負担金といたしまして、後期高齢者医療事務費納付金は、広域連合事務局の経費全般に係る市の負担分です。

次の後期高齢者医療保険料等納付金は、歳入の保険料延滞金保険基盤安定に係る部分の

市の負担分です。

次のページをお願いいたします。

一番上の後期高齢者医療療養給付費納付金につきましては、市が負担する療養給付費の12分の1の分でございます。

次の後期高齢者健康診査事業は、広域連合からの受託事業です。主なものとしまして、委託料の後期高齢者健康診査は、集団健康診査及び医療機関健診に係る委託料です。実績を申し上げますと、集団健診882名、医療機関健診が142名です。受診率は14.2%です。昨年は13.6%でした。

次の人間ドッグ助成費は、市と委託している医療機関の健診額の2分の1、上限2万円を補助するものです。実績としまして、昨年は人間ドッグが202名、脳ドッグが18名でした。

次の後期高齢者医療保険料還付金は、各保険者への還付です。

以上が決算概要でございます。

坂本委員長

説明ありがとうございました。

ただいま説明された内容につきまして、質疑ございませんか。

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明願います。

足立健康福祉部長。

足立健康福祉部長

引き続き、決算書314、315ページをお願いいたします。

この特別会計につきましては、地域包括支援センターが居宅介護予防支援事業所の指定を受けまして、介護予防ケアプランの作成業務実施に係る特別会計です。

まず、歳入です。

サービス収入の介護予防サービス計画収入につきましては、介護保険給付を財源としております。283ページの介護予防サービス計画給付費からの歳入です。繰入金金の介護サービス事務費繰入金は、歳入歳出の差額分の一般会計からの繰り入れです。介護サービス事業歳計現金運用利子につきましては、預金利子です。

歳出です。

職員給与費（介護サービス管理）です。これにつきましては、地域包括支援センター職員の人件費1名分です。

次に、居宅介護予防支援サービスです。報酬、共済費、旅費は、介護予防ケアプランの作成に係る嘱託員の報酬です。委託料のケアプラン作成は、地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほか、一部を居宅介護予防支援事業所に委託をしております。新規で122件、継続で3,165件、合計3,287件分、その委託料です。

以上が介護サービス事業の決算概要でございます。

坂本委員長

ありがとうございました。

ただいま説明された内容につきまして、質疑ございませんか。

油原委員。

油原委員

特別会計，質問やったことないんですけども，議会報告会があるから一生懸命，何か一つぐらい探してやるんですけども，データ集で31ページで介護予防支援のケアプラン作成がございまして。そのケアプランの作成というか，これ本人はもとより，家族にとって今後の生活に大変重要なものになるんだろうと。このプラン，実際に行ってみて，その乖離があるのかどうか，プランとの乖離，または不具合とか，そういうのを常に確認をしているのか，プラン作成のままでじゃなく，そういう作成したもの，やっぱりそういうものを確認しているのかどうか，お願いをしたいと思います。

坂本委員長

中嶋高齢福祉課長。

中嶋高齢福祉課長

まず，はじめに，ケアプランの作成件数を直近で申し上げます。直近の8月で見ますと，新規で7件，継続で251件の状況にございまして。

次に，ケアプランの作成では，まず，身体的状態やご本人やご家族と相談を行います。いわゆるアセスメントという部分でございまして。その上で，利用計画，3カ月から6カ月，場合によっては1年というようなことで利用計画を立てる流れでございまして。

そして，実際にサービスを利用されまして，このサービスが自分に合わないとか，例えばなんですけど，施設が自分に合わないというような場合におきましては，ケアマネジャーと相談され，ケアプランを修正することは可能となっております。ケアプラン自体も当然，自分の体の状態像を見て，それよりも努力目標と申しますか，多少高目に設定はいたします。その中で超えられれば，介護予防というようなことで，さらに一段高いというような流れでケアプランのほうの修正は行っておるところでございまして。

また，見直しというか，そちらのお話だとは思いますが，ご本人とは，ケアプランを作成して実行している関係から，訪問や電話によりまして，その効果とプランの見直し，いわゆるモニタリングという部分なんですけど，そちらの検討は実施しておるところでございまして。こちらのケアプランも，簡単に言ってしまうと計画でございまして，俗に言われるPDCAサイクルの中で行っているというようなことでございまして。

以上です。

坂本委員長

ほかにございせんか。

よろしいですか。

それでは，質疑なしと認めます。

以上をもちまして，文教福祉委員会所管事項について，説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会は，この程度のとどめ，9月20日午前10時に決算特別委員会を再開し，環境生活委員会の所管事項の説明と質疑を行い，討論，採決と進めてまいります。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。